

商業史

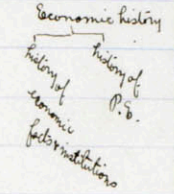
和田垣謙三君講述

自明治二十六年九月
至明治二十七年六月

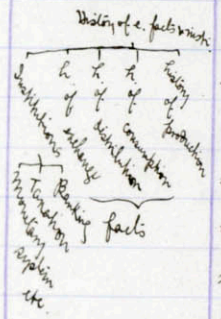
目次

緒言 1
参考書 2
総論 3
太古史
緒言 7
Phoenicia 9
Carthage 13
Greece 19
Rome 27
中古史 35
Italy' Free towns 38
Hansa 47
中古ノ商業，通路 54
Fair 57
中古ニ於ケル政，工業 62
中古ニ於ケル英国 63
近古史
Portugal 67
Spain 70
Holland 74
France 78–82.

緒言



Economic history ナル語ハ往々ニ曖昧ナル意味ニテ用ヒラレ有ラユル事ヲ大別スレバ二トナス可キ其一ハ経済上，参考及参照ニ，資スル為ニ書カレタル歴史ノ総テヲ可ナリ 其二ハ経済的事物即チ economic facts & institutions ノ沿革ヲ述ベタル部分ナリ ニ，二者ハ絶対的ニ区分シ得ベキモノニアラズ 切論ニテ互ニ影響及ボシ参考ニ供スル為メニ重ニ economic institution ヲ存在セシメタル歴史ヲ述ベタル事ナリ 第二種ノ歴史ハ第一種ノ歴史ヨリ生ジタルモノナリ 二者相関連スルモ Logically ニ之ヲ分チ主客ヲ別チ立テ論ズルヲ possible ニシテ desirable ナリ 即チ本講義ニ於テハ第一ノ経済歴史ヲ研究セント欲ス



Economic facts & institutions ノ歴史ニ亜ニ重大ナル分科ニシテ History of production（農業，牧畜，工業，鉱業，山林物ノ如キ物ヲ作リ得ル者ニシテ，作リ得ル者ニアラズ，治安ノ関スル…財政史，弾力ノ如キ，中ニ…法律問題ヲ含ム）ヲ研究スベキ History of distribution ヲ研究スベキ 之ヲ含ムベシ社会問題ヲ含ム 尚 History of exchange ヲ示ス可キ経済的事実，歴史，即チ右ヲ研究スベシ 而テ交易，要用ナル経済的事実ハ一ニ或経済参与…経済参与シテ交換，参与セラル可キヲ云フヲ以テ性スベシ 交易中大ナル重要ナル…外国貿易ナル者ハ foreign commerce（数量 Commerce ト云フモ，ナリ）ニ，他制度中 Banking 歴史（之ヲ Credit 歴史ト云フ可カラズ），Taxation 歴史，貨幣制度，歴史ニ，如キ皆興味アル問題ナリ

余…以上中 History of exchange 即チ（広ク取引ヲ）商業史ヲ述ベントス

参考書：—

1. History of Commerce in Europe, H.B. Gibbins. 1891, London. 西洋商業史
2. The Growth & Vicissitudes of Commerce, J. Yeats. 1887, London 商業興廃史
3. Recent & existing Commerce, J. Yeats.
   ヤーツ氏著 Yeats' Manual of Commerce 商業大全
× 4. History of British Commerce, Leone Levy. 1872, London
× 5. Industrial & Commercial History of England, Thorold Rogers. 1892, London.
× 6. Dictionary of Commerce & Commercial Navigation, Mc Culloch.
× 7. The Growth of English Industry & Commerce, W. Cunningham. 1885, Cambridge.
× 8. The Foreign Commerce of England under the Tudors, G.B. Williamson.
× 9. The Romance of Trade, H.R. Fox-Bourne. London.
× 10. History of Political Economy in Europe, Blanqui. 1882, New York.
× 11. Economic History since 1763, B. Rand 1892, Cambridge (America)
12. Map Studies of the Mercantile World, J. Yeats. 1892, London
13. The Golden Gates of Trade, J. Yeats. " , " .
× 14. Handbook of Commercial Geography, G. Chisholm. 1889, "
15. Historical & Chronological Deduction of the Origin of Commerce, Anderson. 1787 London
× 16. The Economic Interpretation of History, Rogers. 1889.
× 17. Recent Economic Changes, David. A. Wells. 1890, New York.

18. Geschichte des Handels & Weltverkehrs, Engelmann. 1859, Leipzig
× 19. " " " " , C. Böttger. 1884, "
20. " " Welthandels, Büchele. 1867, Stuttgart.

21. Abriss der Handelsgeschichte, M. Haushofer. 1888, Stuttgart.
× 22. Geschichte des Welthandels, Adolf Beer. 1860 Wien 5 Vol.
× 23. " " Handels der Industrie & Schifffahr, F. H. Lengerke.
× 24. Geschichte des Levanthandels im Mittelalter, W. Heyd. 2 Vol. 1879, Stuttgart
25. " " Handels in Beziehung auf P.Ö & öffentliche Ethik, Lafaurie. 1841, Stuttgart.
26. Geschichte des Handels der Erdkunde & Schifffahr, W. Hoffmann. 1847, Leipzig.
27. Allgemeine Geschichte des Welthandels, Schärer. 1851-53.
28. den Gang des Welthandels, W. Kiessenbach. 1860, Stuttgart.
29. Idee über die Politik den Verkehr & den Handel der vornehmsten Völker der Altenwelt, H. Haren.
30. Histoire du Commerce, Depping
31. Resumé de l'Histoire Commerce et de l'Industrie, Blanqui.
32. Handbuch der gesammten Handelswissenschaft, Meyer 1857, Paris
   Rothschild. 1889, Berlin. 2 Vol.

緒論

交換ハ社会ノ必要ナル事

高業史ニ於ケル根本的観念中ニ exchange（エクスチェンジ）ト云フ語ハ international exchange ノ意ニ用ヒラレ exchange ノ一語ハ何ヲ社会ニ必要トシテ必ズ欠クベカラザル事ヲ意味シ又ハ貨幣ノ意ヲ含ミ貨幣ハ交易ヲ進歩セシムル為ニ必要ナリ

進歩ト千倍ノ利

昔ハ物ト物トヲ交換シテ交易ヲ進歩セシメ又貨幣ノ代リニ貨幣ヲ使用スルニ至リ今日ニ於テハ貨幣ヲ使用スルニ非ザレバ千倍ノ利ヲ得ル事ハ出来ズ千倍ト云フベシ此ヲ千倍ノ利ヲ得ル者ガ人類社会ニ於ケル無比ノ貨幣ヲ作リ出シ即チ此人間社会ニ千倍ノ文明ヲ与ヘシ人ナリ如何ナル点ヨリ思考シテ交換ト云フ得ベキヤ物物交ヲ一言ニ交換ト云フ普通ノ思想ヲ以テ交換ヲ論ズベカラザル重要ナル点アリヤ限リニコレヲ述ベテ読者ノ思考ヲ注意シテ読ンデ思考ヲ交換スル能ハザル人ハ裏面ヲ察シ又ハ同ノ貨幣ヲ介シテ交換即チ愛国ナルガ国内人ト其物品ヲ以テ交換スル能ハズ又ハ国外人ヲ為ニ千倍ノ文明人間社会ニ必要ナルヲ知ラズ貨幣ヲ使用ヲ知ラズ故ニ交換ハ社会ノ基礎ト見ル時ハ不都合アラズ

交換ハ社会ノ基礎ナリ

社会ノ現象ハ相関連ス

茲ニ一国ノ状態ヲ述ベント欲スルニ大略左ノ如クナリ而シテ社会ノ現象ハ相関連シ改良上ノ或ル一事上ノ変ハ他ノ事ニ一国ノ高業ノ左右ニ又ハ直接ニ商業、製造ノ如キ或ハ手間上ノ賃銀ノ如キ或ハ地理上ノ発見或ハ交通ニ関スルヲ以テ社会ノ現象ハ高業ノ上ニ感化ヲ及ボシ高業ヲ再ビ上ノ影響ヲ及ボス且ヤ農工高ハ互ニ相関係スルガ故ニ農ハ工高ノ上ニ又高ハ二者ノ上ニ影響ヲ及ボス故ニ高業史ハ高業ノミヲ論ジテ他ヲ顧ミザルハ可ナラズ正ニ不可ナリトスルモ止ムヲ得ザルニ出ヅルヲ以テ止ムヲ得ズ高業ヲ中心トシテ他ノ諸事ヲ別ケ立ツルヲ得ベシ

高業史ハ文明史ノ一部ナリ

サレバ高業史ハ成立シ難シト雖モ高業史ハ文明史ノ一部ナリ実ニ其中ノ最重ナル一部ノ名ヲ有スルモノナリ

高業ノ起源

サテ高業ノ起源ハ分業ニ基ク人ガ孤立生活ヲナセシ時代ニハ

商業ト分業トヲ始メヨリ商業ト云ヒ而ノ分業ト始メ一地方ニ限ラレタル狭キ範囲ヲ離レテ地方間国際間ノ分業トナル

分業ノ起因

分業ハ人ニ固有ノ長短所ノ起リ又ソレガ地方ニ固有ノ長所短所アルニヨリテ起ルナリ而シテ分業即チ交換ノ国内トナル基ヒ社会ノ進歩ニ分業ノ進歩アリ又逆ニ分業ノ進歩ハ社会ノ進歩ニアラズヤト考フルニ分業ハ云ヘバ文明ノ交換ト見テ交換ノ実ハ分業ノ実ハ文明ノ実ナリ而シテ文明ノ実ハ分業ノ実ナリ故ニ商業史ハ分業ノ一部ヲ特別的分業史ナルヲ商業史ハ文明史ノ一部分ヲ知ルベシ

歴史ノ必要

商業史研究ノ必要ヲ説クニ先ツ歴史ノ必要ヲ説カザル可ラズ歴史ノ必要ハ一言ヲ費ス必要モナシ既ニ動カス可カラザル人力ノ証ヲ見ルガ如キモ過去現在ヲ知ラザル可ラズ殊ニ近来委員上ノ進歩ハ従来ノ万物ノ進化ハ従来即チ歴史ノ従来ナルヲ明ナリトスル上ニ進化ヲ即チ歴史スル所以ナリ Roscher氏(独逸)ハ歴史ヲ知ル必要ヲ説ケル見識高キ人ニシテ注目セザル所即チ過去ヲ注目スル人ニ非ザレバ高山ニ最後ノ光明ヲ見ル能ハズ況ヤ之ヲ見ルト共ニ一日後ニ過去ノ

手術工商ノ下ヲ伊太利ノ社盛ヲ来シタル Venice, Genoa, Florence, 高業ト、繁栄ヨリ阿蘭陀(Dutch school)文化「フランダース」(Flemish school)ノ進歩(美術上)モ Amsterdam, Antwerp, ブルーセス、高業繁栄ナルヨリ要スル、commercial prosperity ハ人ヲシテ実益生ゼシメテ文化ノ進歩ヲ来スヨリサレバ高業ノ繁栄ハ労作ノ奨励(ススム)ヘ spiritual cultivation ノ進歩豊望ム可キ

倫理上ヨリ云ヘバ人ノ働ハ苟モ無用ノ労作ニ神聖ナリ実業高業ヲ卑シム可キニアラズ Carlyle ノ如ク non-labour ナリ労作ニ神聖ナリ実業高業ヲ卑シム可キニアラズ高業史上ノ

2. 高業史ニ人種ト自然トノ関係ヲ主ニ人ト自然ノ違ヒヲ考ヘ知ラシム

(第一) 自然ト人種トヲ考フルニ(人種ト自然ノ区別ハ絶対的ニハアラズ蓋シ人間モ自然ノ一部ナルヨリ且假令(通俗ノ)区別スルニセヨ)コノ自然ノ外界ノ高業ニ及ス勢力ヲ見ルニ高業ハ nature カ人間ニ命ズル一ノ仕事ナリ即チ何レノ local distribution ニ地方ノ高業ヲシテモ適セシムル自然ノ安排ニテ各地ヲシテ固有ノ業ヲナス如キハ高業ニナス、必要アルナリ加之自然ニ山嶽、河海ノ交通ヲ妨ケル但シ古代ニハ山ニ交通ヲ妨ケタルトモ今ハ交通ノ妨ケ自然ニ減ジ交通ノ妨ケ自然ニ減リ一国ノミナラズ一人ノ交通ヲ助ケ地ヲ永楽シテ natural distribution ヲ来シ得ル割合ニ狭キヨリ尚一歩進ンデ考フレバ牛馬駱駝ハ人及物ヲ運送スル要スルニ外界ノ人ヲシテ自然ニ交通アラシムル Aristotle ノ云ヘリ人ハ元来(本)的ニ動物ナリト Man is a working animal ト Adam Smith ノ Man is an exchange animal ト云ヘル実ニ此地球ハ交通ニ適スル玩リ高業史ハ人ト自然トノ関係ヲ示スモノナリ

3. 自然ト人ト共働カヲ示ス

(第二) 然レドモ人ハ全ク自然ニ依頼スルニアラズ自然ハ吾人ノ如何ナル意志モ吾人ノ性質ヲ変更シテ可ナリ寧ロ自然ヲ人ト共働シテ始メテ自然ヲ充分ニ(共働ノ効果)全フスルヲ得ルナリ之ヲ人ハ聖経ノ望ヘ真智識ノ限リナキガ如ク地球ハ吾人ヨリテ狭隘トナル要スル Nature helps those who help themselves ナルハ実ニヨリテ高業史ヲ

2

西洋史ノ区分

西洋史ノ分チ三トス 古代中世及近世ナリ 或ハ四ニ分ツモアリ即チ近代ノ分アリテ史ニ modern 及 recent トナス

古代史ハ古代ヨリ西羅馬帝国ノ滅亡マデ (476 A.D.)

中世史ハ帝国滅亡ヨリ 1492 年マデ 或ハ彗星ノ時発見 (1497) ヨリ或ハ 1500 年ヲ

近世史ハ其后ヨリ近世マデヲ指シ或ハ物学等ニテハ近世ヨリ其後年ヲヲヲ最近ト云

太古商業史

緒言

Introductory remarks

商業ノ方法ヲ大別シテ二トス 即チ陸上貿易ト水上貿易トナリ

商業・種類

水上貿易ヲ分テ再河上ノ海上(ocean)貿易トシ

海上貿易ヲ更ニ沿岸(coasting)ノ遠洋(ocean)貿易トス

歴史上貿易ノ習慣ヲ見ルニ陸上貿易先ヅ開ケ次ニ河上貿易ヲ行ヒ

緩急・順序

後海上トナリ最後ニ沿岸ノ航行ヲ遠洋ニ至ル 太古ニ於ケル水ノ利用ハ

実ニ不完全ニシテ僅ニ一ノ海上ノ遠洋貿易大事ヲ占メ他ハ多クハ

陸ノ利用ニトドマリ或ハ地峡ノ開ケル所ニ至リ古ニ於ケル

唯遠洋貿易ナリ

太古商業ノ重ハ陸上貿易ニアリ其大ナル開ケタルハ Asia, Africa,

Asia, Africa ト Europe ノ三ニ於ケル Europe ノ三大陸ニ於テ少シク発展シタル後ニアリ

caravan trade ニアリ或ハ沙漠ヲ横切リテ camel ノ如キヲ用ヒテ

caravan trade

貿易品

(陸商)

(ナセルアリ)

(camel ハ沙漠ノ ships of the desert トモイヒカル有様ナレバ重

(大ナル)

(ナル)

宝物ハ云ハヌ迄モナク生産品ハ奢侈品ノ域ヲ脱シ貴重ナル香料ヲ

Asia, Africa, Europe ノ三大陸ニ於ケル故陸上貿易ハナヲ多カリ

水上貿易

サレド生産業ヨリ水上貿易行ハレ易シ地中海ハ三大陸ノ間ニ挟マレ

三大陸ヲ連絡スル内海ナルヲ以テ其海岸ハ良港多ク又島ノ如キ富ミタル

ハ水上貿易行ハレニ至リテ大ナル益アリ地中海貿易ハ内海ノ故ニ

地中海ハ天ヒテ西ハ Gibraltar 北ハ英ノ Baltic 海ニ通ジ東ハ紅

海ヲ Persia 湾ヲ経テ洋ヲデモ商業ノ区域ニ属シ恰モ地中海ハ一ノ

地中海・商業ノ重要ナル場

習場ノ如キモノナリ

(見ルベキ)

(大ナル)

(ベキ)

地中海ハ商業ノ発達ハ歴史ノ最モ大ニ驚クベキ実ニ

地中海・mother of civilization 等ノ称ハ商業ノ母ト称スベシ

太古商業ニ於ケル東洋ノ特ニ支那印度ノ如キ貿易ノ重ハ多クハ内ヘ内ヘト向ヒ外ニ

概義・範囲	支那ー self-sufficient ノ国ト云ヒ貿易ハ大勢ニ左ヒテ足ラサリ帝印度ヲ比較的貿易ヲ為セルヤウナリ且ヤ著書材料乏シキ故今暫リ之ヲ省キ埃及ニ就テ之ヲ省ク、世界ノ大勢ニ勢力ヲ及ボシ且ツ商業ニ於テ英国トセキヲ争フベキカ Phoenicia ノ商業ヲマヅ始メ次ニ述ベン。 Carthage ニ及ボサントス

Phoenicia

Phoenicia

語源

Phoenicia ... 希臘語 Phoinike より來り land of palm-tree' 又は fruit of palm or dates' を意味す 此の國は「シリア」海岸に在りて Libanon 山脈 (高サ九千三百フィート) 連山相接して重なり之と地中海との沿岸一帶の地即ち此の國は山に林木富み氣候暑き爲め palm に富みて此名あるなり

地形

Phoenicia は一の同盟國なりし Sidon (今の Saide 古名 Sidon (Bryssa)) Tyre (今の Sur or Tur 古名 Zor) Arados (今の Ruad) Zimyra Antaradus Orthosia Simyra Botrys Byblos Berytus Sidon Tyre Arados Tripolis Zemarus Botrys Byblos Berytus Sarepta Arka

Tripolis (古名 Zemarus) Botrys (今の Batrun) Byblos (今の Jebail) Berytus (今の Beirut) Sarepta (Zarephath) Arka

政治上宗教上の國なり

Phoenicia は一の同盟國なりしが其の各都市は獨立の一の同盟を成し皆心を一にして自治的なりき 然れども各 common god を奉斎せり 即ち Melkarth (Melek) これなり 此の如く政治上宗教上の關係ありしが如く力ありし盟主なかりしが如く small cities' 集まりて成る弱小一の國民として立ちし其地は海岸に沿ひ一小地なりしが一方土地に乏しかりしが故に人民が古昔貴き先驅者たりしが第一位に位する有名なる航海民族と成り其名を有するに至れり

人種

此の人民は semitic race なり Semitic race ... 今日に於ても満心猶利太人の如く怠惰なりしが商業社會社會に於ては其大權を握れるなり

土地の狹小なりしが故に政治上、勢力なかりし

date of commercial enterprise

Semitic race

同盟

貿易

走地ぶり

貿易の範圍

水上

陸上

概括するに Phoenicia は第一に一小區地なる其國自身の一體を成す能はざりしを以て集りて一同盟を成りし第二に Semitic race なりしが三に一人民として貿易に心を向けしと事實なりしが data 即ち此の人民 (ヨルダンと密接の見解あり) が commercial enterprise なるや批評すべからざるなり

Phoenicia 人は陸上水上に二貿易共に盛なりしが水上貿易を專らとせりと雖も海上貿易と雖も陸上貿易と雖も古昔貿易に從事せし人民 ... 古より著名な

1. 水上貿易

真航海

航海術ニテ海上貿易サヘ又一種ノ pirati サヘルカー Homer ノ詩中ニモ頻リニ此ヲ記シテリ此ヲ本語トセヨ 古ノ地中海…初倫東ー Arabia 海印度洋ニ及ビ西ー Gibraltar Pillars of Hercules ヲ過エ大西洋ヲ北ニ上リ英国ニ貿易ヲ求メ Baltic 海ニ ambre ヲ求メリ 而一度コレニ至リシ Herodotus 亦コレ Africa ヲ一週セリト記セリ其時ニ当リ…埃及王 Pharaoh Necho ノ命シタリトモニテ三年ヲ費セリ真ニ驚クベキ…紅海ヨリ始メテ周航セリトニテ

社民地

カク古代ヨリ利用シテ商業ヲ営ミヲ知リシトニテアリシガ大ニ商業ヲ進歩セシメタルハ カノ市場大ナルシ社民地ヲ置カザル大国ナリシ Phoenicia ノ社民政策ニ依ルト見ルベキモノカリ社民地、貿易ノ為メニ大ナリ社民地ヲ建ルニハ地中海ノ海岸ニアリ或ー Sicily, Sardinia 或ー Balearic Islands ニ至リ更ニ西ニ向ヒ西班牙、葡萄牙ニ至リ Etruscan ト競争シ又 Asia Minor, Africa, Europe ノ地中海沿岸ニ地ヲ占メ社民地ヲ設ケ今日 phylologically ニ土地ノ名ヲ研究スレバ Phoenicia origin ナルヲ以テ今日ニ於テモ Spain ニ於ケル社民地ヨリ出ル金ニ於テハ Spain ニ於ケル貨幣ニ Phoenicia 時代ノ貨幣ニ於ケル鉄語ヲ以テ銀ヲ鋳出セリ 而シテサリ迄モ古イト云フ様ナ建物ニ於テ二百年ノ間ニ人ノ増減シテ様子モリ二銀ー更ニ東洋ノ需要ニ向ケタルモノナリカラ 而ヨリ古キ社民地ヲ設ケタルニ Phoenicia origin ニテ

Sicily
Sardinia
Balearic Isls
Asia Minor
Africa
Europe

Spain

Cadiz

Cadiz ハ Phoenicia 語ニテ Gades or Gadeir ニテ castle 或ー城壁ノ意ナリ 而シテ Cadiz ハ on the most remote point of the world トイヘルコトナリ

Carthago

Africa 沿岸ニ社民地ヲ非常ニ建設シ数百ノ古キヲ以テ中ニ大ニ有名ナルモノー

Carthago ナリ new town ノ意ナリ蓋シ Phoenicia ニテ Tyre ガ old town ナリシニ対シテ言ヘルナリ Carthago ハ Phoenicia 語ニテ Kirjath Hadeschath (town new) ヨリ Kartchadka, Kartago トナレルナリ

(Phoenicia 人、Spain ヲ発見セル…紀元前4年又ハ4五十年頃ナリシナラシカニ十五世紀ニ至リテ再ビ Spain 人ガ南北中央ヲ来リ発見シ大ニ勢力ヲ振ヒ

2. 陸上貿易

陸上運輸ニ便ナリシ即チ Palestine, Egypt ヘ貿易ヲナシ又 Babylonia, Arabia ヘモ亦陸上貿易盛ナリシ是モ皆 caraban trade ナリシ

商品

加工セル法 carrying trade 運ビ入レル物 運ビ出ス物

商品ヲ考フルニ当時ノ諸国人、如ク Phoenicia 人ハ自国ノ産物ヲ商売ニハ一ヲ開ケレバ之ヲ売物ヲ買フカラニ始ヲ carrying trade ヲ行ヘリ而シテ自ラ物ヲ作ル事ヲ怠リ専ラ契約ヲ輸入シ之ヲ巧ニ加工シテ工業ヲ盛ンニシヨウト周ニ物ヲ Phoenician industry 中重ナル染ヲ有物ニヒラ殊ニ染方ヲ長ジ purple 大ニ発明ナリ初メ地中海岸ニ在ル処ヨリ五十三種、塗色ヲ出シ未ダ生成ヲ知ラザル染ヲ作リ当時 purple ノ文明上宗教上、場所ニ重ニ用ヒラレ又ヲ多カリシ羅馬人希臘人ガ、purple、小片ヲ衣ニ付ケルニ上ル比ヲ以テリシ更ニ前染工ガ Phoenicia、一大工業ヲ物ヲ治ヲ重ルモノヲ知ル

1. 塗物

2. 織物

次ニ Phoenicia ノ物産ニ宝石ヲ出ス…ソノ他ニ金属ヲ出ス事ハ古ヨリ有名ニシテ銅ヲ出ス事ハ既ニ銅アルニヨリ他ノ金属ヲ製出セシモノナリ…ソノ他 Egypt, Babylonia ヨリアッテ足ラヌ物ヲ多ク輸入シテ之ヲ加工シテ輸出スル時 Phoenicia ノ織物ハ有名ニシテ美術品多カリシ

1. 硝子

次ニ硝子アリ

ソノ外ニ玩具ヤ装飾品ヲ製スル事モ盛ンニシテ奴隷ヲ使用シ奴隷ニ男女老若ノ別ナク人種ノ別ナク当時共通ノ事アリシ就中希臘人ハ物知ヲ好ミシ而シテ当時ハ…ホメロスノ詩ヲ出デテアリシ之ニ一時 Phoenicia 人ニ希臘ヲ教授セラレタリシト雖ドモ之ヲ改メ東洋商業、monopoly ヲ有セシガ為ニ商売ヲナス能ハズ又 Jewish children ヲ輸出スルヲ好ミシ但シ之ヲ以テ奴隷ヲ買ヒ…戦争アリシ実ニ

4. 奴隷

etc.

~~slave~~ slave trade … コノ人民ノ一ツノ大ナル高貴ナリシ

コノ地方ノ物品ヲ所持スルヲ時 demand アルモノ皆所持セリト云フ位ナリシ

東西洋ノ間ニ在リテ Phoenicia人ガ仲立ヲナス

所持ノ物品ハ如何ナル處ノ物ヲ取リ扱ヒシカニ範囲ハ印度洋太西洋 Baltic 迄ノ其東洋ト西洋ノ大部分ヲ連絡シ得ル地位ニアリシナリ、其地ハ二大陸ノ中間ニアリコノ点ニ於テハ Babylonia 人ヨリモ高貴ヲ占メタリシニ東西洋ヲ連絡セシ Phoenicia 人ハ手ヲ以テ到底カカル東西陸上ノ大商ノ中間ヲ其成功ヲ計リ得ル conqueror ニ一歩ヲ優ルモノト言ヘリ

Phoenicia ノ盛時

カクノ如ク富増ヘシ後チ人口ノ多カル元ト高貴トノ設ケノ地ガ欠ケ dense population ナル故ニ人口ノ希薄ナル地ニ発展シ此ヲ以テ之ヲ中心トシテ四方ニ植民地ヲ設ケリ

サテ其後ニ至リテ之ヲ前人世代、即チ Assyria, Babylonia, Syria ガ Phoenicia ノ向フヲ廻ハリ海ヲ渡リ Hebrew ヲ経由シテ印度ノ Tyre ノ間ニ行ク… Sydon 商業ハ中ニトナリ後ニ Alexander 七ケ月間 Tyre ノ周囲ヲ取リ囲ミ其後大地震ニテ此ヲ海ニ埋メ Tyre 迄モ取リ去リシ

真似モ

Phoenicia ノ商業上ニ於ケル功ハ之ヲ後世ニ残シ実ニ Phoenicia ハ之ヲ以テモ之ヲ誇ルニ足ルト云ヘリ Phoenicia ハ之ヲ以テモ之ヲ誇ルニ代リテ其 eldest daughter トモ云フヘキ Carthage ヲ以テ之ヲ誇リ得ルモノナリ

(参考スベシ)
Fisher, P51-54
Encyclo. Phoenicia
Fisher 'Map P88

Carthage

語ノ意味ニ関スル二説

Carthage ト云フハ Tyre ノ植民ニテ new town ナリト云フ説アリ又ハ之ニ反シ old town ナリト云フ説アリ Utica (Utica) ト云フ古キ市アリ Carthage ヨリ古キ事百年ト云フ故ニ Carthage ヲ new town ト名ケタルナリト

真役立 = about 813 B.C.

Tyre ノ市ハ Phoenicia 人ノ植民ニテ紀元前八一三年頃ニ出来タリト云フ

其地位及其地質

Tunis 湾中ノ半島ニアリ高燥上ニ好適地ニアリ加之ニ近傍ニ地味豊饒ニシテ穀類葡萄油ヲ出ス植物多ク繁茂ニ適セリ

西営、範囲

Sicily

Africa 西北部

地中海、西部

サレバ Phoenicia 人ハ此地ニ商工業ノ力ヲ注キ両三百年ノ間ニ高営ヲ成功シ其範囲ヲ益々広メ Sicily ヲ besides Africa ノ西北部ヲ占メ Africa ハ元来地ノ一ニ名ケラレタリト云フ 地中海ノ西ノ諸島 Balearic Islands ヲ挙ケ Phoenicia ハ地中海東部ニ更ニ手ヲ延シ Carthage ハ西部ニ手ヲ延セリサレバ其営業ノ競争者ヨリ二百年間ニ Punic war ト称スル大闘争ヲ為セリ大事ヲ挙ケバ紀元前二五〇年頃ニ Carthage ノ Hamilcar ハ Great conqueror ト称セラレ又ハ Cambyses ヲ Carthage ノ建設者ト称スル人ナリ

Spain

Phoenicia ハ此ニ止マラズ更ニ Spain ニ進ミ New Carthage ヲ立テ Sardinia, Corsica ヲモ略シ

太西洋ニ出ル

北 Baltic ニ至ル

南 Sierra Leone ニ至ル

尚進ンデ太西洋ニ出テ南北ニ航路ヲ進メリ南ハ Africa 西岸ヲ Free town 辺ノ Sierra Leone マデ進メリト云ヒ Phoenicia 人ノ為ニ Hanno ナル人ノ命ヲ受ケテ西岸ヲ遠征セシ人アリ紀元前五百三十年ニ航海シ南ハ Senegal, Gambia 辺ニ至リシト云フ南進シテ二十日程ヲ経過セシ人アリ等ト南下シ或ハ其地ヲ開カリト或ハ土人ヲ西方ノ開カリトカ云ヒ遠征ニ遂ニ Sierra Leone ニ達セリト云フ コノ事ハ St. Vincent de Saint Martin ノ研究ニ Hanno 航海ノ記事ハ確実ナリトセリ 更ニ北部ハ Africa

Himilico が此物北岸、遠征ノ命セラレタルト同ク月同北部ノ岐海セントテ
カルデを進ムル時ニ不明ナリ但シ莫ニ至レル一確カナリ

Gibraltar ハカ島
豊ニ富ム有名ナル
リ

カ南北ニ岐ルヽ狭ニ大高峯上ニ列ヲ為ス十疑ナシ当時
Gibraltar ニ外ニ一種 monopoly (恐ラク人民) ノ利ヲ専ニセルカ如シ一ノ話アリ Carthage 都
北方向ヘ Rome ノ勢ノ延ルヲ見ルニ Carthage ハ之ヲ気付ス様更ニ防御ヲ
ニ全上ノ都落ヲ海中ニ投ジテ Carthage ニ帰リシトテ

Stummehandel

Gibraltar ニ外ニ、西豊珠 Africa 土人ト、高貴ノ如ク一ニ高貴ノ如
ニハカリ即チ Madeira 島ノ辺ニ Ceara 島アリ高貴ノ中ニ矢ハリシ此ノ辺ニテ高貴
ノ計望 Stummehandel (Silent commerce) ナリシ即チ先ヅ Carthage 人ノ品ヲ某ノ上
陸ニ之ヲ並列シ大ヲ某ノ之ヲ見ル土人ノ物品ヲ持ヘ来ルヲ待ツ Carthage 人ノ
品ヲ持ヘ来ル船ヲ追ヒ土人ヲ出ヲ為ニト思ヲ之ヲ並ベ隠レ Carthage 人モヲ
ヲ満足ナルヲ見テ之ヲ取帰ル満足ナラヌ品ヲ持帰ラヌ之ヲ持帰ハリ ニノ一 Herodotus
モ見テ記ヲ事ニテ一ノ引ヲシテ特別ノデー物品ニ手ヲ触レヨトテヲカ
ヲ指ヲカニ一第一ニ和互ニ異物ヲ捨ヲカヲリ第二 当時ヲ言語ヲ解セザル為ニ
ヲリテ益ナキヲヲヲベ

地中海ノ南部

南地中海、南部ハ Africa、北岸ハ一東ノ向ニ Egypt, Red Sea マテ
連ヲアリ到ル所豊富ニ空気ニヲリ

品

吹ノ商品ヲ述ベ

品ノ輸出

第一 Carthage ニ近傍、地中海ニノ産ヲ物ヲモヲリ乾燥果物ヲ油ヲ他ノ製造
塗料トナルモノヲモリカルドニ人民一番ニ高貴ノ如ク豊ニ Africa 土人ヲ使役シ
ヲリヲモリ

塗物 漆物 砂糖 玉子 皮細工 農産物

南特ニ工業アリ一ニ tanning 帯ビ皮アリ
morocco 皮; 二 羊毛 wool ヲ作レルモノ; 三 陶器; 四 金属ノ精物; 五 塗物
ヲ始メリトテ

これを最も盛ならしめ Phoenicia 産の Punic color と称されたるより Punic 又は Poeni 或は Phoeni は Carthage 人を称するなり

輸入品

輸入品は Africa より金象牙、米、塩鰯、皮、奴隷、薬物、鳥毛、羽毛；英より tin, Baltic より amber, 東洋より印度、欧洲地方の産物なり、之を生産せざる石古時主要輸入品なりしなり

造船業

為替及貨幣 Phoenicia にては之を以て輸入されし計りなりしと雖も古代に於ては大に為替は行はれたりと思はる

輸出品 Carthage 為替は一つ高価なる carrying trade 即ち運搬にあり Tyre 之に次ぎ之が従事せざりし

Carthage 盛時

元前 Carthage 商業盛んなりし時は盛大なりしものなり之を都となせしは Byrsa なり、馬廐四千、馬を繋ぐ三百、象を繋ぐ兵営二百、兵士あり兵船二百隻、船渠 dock あり軍艦を製造せりと

Punic war 時に 118 隻の一時用せられたりとの説あり ambition 強欲なるに基因せり

Punic War

Punic war とは地中海、西亜細亜の覇を Carthage と Rome とが争ひたるものなり Sicily 島を Rome 人と戦ひ Syracuse 王 Hiero 援助 一時は Sicily 全島を略取せんとせしが Sicily にありて Greece 人と戦ひ一時は希臘人敗れんとせしが Rome 人は Sicily を取りて西洋に立ち

(264–146) 戦ひたるなり

Spain, Sicily, Italy, Africa にて戦ひ Carthage は B.C. 146 年に亡ぶ Byrsa は焼きたるなり 七十万人中五万人を殺す、とは云ふ Rome 地中海の覇を唱へしと云ふ七十万人（ほぼ）

海の覇権は Rome 人の手に帰したり 海外 Sicily 島、Carthage は既に Rome 人の有となり、重立ちたる者を悉く殺し、暗黒に返しりて Punic war 結果により勝敗地を変じ盛衰を異にし、文化に及ぼせる影響如何ともいふべき興味ある問題なり

羅馬人：Carthage を亡ぼせし故 Carthage 研究の必要なし

追加：只に建築其他のもの焼き払いてナラず、材料：Carthage 書籍の如きも焼き尽せりと云う故に今日 Carthage 人に付き研究せんに苦むの外なし。羅馬人も書籍を焼き払いし故 Carthage 人とも、今日よりよりよりてアラサレバ特に研究の要もなかりしなり。唯一の書籍残りしのみ

書籍：Carthage general Mago 羅馬人 Hanno 航海日誌

Carthage general Mago 羅馬人 Hanno 航海日誌

Mago 農業の書二十八冊これあり。蓋し羅馬人に奪われざりしは独り農業を尊ぶのみならず著述に一技あるが為なり。Mago 農業の書は羅馬に於ても大に尊重せられ、羅馬人 Carthage を亡ぼしたる後も猶ほ其書を羅馬人に傳えたりと云う。Hanno 航海日誌は無きも Carthage 亡ぶるまでは Carthage 人の手にありしなり。Cato 提用論 delenda est Carthago

Carthage must be destroyed ……必ず亡ぼさざるべからず（後世に於ける解釈）

サレド Carthage 後世に於ける功績

第一 Credit 之を理解し之を利用したりしが故に今日の手形 bill of exchange 其他信用証書の大に行われたる時勢上、有用なる技術なりしなり。又今日の海損 Bottomry（冒険貸借）の如きも Carthage に於て始めて行われたるものなり。元手丈けの証書を以て之を担保として借り入れて後、

Carthage：Credit → 代用品 → 貨幣 → 行われり

貨幣を最初に作りしは Carthage なり　金銀を以て

今日の貨幣の如きものを流通せり。Socrates が貨幣を論じたる如く representative money（代表の場合）にても同じ事なり。要するに Credit にて繋ぎ得れば、それで済むなり。

第二 貨幣の用として如何なる品を以てするか。二説あり。一説は一硬貨一用とせりとなし、一説は硬貨は異金と合せて代理等の用をなすとなす。貨幣制度に関しては第二説の如く、Punic War 時代に生活せし Polybius 等は金銀共に代理貨幣の用をなすと云えり。第一説は今日の実況に近し。

蓋し Carthage 人の始祖は Phoenicia より移り来りしものにて

Carthage人の特色
- 殖産に富む
- 冒険的精神に富む
- love of gain

…この大いなる semitic race の特色は、一言にして言えば love of gain にありかくいう点において…Carthage人は羅馬人と全く異なりて、富に執しかつ冒険的精神に富む。アフリカ要地に、かのアフリカ至る所の例へば殖民、義務…

"Carthage人一兵士の腹と云う位に生命より財産を愛する国民にアラザルが如き軍隊…法律は宗教、特に最も厳しい刑法、かの幼児を供物とする宗教…

Moloch の神に犠牲を捧げる風習 幼児を殺して供える風習

真政体 = 共和政治

真政体…一種、共和政治にて Aristotle 言えるが如く democracy にて陥る弊 anarchy に流れ易く、ために人心の厭うところとなり、良き共和政体なりと云う

真政府 = 信用厚し

又政府かく信用を重んじて強い national credit を築くに一を予期せず真義務を欺かざるをもって云う。是また長所と云うべし。Phoenicia 殊に Tyre かの政治ようとするに真心をもって旅客商人を歓待するの故国を忘れてタネに等しいTyre といえども真理決定、実証されず

Phoenicia → Carthage に移り generalize しやすい点

殖産 → 植民 → 工業 → 繁栄 → 衰亡

以上述べたる Phoenicia → Carthage …二つ二つにて各人種宗教など…に特有の一致点、かくもかつ二大民族をして generalization をなさしめたる

高貴、崇高、不可思議なる二つの二元論が何ゆえにかくも一致するかは…

…ようなる各人種がかくも一団一共に商業国と共に航海国なる…

…の定まりに従い、かつ大海の陸地にあり、known world に関係せりかぎり navigation 発展せんとするに colonization の colony 及び航海のための一港あるを始めとして至る所の植民地を築き、かつ海の…

…交換をかかえ外国物産の輸入を来たし自ら製造し、かつ輸入に…

industry きたり始めて栄えたり

紙幣は政府工業、三菱アリト大規模、高等印刷ヲ除ク外製造セリ今
日、英国ニ於テハ凡テ然リ其他 Spain, Italy 等ニテモ亦同
同一徴ニ出ヅ
モサヨ酔サ川

Phoenicia ノ貿ヲ翻ル忌ニアリ…即チ Carthage ニ Phoenicia ノ地中海ニ於ケル商業ハ…西半分ノ地文ヲ他ノ一商業ノ迷境者…即チ Greece ナリ而ナ

Greece ハ地中海ノ東半部ノ地文ナリ

東洋地球，相異ル人数ニ於ル特質

Greece ヲ…両分スル則ハ Asia, Africa, nature ナルヲ一言ニシテ之ヲ平ニシ

分"當…monotony ニ repose ノ心ノ時ノ後者…variety 又 restless ニ當ル

monotony 單調ナリサル故ニ至ラズ…山川地形従ヲ人ヲ

variety ノ足ル様ニシテ東洋ハ…repose 高静ヲ生ズル故ニ地

Greece ハ之ヲ地ノ様ニシテ restlessness ナリ…ニ比較ス迄ナクノ希臘ハ

Greece ハ之ヲ地ノ様ニシテ variety 又 restlessness ノ生ズル地形ニ人物ヲモ此ノ地ノ住ム人ヲ

モノナリ詳言スレバ Greece …半島ノ東西南ノ三面ハ海ニ接シ其海岸ニ屈

曲多ク良港ニ富ム (ホト文明，商業ニ従ル高貴，関係…大ナルモノナリ) ノ地ヨリ地ニ…山ト雖ドモ

テ variety ノ及ボス勢ヒ大ニシテ隣ヲ異同アリ人ヲ ノ external influence ニ

variety & restlessness ノ性質ノ有ス而ニヲ其国ヲ初ノ分裂シ或ハ部

ヲ異ニ或ハ或一業 occupation ニ従事スル異ニシタル方ニ無ク上亜ニ進ミ高貴，又ハ

政ノ光被ヲ蒙ムルモノ…ノ地ナリ

Greece 古ノ方種

次ニ歴史ニ於ケル古ノ漢然ニ Greece ニアルモノ… Aryan 人種ヲ

ノ系ノ直接里間亜弗比加ノ人ヲ入レルノ…疑ナリ而ノ其ノ移住ニ方ツテ

ハ牛ヲ…高ニ羊ヲ…ヲ以テ生活ノ資ヲ牧畜ニ…ヲ生活ノ主ニ実施

シテヲルモノ…如ク…ナリ生活ノ状態ヲ異ニ而ノ東洋ノ製造器 Phoenicia 人

ノ…ヲリ Phoenicia 人ノ手ヲ経テ地ニ入リ…ヲ直ニ其ヲ用ヒラルヽ様ニ成ル迄

千二百年前ヨリ千百年ノ間ニ…ヲ地ニ入レ…ト成ヲリ Tyre, Sydon ノ人民ノ…

入レル所ト成ル Athens ノ Phoenicia 人ノ移セル monument ヲ…ヲ

British Museum (at London) ニアリ即チ多ク…ヲリ…Phoenicia 人ノ Greek ノ

師ナリシガ…ヲ…ヲ Greek ノ師ニ成ルニ至ルマデノ…ヲ

Phoenicia

Dorian Emigration
この故事＝
植民地発達
の大切な進歩を含む

Greece，政治上大なる影響を及ぼすべきを知るべき事実，Dorian emigration ナリ。此事ハ植民地ヲ起シ，植民ニヨリテ植民地発達シ，植民ノ結果トシテ更ニ植民ヲ起スニ至ルコトヲ示ス。此ノ如キ植民ハ航海ノ発達ヲ促シ，航海ハ又植民ヲ促ス。Navigation ノ発達ニヨリテ commercial talent ヲ増シ，Phoenicia 人ヤ Carthage 人ヲ生ジタルハ之ヲ Greek ニ於テ見ル事ヲ得ベシ。colonizing talent ニ於テモ彼ヨリ colonization ハ Hellenization ナルコトヲ以テ有名ニシテ Greatest colonizer ト称セラルヽニ至レリ。

navigation，発達

Navigation，発達ハ，土地ヲ開キ始メタル頃ヨリ海岸ノ人民ハ古ヨリ既ニ海ヲ生ジカケノ既ニ海ノ一部ヲ覚ヒ，更ニ之ヲ海路ニ応用シタルハ Thucydides，歴史ニ記シタル事カラデモ証セラル。sailor, navigator 生ジ，次第ニ航海的ノ精神発達シ遂ニ進ンデ piracy ヲ生ジ colonization ヲナスニ至リテハ全ク事柄的ノ関係ヨリ更ニ Greece ニ於テハ navigation, colonization ノ関係ノ川ヲ見ル

Athens & Sparta, Contrast.

希臘中大ナル影響ヲ与ヘタル点ニ於テハ Athens ト Sparta トハ二人ノ性質ヲ異ニスルモノニシテ Sparta ハ政治ノ発達，智識ノ交通ヲ有セズシテ自ラ孤立ヲ守リ交通スルヲ恐レ外人ヲ入レザルヲ以テ自ラ誇リトシ iron money ヲ造リ以テ外ヨリ入ル貨物ヲ防ギ Athens ハ之ニ反シ貿易ヲ以テ富ヲ得ルヲ主義トシ Athens ガ立脚地ヲ Greece 中ノ中心ニ占メタルヲ以テ不得已ノ事ナリ Athens ハ希臘中大ニ光輝ヲ放チ，ヨキ事ナリ。マタ之ガ為メニ外ヨリ来ル人ヲ見ル。Athens ハ王ノ居ヲ古ヘリトイヘドモ Athens ハ有形無形ニ進歩シ variety ヲ多キヲ以テ特ヲ為サヌ事ナリ

Piraeus 港

Athens ハ王ノ居ヲ古ヘリト雖モ中心ヲ為ス。Piraeus ハ北東ニ位シ，Athens ハ海ヨリ隔ツル五哩ノ平地上ニ在リ。Piraeus ト Athens トハ二ノ城壁ヲ以テ連絡シ，城壁ハ走路ヲ為シ，其ノ広サ六十 feet ニ及ビ，馬車二輛並進スルヲ得ベシ

Athens' 輸入品

Athens: Attica ヲ = アリコハ一般ノ意味セス. 寧ケーアルモ Athens 人ノ
意味ノ事ヲモセズ サレド 最モ 1 輸入大要ナリキ 而メ三ヲモリー Egypt,
Palestine, Sicily, 2 等ノ, Crimea 地方及 Ukraine (Latte 也一等ノ數
ヲ知ラズ) ニ仰ケリ 3 外尚 材木ヲ Macedonia, Thrace = 仰キ 金糸雀牙:
Africa ノ, 4 Linen ヲ試ム- Egypt ノ輸入セリ 而メ輸入中大ヲ占
キ: 5 奴隷ナリ コレ專ニ Africa, 黒奴ニテナラス 白奴モ輸入セリ
又 6 Euxo: Sea of Azuff, 上 Scythia ノリセリ

物品

輸出: 1 葡萄酒 油, 2 蜂蜜 (注- Athens, 特産- 有名ノ Hymettus 山
ヲ以テ製作スルモノ- 又ノ 3 金属, 宝玉類 (Girls & Eunuchs), 鉄: Crimea ノ如キ
ヲ以テ 4 陶器, 5 織物, 6 雨ノ到物 ノ諸物 (注- 輸出物ニ 7 生物モ有リ
ト雖モ 之ヲ略ス) ニテ 輸入ヲ償ヒ カクシテ Athens, 富ヲ Greece
ニ致シ 而メ Greece ノ第一ノ都ト為ス Athens 一手ニテナセリヲ以テ
ナラス 而メ Asia, Africa ニ於ケル富ヲ Athens ニ集ム

Athens ノ富ノ表ハレタル物件

oriental grandeur: Athens ニ見ルヘキ実物上「ヒラ」ノ色, 配合妙ニ精
ヨリ来ル Athens ハ 伝ヲ称スルヲ以テナリ Athens 人, 隙ノ費用ヲ以テ一建築物ヲ
ナシ 先ヅ大ニテ外観ヲ美ニシ 内ニアリテハ大ニ内ヲ飾リ 多
ク Athens: 上等ノ人物ニヨリテ製作ス- 精神ヲ尽シ 凡断間ニ 直線上, Refine-
ment ニ至ルヲ以テナリ Athens ノ富ハ- 殷一万人ヲ有スル以後ニ十万アリ

Corinth

Corinth の地位

Athens ハ Greece ニ於ケル市: Corinth ハ Greece ノ中央ニ在リ- Adriatic ト Egean
トノ, アリテ 互ニ貿易ヲ営ム 有利ノ地位ニ在リ 故ニ陸ノ咽喉ノ地, 海ニ好リトスルヨリ
便大ニシ Athens ニ次テモシクハ商業ノ地タリ 一ノ港ヲ有シ 之ヲ Athens ノ
ソレニ比スレハ 小ナレドモ 二港ヲ有セリ

Corinth ノ物品, ナラスモ製造ヲ専ニシ 1 気候ノ為ニ 2 多クノ工

陶器(3)或(4)物(5)堅物ニ於テ長ジ居テ Corinth ノ富ノ如キヲ Corinthia ト言ヘリ
luxurious ヲ生ゼシメタリ羅馬人後ニ市ヲ改玩シ時ニ用ヒシヲ
(6)statue ノ如キ大ニコレヲ言ヘリ而シテ此ヲ Corinthian metal or bronze
コレ称ス輸入羅馬人ノ市ヲ焼キ其ノ青銅ヲ鎔シテ燒キ一種ノ混合物
ヲナセルヲ言フ故ニ statue ニ富ミルヲ知レ又陶器物ニ於セルヲ知ル

Corinth ニヒカ Athens ニ比スレバ後セリトイヘドモ其ノ高地ヲ極リ
古ヲ空ウセズ Periander ノ時ニアリ

Greece ノ市ヲ生ゼルニ以上二市ヲカカセル部落 Greece ノ名ノ起源
(希臘殖民地) 幸ニ一部ノ名ノ名ノ名

トゝゐヘリ

Phocea — Phocia ~ Phoeneeia' 商業可盛ナル ガ為ニ 小アジヤ中ニトリヲ事ヘニテノカ

2. Asia Minor 亜細亜諸島 — Asia Minor ニ接近セル諸島中殊大ナルモノ 皆Greece' colony トリヲ主ナルモノ

Chios — Scios(Kio, Chio) — 葡萄酒ガヒヲ有名ナリ

Cos — Chos (Kos) 織物ガニヲ名アリ

Lesbos — Lesbus 大理石木材及薬物ヲ産ス

Samos — Samo 薬物及ビ織作ヲ出ヲヲラル

Rhodes — 航海ヲ進歩シヲ結果トヲ海上法(marnie law)ヲ発達セリ

3. Africa — Egypt 地方ニ於テ… Nile ニ沿フテ

Naucratis — アリ 而ヲ Egypt ト Africa トノ海岸ニ多カル植民地アリヲ中

Cyrene — アリ 五ツノ都市ヲ設立ヲ ヲ Cyrene 更ニ四植民地ヲ定ニヲ各ヲ Pentapolis トヲフヲ中ヲ有名ナリ

Barca — Barca アリ

4. Italy — 北ニ至ツテ伊ノ南部ニヲ植民地アリヲ即チ Gulf of Talento ニ

Tarentum — Tarento アリ 場所良港ニヲ航海盛ナリヲ他ヲ古ヲ皆ヲ望カレタル…

Cumae, Sybaris, Croton — Kumae, Sybaris, Kroton アリ 理ニ Kumae ト Kroton ニ美術工業製作ニ長ゼリ 而

5. Sicily — 島ヲ全体人ヲヲヲニ即チ Syracuse, Agrigentum アリ

Agrigentum, Syracusa — Syracusa ~ Corinth ノ人ノ設ヲスル所ヲ富大ニ而ヲ大ニ宮殿ノ一ナリ呉ヲ

コヲヲヲ多ヲヲヲ建築ノ壮大ナル Carthage ヲ一歩ヲ譲リ Carthage ヲ三ニ亜ヲ迫ジヲ Punic War トナリ古ヲテ仰来ノ識ヲヲ招クニ至リ

尚西ニ進シテ今ロノ伊南岸ニ一ノ有用ナル colony ヲ有セリ即チ今ノ

6. Massilia — Marseilles 是ナリ Massilia ハナリ元ト Phoenicia 人ノ建ツルヲナリシカ如ク

紀元546年 Phocia 人移り来り此地に土着人民と合体し商業を営みて大に繁栄を致す
遂に第3次 Punic war 後漸次 Carthage 亡び羅馬人これが地を占領するに
リケレース(ガデス)の地も商業上重要の地位を占めり

Black Sea
Abydos
Lampsacus
Heraklea

黒海に於ても数多の植民地ありて重なるものを次に挙ぐ

Abydos, Lampsakus, Heraklea, Byzantium 等あり中 Byzantium
東西(ヨーロッパ)連絡するにより又黒海と地中海の間にありて昔時二海間にあ
りて商業の地たりしこと Greece 著明なり Ballam を愛撫する許りの如き Caravan
trade にて東洋(黒海)より来りて欧に入り而して caravan trade に良質なる即ち香料や貴重品
玉 linen 等を輸入せしにより Byzantium "Bazaar of the world" と
呼ばるるに至れり 658年ローマ帝国の都となりしが後 Constantine 帝ビザンチン
を Constantinople と命名し東羅馬帝国の首都となり 希臘印度支那の美術品
Constantinople を通じて希臘と印度との 相類似せる点多し
ヒ交通せるにあらざるも文明上より考えて東洋西洋相流通せりと信ずる証拠ありと人あり

Liebig, Greece, 商業
論旨

Baron Liebig 氏の論説に曰く下の如し

The source of wealth, trade & power of the Grecian states when the latter were in their prime, was the highly-developed & wide-spread industry. Corinth produced what would correspond to Birmingham & Sheffield wares; Athens was the centre of the manufactures which we now find divided between Leeds, Staffordshire & London such as woollen cloth, dyes, pottery, gold & silver utensils & ships. The citizens were manufacturers on the largest scales, shipowners & merchants who had their offices & factories along the whole coast of the Mediterranean & Black Sea. The men of science were the sons of the citizens

& thus became familiar with trade, manufacture & commerce. Thales, a trader in oil, Socrates a stonemason, Aristotle an apothecary, Plato & Solon not strangers to trade. In ancient Greece the learned man spoke the same language as the tradesmen..... democratic institutions frequently brought them into personal intercourse. In fact the 38 chapters of "problems" appear to be no other than a series of questions from tradesmen, artists, musicians, architects & engineers which Aristotle endeavoured to solve as far as his knowledge enabled him to do. Outside the time of Pericles no other country of the ancient world united the necessary conditions for the rise of science as there were found in Greece owing to its social state & to intimate relationship that exists between the productive & intellectual classes.

Greece, 科学 = 数学

実に希臘を以て算術を使用せり初めし Greece 一人両人と人両人アラガル人両人より成りたる人の新語用アラズ 之を Greece を以て以て或定義に上一進んで試みたる両人迄、異国に元キサルリサル異国に学びたる後を高堂ヲ以ヘリ並に異国人ご高堂に増して且希臘人り見して且つ高堂多数故堅 Greek 七計ナレバナリ希臘に対話なしとも対話あるかも、一希臘ラリトン言更ナリかと高堂史上異国職かる後を Greece 高堂リハカ足テナリ

異国に元キサルカ後を高 Greece 高堂リハカリ

統りて Greece 高堂上ハテハカ多ヲ言ヘ

Greece, 功業

I. 貨幣

貨幣論述ハ Greek 諸人に於ハ設ケナスリテ後一般話ヒケレ希臘に於ケル貨幣の use ヲ大略ヒセハ…以カリ迄、Greece 貨幣ニ関ス

こゝ Athens 監督ー Greece を定めりかゝる処つり足し、良悪う論ずるこゝ用もなーつかり

3. Credit, 法律ニヨル金銭ノ貸借ノ取扱方

Credit 法ー如何ます複文ト高貴上ノ意味、海会ことゝ高人(ハイヘン)気ヲつかテ外モおかしけー全主同時ニ二ツノ方ニ金銭ヲ借ル 10%ヨリ36%ニ迄ノ率ニ貸借者ノ法律上ニ取ッた志ヲ罰ス Plato, おかすを貸借ヲ以ロ録ヲ明ルクうじまうしょじ文人ノ故、ヲ以ニ負シタリト云ッサレバ bankrupt スルモノ(そうゝ)ノ録トスルカ又一方ヲ押ツケ入獄セシム法律アリこ also Law, Bankruptcy ヲ一ヶ条ニ規定ヲ以ロ紙上中ニアルけい記シルセリかり

こゝ:悪ヲ知ラシムル英国ニテ在留ッテニ都ル

3. 領事裁判

今日ノ時勢 Consul ー Greece ニ始ッリ 都府地ニ Presenor (アクロ) ー ヲト Corinth ニ於テ始メ外人ニ与ッテ Greece ニアリテ一ヶ所ノ Consul ヲ土地風俗ヲ定ル為ニ多人ノ選ヒ幸ヲ人、Intent ヲ以ニ或ル内外人ノ事ノ仲裁ヲ幸ヲ判断トルかけ幸ヲ以ヲ言ヲ以ノセリトモ

羅馬

Rome

伊太利ノ地形

伊太利ハ希臘ニ比シ地形ハ簡単ナル事ナカラズ…希臘ハ四方ノ海ニ臨ミ良港ニ富ム…希臘ハ古ヨリ有名ナル Greece ノ地勢ハ前ニ述ベシ羅馬人ハ歴史上ニ於テハ大ニ関係ヲ有スルモ商業ニ於テハ…寧ロ関係浅シ羅馬ハ前ニ Etruscan ノコヲ一言ベベシ

Etruria

Etruria ハ今ノ Tuscany ノ地ニテ伊太利ノ北部ニアリ Rome 人ガ伊太利ニ覇ヲ唱ヘル前ニ於テ既ニ可成リ文明ノ程度ニ達シ特ニ農業牧畜ヲ重ンジ[2]又陶器ヲ製造シテ[3]精巧ノ名アリ…Carthage ハ伊太利南部 Magna Graccia ノ西北 Baltic sea ノ近辺ト民ト商業上ニ交際アリ Pisa, Kupra ノ如キ market town ノ遺跡モアリ Etruria ハ事実上滅ビシモ文明ハ後ヘ遺ス Etruscan ware, Etruscan vases ノ残レルモアリ

Rome人ノ性質

Rome 人ハ Etruria ノ後ニ来リ Etruria ノ肩ノ上ニ立テ世ニ出デシモノナリ羅馬人ハ martial ノ性ヲ備ヘ千年ノ間戦ヲ好ミテ天職トセリ何レカト言ヘバ non-economical, anti-commercial ノ人民ナリ笑ヒヲ一掃スルノ言ヘバ Rome 人ハ(war & conquest ヲ好ム…国ヲ富ナリト、maxim ヲ一掃シ economical system ナリ Raubwirtschaft Robbing economy トモ名ケヘキカ笑ヒ(ム国ノ)ヲ真正ノ経済的ニ有利ニ為スニ力大ナルモ寧ロ経済的ニ国ヲ overthrow シタル歴史家ニテ有リ

Rome ノ農業ノ有様

サレド羅馬ノ未ダ戦ヲ始メザル間ハ地形上ヨリ農業国ナリキ伊太利ハ気候農業ニ適スル山ニ…葡萄、olive ノ牧畜(牛羊ヲ牧ス)ニ適シ且乳肉ヲ用ヰルノ故ニ農業ハ大ニ重ンジ良民独特ノ気ヲ養ヒセリキ Carthage ヲ滅ボス迄ハ農業ヲ営ミ…居タリ

農ヲ営ムノ故ニ生活ハ倹約ニシテ勇壮ナリキ独立精神ニ富ミ一朝事アレバ鍬ヲ棄テ剣ヲ取リ戦ヒニ従ヒ…まんぜうし ね隷ヲ事トセラレタリ既ニ商業発達スルヤ奢ニ流レ奢ニ流レテ商業ニ於ケル Punic war ノ如キ重要ナル

passive' 商業ヲ行ヒ性ニ Etruscan ノ如キニ力ニ富ムル文明ヲ到ル所ニ他ノ地ニ産物ヲ運ベリ又 Phoenicia 人ハ東洋ノ産物ヲ愛スル羅馬人ニ之ヲ以テ半島ニ使ヲ送リ心ヲ用ヒテ

Punic war 後

羅馬人ハ時代ニ生ヒ出ル勢力ヲ注ギ Sicily 島ヲ Punic war ヲ以テ Carthage ヲ苦シメ又 Macedonia, Spania, 小亞細亞ヲ併呑シ Carthage ヲ亡ボシ後ニ羅馬, marine power ヲ盛ンナラシメ思ヒカケテ政府上ニ有産者ノ力ニ農民ノ勇戦ニ小農制ニ大農制ニ代ニ奴隷使役 latifundia (large estate) ノ制始マリ 多クノ兵卒ヲ養ヒ心ヲ農業者ニ之ヲ偏ニ風ト元気ヲ小田制ヲ田舎ニ一ト変セリ 農産減ジ今ヤ農産物ヲ輸入セリ之ニ代ツル一ノ物ヲ奢ニ走リシ物ヲ人ノ心ノ hidden 又ハ気質ノ財宝ヲ或ハ知リ得ズ也ヒ, Spain ニ羅馬ノ如クノ Spain 人ニ nature ノ気質ノ等ノ ニ在リ Rome 人ニ之ノ外ニ ノ等ヲ以テ奢ツテ在リ

又思想ニ raubpolitik ナレバ他人ヲ感化ヲ受ケ宗教社会, 習慣ニ実ニ悪シ吸収ヲ受ケ

帝政時代

27 B.C. ニ帝ヲ立テ帝ヲ立テタノ luxury ノ空力ノ盛ンノ元気ニ luxury ニ他人モノ奢ツテ丸ノ如キ人ナラズ 国ヲ王ニ何ヲ心ニ羅馬ニ生ヲ社会ヲ亡ボス元ヒ 貧富ノ二階級トナリ 皆労ヲ心ヲ得ル気勢ヲ陥ヲ

悲ムベキ羅馬人ニ negatively ニ死滅ニ, 敵ノ征ヲ受ケ, 集ニ ヲ派ヲ立リ Rome ヲ死滅ニ, weakness ヲ以テ元ヒ大ナル ヲ生ヒ ヲ Raubwirtschaft ノ派ヲ生ヲ見ル

Banking trade

商業ヲ大ナル ヲ為ス ヲ擁ヲ ヲ力ヲ理ニ banking trade ニ盛ニ ヲ Cicero ノ語ニ Rome ノ実ヲ表ス 盛ヲ待テ Marbonnais (海)

遠き provinces に於ける道路の一 stens 里, 全き Roman counting-book に載せられたり

羅馬の入口

羅馬 … Augustus 時代に在りては第一の入口十五, 入口に有る門を通りて物入を命ずる事なりき, 物入の品物に羅馬の物と外より来たりし物入品 … 1. Sicily 辺の … 穀物, 2. Sabelli 地方の … 肉類, 3. Spania 地方の … 葡萄酒 olive 油, 4. Greece 地方の … 葡萄酒も, 此物 5. Egypt 地方の … 此地方物産一国の専売物, 物産の多き … 其時代に学問者其外を他に従い Alexandrie 等に之を送る, 其地方を全面積計り Marcus Aurelius Antonius 時代に至りては之を四つに減ぜり 羅馬市の四方六哩半の所 Thales 川より来る物入, 差額 … 銀其他羅馬が

Roma の三港

輸 … 三港の物入 … 1. Ariminum Rimini 或 … 第二 Italy 物産一つの入り口あり 2. Ostia, Puteoli の中 Ostia … 総主の港, Augustus 時代につくり Terracina 迄 canal を等しく而り Terracina Puteoli と連絡せり 二港の一等の東海, Spania 地方 Africa 物品入りましりを以 Claudias, Trajan 時代より Ostia に築港せりかと疑れ Tiber 河口に小なる埋り今日始て埋没せり 而して物品を積りの三港ありき 三港いずれも羅馬商業一従属なりき

Roman road

羅馬が一つ商業史上又は史上に大影響ある如くあり 即ち Roman 共和 road と Roman peace となり Roman road … 大に其地方の通信の早り故又地方何ヶ第一等をも或一出兵 … 大勢力のごとき指令 nervous system, 如き地方に何ヶ役ありの大勢力一ヶ所より全体に鉄道, 如くカの道路 … 帝王時代前よりもこれをより完全にすれば

道路の利

直ちにその一…羅馬から Epirus, Macedon となく、一…羅馬を中心として伊太利、北は Spain 至るまで Augustus 皇帝更に之を増加して branch road を作り尚一地方と雖も大に利益を与うる又は直ちに羅馬を界手和の手を望む手和…即ち商業、交通の変ずる羅馬文明の上に影響を及ぼせり実に Roman road …称する商業上、羅馬一部分を賞つて造れ利用

紙幣の利

紙幣の二三、Rome にて施行せしもの

貨幣制は Pound :: £ を用と、Shilling :: s を用と、Penny :: d を用ゐ羅馬に至りては libbrae, solibi, denarii :: weight 名の如き貨幣名なり 蓋し羅馬一般に barter economy 即ち牛の如き貨幣として用ゐられたる物品を用ゐたるにより牛を以て貨幣となし、或は牛の頭数を以て貨幣となせしと雖も紀元前269年に至りて銀を用ゐるに至れり Empire 時代に至りて皇帝は自己の肖像を銀貨と鋳造し今日の所謂 token money なり

銀行業

銀行…羅馬…昔の銀行と私立銀行あり銀行の勢…実に大なりしが古来皇室を中心とせざりし為大銀行業…発達せざりき故に昔の銀行…政府の管理したるもの government bank, 或…多少国教を重んずるの都合に基きしもの通し

金利

Twelve Tables …定めし年利は8 1/3% :: 現今のパーセントに当る 即一分(即ち年一割二分) centesima 利率なりしが Augustus 時代…4% 迄 Tiberius に至り 6% となりしが 8分の1割に上昇し尚下つて Alexander Severus 時代…12% となりしも Severus 自身…改鋳せしため 4% となりしと Constantine に至つて

12%ヲ legal interest トナセリ 是ハ一般ノ場合ニ付テ云ッテノ事ニテ貿易ノ
ニ於テハ 48%ヨリ 60%ノ間ニテ Gniesnozniesen 禁ジタリ

貿易官

貿易ハ Greece ノ様ニ Corinth ニテハ各別ニ Consul ノ如キ官ヲ設ケタリシガ Rome ニテハ之ヲ特ニ制定セズ state ノ一般ノ官ヲ以テ貿易ヲ管理セリ尤モ各事毎ニ之ヲ管理スル者ヲ定メタリシ場合モアリシガ常ニハ之ヲ設ケズ此点ニ於テハ Rome ハ Greece ニ比シ大ニ異ナリ

Governor ノ任免

Rome ハ領土ノ大ナルヲ以テ各地ニ Governor ヲ置キ之ヲ Roman governor ト称シ各 province ニ於ケル民事ニ関スル law ハ各 province ノ制定ニ係ルモノアリシモ多クハ Rome ノ制定ニ係ルモノヲ採用セリ 而シテ之ヲ一般ニ適用スルハ普通ノ法ナリシヲ以テ之ヲ Jus gentium ト名ケタリ Jus gentium ハ各国ニ於ケル国際法ヲ意味スルモノニアラズ

羅馬帝国ノ分裂ト西 Rome 帝ノ滅亡

羅馬帝ハ 336 B.C. Constantine ガ Constantinople ヲ建設シ東西帝ヲ置クニ及ンデ東帝ハ Greek influence ニ化シ遂ニ羅馬ハ自然ニ勢力ノ重心ヲ失ヒ西民族ノ為ニ蹂躙セラレ苦メラレ略スルガ如クノ事実ヲ生ジタル後ハ羅馬ヲ破リテモ羅馬ノ勢力ハ Barbarous tribes ニヨッテモチサレタリ 西羅馬帝ノ滅亡ハ中古ト古代トヲ区別スル羅馬大帝国ノ滅亡ヲ以テ至因ノ economical ト至因ノ non-economical トナリ Roman ノ名ノ受ケタルモノニ商業上 negative ニ於ケルヨリモ positive ニアリ Roman road ノ

太古商業史ノ概論

太古商業史ノ概略

太古ノ商業史ノ部門ハ Phoenicia, Carthage, Greece, Rome ノ地中海ヲ中心トシテ栄エタルモノト Assyria, Egypt, Babylonia, India, China ノ大ニ異ナルモノトニ分ケ得ラル 前者ハ world commerce ニ関係ヲ有スル国ニシテ後者ハ

家ガ古ノ四ツノ時代ニ付テ概略ヲ述ベマス…

一. 商業ノ中心ガ西ニ移ル

"The star of empire westward goes" ト云フ格言ニ依リテ commerce ヲ西ヘ引キ去ル事ヲ言ヒ… 古ノ商ケチカキノ陰ヲ Phoenicia ノ Carthage, Greece, Rome ト云ヒ又ソレヨリ西ノ Italian cities, Spain, Holland, England, America ヲ移リ行キ、有様ヲ一言ニ述ベテ有ルモノト思フ

二. 古ノ商業ノ範囲…欧洲ノ一部ト Europe ト Asia ト、支那ト Asia, Persia ナドヲ包ム現今ノ商業ヨリハ狭シ

第二. 古ノ商業ハ可成リ large scale ニハアリサレド多クハ北東ヨリ西南ヘ向ヒテ進ミ、即チ Europe, 南北ノ割ニ Alps, ソレヨリ南北ニ隔テラレタル地中海ニ入ル間ハ Baltic ヨリ北ニ向ヒ Alps, 即チ支那アタリニハ気候地味ヨリ指図シ得ベキモノヲ得ズ又有ル方面ハ、生活難ヲスル商業ヲ営ミ難キ故、北部アタリニテ一番地方ノ物、Baltic, amber ナドヲ南ヘ、商人、貨物ヲ僅カニテ Greece, Rome ニハ皆ソレヲ包含シテ肉、乳、牛乳、cheese, honey, bread, 酪業物、酒、葡萄酒、ソレヨリ遠ク南ヘ行キテハ気候大ニ異リ生有ラズ、又高山、砂漠ニ妨ゲラレ遠ク行ケズ、ソレヨリ北ニテ望ミ無キ故ニ北ヘハ行カズ、交易ハ小サイデアル。Europe 内ニ於ケル commerce ハ大ニ発達シ、又ハ東洋ト西洋ト、交易ノ中心ハ、西洋人ハ物ヲ需ムルヨリモ、ソレヨリ西洋人ハ Jassine ニ物ヲ与ヘ無クテハ上ラヌ人ニ向フヨリ多ク与ヘシガ Mohamedan ガ一時ヲ占メテ、支那ヲ引キ寄セテ、ソレヨリ西ヘ進ミ、西洋ヘ動ク人ハ少ナカリシ。

三. 軍隊ト商業、宗教観察ノ一

第三. 商業ト軍隊ト決シテ一致ノ有ルヨリ先ヅ商業上ノ重ナル地ヲ一ツ宛ヨリ上ニ述ベテ其ノ時代ノ観察ヲナス Athens, Carthage, Tyre 及ビ Alexandria, Babylon ナドモ皆ソレ〴〵其ノ時代ノ軍隊ニハ入ラズ、商業ノ主ナルヨリ主ナル商業ト

相助ケタリ生活ニ必用ヲ為ス所ノ品物トスル利ヲ得ル為ニ費用ヲ償ヒ迄ニ中古
fairs 盛ンナリシ為メ、市場ヲ成セリ 盛ナル市…事ガ事ヲ為ス盛ナル

第四 商業上ヨリ起ル興亡、弊…行ハルヲ指ヲ為スヲ一ニシテ即チ始メ富ヲ
ラン…大帝勃興セシメル商業ニ従フヨリ外ニ富ヲ為ス者ノ、欲ヲ
起ス luxury 欲ヨリ起ル…為ニ富ヲ欲スルヨリ外ニ富ヲ為ス人

desire after money increases just as much as the wealth increases 古代盛ンナリ 所ノ富ニヨリ、権力ヲ得、権力ヨリ権力ヲ得ル之ヲ
実用スル為ニ或ル戦ヲ或ル攻ヲ時ヲ挙ス ガ Greece 亦ハ Rome ヲ指ス…類ヒ起ルカラ
Everywhere we reign as masters. Wherever we approach all things are ours. We reap, the vintage with our lances our labour is done by our swords. Aristotle 曰" The art of war is a natural method of acquisition. War is a kind of hunt for such beasts & men as are born to obey and yet refuse to be enslaved. カ如キ自然的ノ人民ヲ対象トスル自然的ノ人民トハ Athens, Tyre, Carthage Rome ヲ指ス、即チ、征ヲ指ス訳ナリ

商業興亡、原因… conquest ヨリ military failure ヨリ生ズルヨリ
所ノ敗ルルヨリモ、血ノ原因…ヨリモ 或ル商業ヲ性質上ヨリ盛ンナル
ヲ為サヌヨリモ、ソレガ決ヲ為ス ラン商業…富ヲ作リ出ス… self-destroying 破
壊ヲ生ズルヨリモ之ヲ利用スル…ヲ用ヲ為スモノナリ サレバ商業ヨリ自滅ヲ為ス
ニ於ケル ラシメル血ノ一定法上、勇敢ニナリ或ル指揮ノ指ヲ或ル堅忍、流レ
ル、主権上、盛ニ於ケル気力ト力モ又ヨリ長ク保ツ為ニ…直法ノ政府
ノ実体ノ実、親密ナル元気ヲ礼節ヲ為ス…者ニ於ケル文明ニ元気ヨリ依

何卒之事ヲ知ヲ篇要点ヲ以テ大ニ考慮セラルヽ迄ノ儀ニ

Seek first justice all things else shall be added to you トカ又
Let Justice be done, though the world perish トカ覚悟ノ上ニテ
古今東西ヲ攻撃ヲ一ニス

三 Is commerce mortal?

茅五 商業ノ三ツノ繁栄ヲ発達ニ限リアル中ニ Is commerce mortal? 人ノ如ク生死ヲ免レ死スルモノカ今ノ英商業ヲ後世ニ残ス事ノ出来ルヤ否ヤ一大問題ナリ

中古商業史

中古商業史

範囲
5th century 乃至 15th cen.

大古ノ歴史ヲ読ム事ハ甚ダ困難ナル事デアル、monotonous デアッテ不味
深遠ナリカラデモアルガ、又大運動始マリ今日ノ欧洲各民族ノ基ヲ成シマシタ時代デアルカラデモアル、基礎ヲ究メルニハ今日ノ difference ト雖モ其ノ即チ起点ヲ明ニシナケレバナラヌ、其ノ点ニ於テ今日ノ欧洲ノ発展ヲ知ルニハ大ニ発展アル大イナル世界、面目一新セリト称スル時代ヲ研究スル事ガ必要デアル、Common ニ都合ノ宜イノハコレヲ中古商業史トシテ論ズル

Teutonic migration

コノ年代ニハ大運動ヲ起セルモノデ Teutonic 人種ガローマ帝国ニ侵入セルヨリシテ Huns, Goths, Franks, Vandals, Lombards, Saracens 侵入即チ migration 大波ノ如ク、絶エズ打チ寄セル時代デアリ而ヨリ一時ニ商業ヲ全ク滅ボス程ニ迄ト云フノデハナイガ、発展ヲ笑ニ導ク国力ノ時代、民衆ニヨリ豊土ヲ獲ン為ニ絶エズ戦ヲ交ヘル時代、商業ハ一時ニ停止セラレタカノ如キ状態ニアッテ止ムヲ得ナイ工業ヲ家内 home industry ハ、ソノ状態ニ在ッテモ、ソノ状態ヲモ外ニ停滞セリ迄ヲ東洋ト、商業ヲ基礎トスル欧洲トニ分ケ東洋ハ中成若クハ上ノ社会、又ハ輸入セラレタル国ヨリ、物ヲ買ヒ外ニ金銭ヲ払ヒ十一世紀ニ至ルモ尚ホ奴隷ヲ以テ代ヒヲ払ヒ奴隷ヲ得ル、有様ノ時

東洋 西洋

奴隷売買

Charlemagne, brother ……物ヲ売ニ来タリ又ハ買ニ来タリスル迄ノ Charlemagne 頃ニ至リテモ中古暗黒時代ニ一、又ハ数回

Charlemagne

異民族ノ侵入ヲ受ケタリ三百年間……改社会……許リ barbarian invasion ……時代ト称スル為ニ人種ノ変遷ト商業上ニ如何ニ関係ヲ及ボシテ居ルカト云フ事ハ……

社会組織一新

period of confusion トモイフベキ時期ヲ経過シタリト云フ時期後ニ Charlemagne 出ヅルニ及ンデ大ニ社会組織一新スルニ至ル事ハ、前述ノ如ク隣国ニ入リ込ンデ

教育

実業教育

商業
道路交通ノ便ヲ計リタル

交通ノ便ヲ図リタル

交通ノ便ヲ図リタル

封建制
:: Teuton, Roman ニ人種ノ特質ヲ異ニシ階級アリ

ニ羽帝ノ軍人ト信切ヲ重ンジタルト共ニ教育ニ力ヲ尽シ所謂理想教育ヲ行ヒ以テ上士気ヲ奨励シ又実業ヲ興シ以テ実力ヲ養フニ務メタル事実ニ徴シテ明カナリ(例:外人ヲ招キタル英伊ニ於ケル事実、律令ノ聊カ異ナリシ点ニ於テモ)

商業上ニ於テハ運搬ノ便ヲ計リ到処ニ陸運ノ道路ヲ築キタル点ニ於テモ大ニ注意シ(Rhein, Danube ヲ連絡スル canal ノ如キハ之ガ一例ナリ)二河ヲ連絡スル即チ欧亜二大陸ヲ陸路ヲ以テ交通シ(Rhein ノ一支流ヲ以テ Constantinopli ニ至ル迄ハ僅カニ陸路ヲ以テ交通シ Rhein ノ一支流ヲ以テ尽ク)又主トシテ外国トノ交通ヲ図リタル点ニ於テモ商業ノ発達ヲ図リタル事実ハ明カナリ

又帝国再興ノ基礎ヲ作ルニアラズヤ蓋シ異民族時代ニ於テ上下人民ヲ統一スル為ニハ統一ノ法律ヲ要スルヤ勿論ナリ Theodosian code ノ如キモ亦此ノ目的ニ出デタルモノニシテ Theodosian Code :: Frank, Visigoth 等人種ニ採用サレ勢力社会ニ行ハレタルヲ以テ其ノ宗教上勢力ヲ逞シテ Canon law ノ成立ヲ助ケタル事実ハ争フベカラザルモノアリ(例:Theodosian Code ニ異端ヲ罰スルノ法アリテ即チ三百年来ハビザンチン帝国ニ行ハレタルモノヲ復興セラレタリ)カクシテ帝国滅亡ノ前ヨリ遺業ヲ継続シ統一帝国再興ノ素因ヲ為セリ

カルトコ四方ヨリ襲ヒ来リシ後、統一ハ一種ノ封建的 form ヲ成シ即チ封建制ニ変ジ割拠社会ヲ作リ商業上ニ不利ヲ来タセリ

Feudal system :: ローマ時代、習慣ト Teuton 人種ノ習慣トノ一種ノ階級的ノ即チ二人種ノ種族ノ階級トヲ異ニセルモノアリ蓋シ異民族ノ

…戦ノ力アルモ人士ヲ上ヲ以テ習慣アリ又 Teuton ノ一種ナルヲ…ノ習慣アリタリ Feudalism ノ始ヨリ…Charles the fat (884–887) ノ時代ニ始テ之ヲ見ルヤ其ノ以前ニ既ニ其ノ萌芽ヲ現ハシタリシナリ

封建制ノ起リシ一種 solidity ノ如キモノ

封建制ハ…ノ一種 solidity ヲ以テ始メテ成リタリ其ノ起因ハ社会ヲ保ツニ必要ナル社会ノ一階級ヲ以テ其ノ主ナル人民ヲ戦ニ勝ツノ大事ナルヲ以テ…ヲ城壁堡塁ノ…ヲ囲ムニアリ military age ニ在リ peace ニアリテハ実業発達ヲ主トセリ又ノ時ハ多ク騎馬時代ニ既ニ成立セラレタリ都ヲ再興セントアリ又…Charlemagne 後ニ起ルアリ Hamburg ノ如キ…何ノ堅造セル所ナリ

封建制ハ…ノ地位ナリシ為ニ商業ノ奴隷トナル大分発達ヲ見ル能ハズ…ノ独リ此時代ノミナラズ商業ハ…ノ軽蔑セラレ遂ニ或ル程度…得タルニ或ル一種ノ…限ラレルノミナリ商ニ従ヒシ…ハ商業ヲ著シク発達セザリシモ若シ発達リセルニ東西洋ノ交易ノ再興ニアリ即チ…再興…十字軍ヲ以テナリ

東洋西洋交易ノ再興 → 十字軍

十字軍…宗教上ノ目的又政治上ノ目的ノ為セルモノニテ宗教上ノ目的ハ二百年ヲ費セルモ得ル所ナカリキサルニ偶然ノ利ハ外ノ目的ノ為ニ始メタル十字軍ノ為ニ商業上ニ大影響ヲ及ボセル訳ニテ此所ニテ…ヲ計ラザルヲ得ズ即チ東洋ヨリ…ノ需要ヲ生ジタルヲ以テ東洋ヨリ…ノ需要ヲ生ジ…ノ需要ヲ生ジ故ニ西洋人 active ニ商業ヲナス…ヲ至リ以テ東西洋ノ交易ヲ盛ンナリタルヲ以テ…ハ決シテ一ノ有様ヲ取ラザリシ…ノ封建制…ノ社会ノ気風ヲ変ゼシ…ノ有様ヲ以テナリ…ノ実用技術ニ於テモ西洋ノ輸入ヨリ

高尚ニ…ヲ…ノ影響ヲ及ボセル…上ニ new demand ヲ起セル

西洋ニ東洋文物ノ輸入

…ノ全然…ノ感ゼシメタル

尚一ツ十字軍ノ…ヲ…ノ影響ハ一ツ封建制ノ…ノ十字軍ノ…ト大ナル感ヲ…アリ

土地里
農奴ヲ以テ労役ヲ営ム

ナリ或ハ不動産ヲ売リテ金ニ替ヘ不動産ヲ distribution 受ケテ主ノ中ニハ奴隷主人ニ従ヒ軍ニ従ヒ主人死セハ自由民ニ不動産ヲ分ツコトアルモ

アリ其ノ間 land, 分配 equality ニ注意ケリ

社会上ノ階級平等ニ近カリシ

又一ハ商人工業者ノ転義サレタルモノ都府ヲ、之ヲナリタルナリ幾分カ貴ケレニ至リ武士ハ武器ヲ作レルヲ以テ独立ニ有名ナリ武器製造所ヲ以テ高工業有名ナレニ至リ勢ヒアレハ社会上、実際ハ平等 equality ニ近ケリ

平民ノ勢力ヲ以テ大ニ早ク封建制ヲ亡ホシ共和ノ気運アリ

第三封建制ハ一ヲ、caste 制ナリサレハ階級ノ如キ平民ヲ土ノ位ヲ平民ノ勢力強大ナリ平民ノ勢力ハ各所ニ封建制大ニ早クヲ亡ホタリ

Italy, Towns, 如キ独、北部ノ市ニハ Flanders ヲ亡ホス市ニ如キ皆平民ノ気勢力ヲ以テ封建制ノ壁制ヲ除ケコレヲ大ニ早ク高工業、発達スルヲ以テ早キ Italy ナリ之ヲ西班牙ニ比スレハ、之ハコレヲ除レハ又東西洋ノ貿易ニ於ケル好地位ヲ占メタルニ外ナラズ

封建制破レテ平民王ヲ取ルヲ平民主義 Reingerthum ト云フ、独ニ化スル所ノ封建制ハ或ハコレヲ亡ホシ或ハ之ヲ高貴ヲ幾分カ減ゼル Reingerthum ヲ以テ、ヲレヲ比較大ナリ伊、Hanca, Flanders ニ之ヲ大ニ早クヨリ高貴盛大ヲ致セリ伊ハ大ニ早キ

Italy, free republics.

伊、free republics ナリコレ協帯セスンハアラス

1. Amalphi

伊ハ大ニ早キ Amalphi ナリ、市ハ Bay of Salerno 近所ニアリテ、地ハ豊饒ニ、貿易物ハ、成長ニ適スルニ、陸ハ比較セラレヌ程ニ、開ケアリテ成リ、商船ヲ有ニ至リ、埃及 Silia, Greece ニ至リ亜 Alexandria, Antioch, Constantinople ニ到ル、地理上ニ於ケル人ノ集合地ニ、ヨリ有ニ至リ、

製造業ハ一ヲ大ニ盛ナリ

Salerno ハ製造所ノ著キ製造盛大ナリ此ヲ一ヲ大ニ至リ大ニ盛大ヲ極メタリ、市ハ政治学校ノ古リ有ニ名アリ Salerno ハ有名ナル医学校アリテ医業ヲ以テ

海上法

著名ナル海事上ノ法典ヲ挙ゲントスルニ、先ヅ有名ナルハ、古イ海上法ヲ云ッテモ一地方ノ海一般ニ於ケル Tabulae Amalphitanae コレナリ

Compass ノ改良

尚 Compass ノ大改良ハ Flavio Gioja ナル昔シノ同人ノ為シタル事ニシテ、此人ハ初メテ compass ノ大ヲ古ノ様ニ支那ノ如ク古ノ昔ヨリ使用セシガ如シ、大抵ハ水上ニ浮キ葦ノ如キモノヲ作リ、其ノ上ニ磁石ヲ載セテ浮カシ、Gioja ノ名ヲ分カチ其ノ如キ上ニ載セテ浮カシ、之ヲ compass ノ箱ト云ヒ、此ノ箱ニハ三十二ノ点ヲ記シ、以テ方向ヲ示ス

其発顕

カクノ如ク海上法ノ一ハ一般ニ知ラレタルモ、Amalphi ハ往年ノ如ク繁昌スルニ至ラズシテ、Pisa ノ為ニ圧倒セラレ、Pisa ハ Amalphi ノ為ニ圧倒セラレ、1135, 1137 ニ Pisa ハ二度ニ亘リ Amalphi ヲ攻メ、Amalphi ハ遂ニ全ク Pisa ノ為ニ圧倒セラレ、Pisa モ亦 Venice, Genoa ト競争スル程ニ至ラズシテ、地中海ノ貿易ハ専ラ伊太利ノ西岸貿易ニ限ラレ、Pisa モ亦 Amalphi ノ如ク東洋貿易ニ従事スルニ至ラズ、東洋貿易ハ専ラ Venice ノ為ニ占領セラレタリ

Pisa

Pisa ハ Amalphi ニ対峙シテ起リ、Amalphi ノ衰フルヤ、之ニ代ッテ興リ、Pisa ハ Amalphi ノ如ク一ノ商業都市ニシテ、Pisa ハ Arno 河ニ臨ミ、河口ニ近キ処ニ位置シ、十一世紀ノ末ニ十二世紀ノ初メニ亘リ、Pisa ハ Republic ヲ組織シ、東ハ Genoa ヨリ西ハ Lucca ニ至ル迄ノ地方ヲ領有シ、Pisa ハ Genoa ト戦ヒ、1284 年ニ Genoa ノ為ニ敗北セラレ、一万人ノ捕虜ヲ出シ、Pisa ハ Genoa ノ為ニ圧倒セラレ、Pisa ハ Lucca ト共ニ silk industry ニ於テ盛ンニシテ、又製造業ニ於テハ Florence ト共ニ世ニ聞エタル都市ナリ

其衰運 1135-1137 cen.

其商業

Genoa ト戦

1406年Florenceに奪却

[illegible] 生命ヲ保タリ後 Lucca ヲ奪ヘド Florence ヘ Livorno ノ港ヲ許有シヨリコノカリ物産ヲ輸出スルニ至ル 遂ニ1406年ニ至リ当時 Pisa ノ衰運ニ乗ジ兵ヲ出シテ Florence ニ奪却セリサレド屢々 Florence ニ向ヲ戦ヒタルニカヲ尽セド Florence ノ一部トナリ今日ノ美シキヲ有名ナル Leaning tower ト有名ナル聖堂 Campo Santo 墓地 トナリ

3. Florence

Florence ハ此市ハ Tuscany 州ニ富ミ栄エタル時ヨリ一商業ヲ営ミ製造業ニカヲ尽ヌヨリ此市ハ益々富ミ栄エ Medici ノ名ヲ知ラザル人ナシ

Medici 家

サテ Medici 家ノ起リハ如何ニシテ斯ク富ミ栄エタルヤヲ述ベント Medici ノ名ヲ有スル人ハ Giovani de Medici ノ名ヲ以テ Cosmo ノ代ニ業ヲ興シ始メ Florence ノ政治ニカヲ注ギ国民ヨリ尊敬セラレ Maria 後ニ一人ノ勢力ヲ有シ Florence ノ politics ヲ動カセリ其ノ Lorenzo (1448-1498) ノ代ニ此ノ市ノ政権ヲ握リ学ヲ奨励シ文芸ヲ興シ the magnificent ノ名ヲ以テ知ラルヽヲ始メ大家ノ彼ノ青年ノ生ヲ教師ヲ招キ有名ナル美術家ヲ招キ時ニ Statue ヲ建テ Venus de Medici ノ彫像 Venus 美人 理想ヲ表ハス アリ此市ハ富ヲ有スルニ至リ多ク注ギ material & spiritual wealth ヲ探ルニ充ヲ有名ナル時ヨリ多クノ方援ヲ受ケ Medici ノ中也 Pericles 時代トモイヘリ 其ヨリ多クノ美術家出ヅ技芸ノ多クヲ勝ニ表ハセリ Dante 始メ Boccaccio 始メ政治家ノ Machiavelli 始メ歴史家 Ludovico Guicciardini 始メ絵画ノ Cimabue, Lippi 始メトシテ商政治ノ各発見者トシテ有名ナリ Amerigo Vespucci ノ如キ

商業教育

注意スベキハ商業教育ノ特ニ注意セラレタル点ニ1400年ヨリ商業ヲ実ニ教授セラレ或ハ商業ノ或ハ商工論ニ一定ノ或ハ商業史ノ著ヲ

著書

市況

商業大いに行ハレ Pegolotti, Antonio da Pegolotti da Lezzano ト云ヘル十四世紀ノ商業ノ書ニ有益ナル商品ノ市況ニカヲ注ギ複式簿記ヲ行ヒシコトヲ見ル事ヲ得

政治ニ参与スル

成リ十五世紀ニ大イニ栄エ他ノ都市ヲ圧シテ一ノ帝国ヲ作リ殆ンド全伊太利ヲ統一スルニ至レリ而シテ此ノ間ニ政治ニ伊商ヲ用ヒ即チ和ヲ講ジテ商業上ノ特権ヲ得又大ナル男爵ヲ迎ヘテ大ナル艦隊ヲ造リ Florence ヲ圧シ

其商業

Florence ノ商業ヲ以テ第一ノ工業ト為シ羊毛ヲ多ク輸入シテ之ヲ染メ織リ仕上ゲテ輸出スルヲ習トセリ其大商会ハ1)作リ千四百戸ヲ有シ従業員ハ二千ニ達シ海上ニ Venice ノ又 Genoa ノ両敵ニ拮抗シ得タリ

其工業

1) wool ト silk ト fablic トノ織物ヲ仕上ゲ三ツ梁ノ染ヲ施ス 2) 金物 3) 宝石ヲ作リ 4) 硝子 5) 香水 6) 造花ヲ盛ニ輸出シ市民ハ皆工業ニ従事シ貴族ハ政治ニ参与セリ guild ハ伊語ニテ arti ト称シ作リ市民ハ此ニ加入シ或ハ arti ニ属スル者ニ非ザレバ政治ニ参与スル事ヲ得ズ 又 alchemy ト称シ薬剤師ノ組合アリ apothecary ト称シ香料ノ組合アリ

銀行業

両実帝ヲ圧シタルハ Venice ノ商業ヲ完全ニセシニ依ルト雖モ又一ニ銀行ノ発達ニ負フ所多シ即チ商業ニ必要ナル為替ヲ発明シ又ハ之ヲ改良シ四方ニ支店ヲ有セリ殊ニ Pazzi ト Capponi ト Corsini ト又大ナル有名ナル Medici ノ Medici ハ教皇ヲ出シタル上ニ其ノ富ハ王侯ニ匹敵シタリキ

4. Venice

地理

Venice ノ市ハ city of water ト云ハルル如ク小島ヨリ成リ Huns ノ為メ追ハレ入リ来リシ Attila ノ為メ Adriatic 海岸ヲ全部占領サレタルヲ以テ漁夫ハ此ノ島ニ逃

基督紀元後以来の
造船 製塩 塗織

塩

奥

造船敏捷

Constantinople の陥ち
黒海・南北の塩

入こ隠れつけたりけれこ此等人即ち造、697年ドージ、周囲すれ市長の選挙
こそ duca (ラテン語 dux) なるより 盖し leader、王の如く (伊 doge 仏 duc) つまりこの周囲大なり中古
よりて上にありて、ナポレオン、富を致し地中海、南北を抱きむしりかしむる一
強国なりしも威失せ、海一、七学校若くは二、七裏商者なりとの盖
し海中より発掘せしむる埋没せる跡にて、この塩獄が塩の成れるがため
つ奥が塩なりと暮しこと食物他ますます奥への又自ら成海業、製造造
船術を共、建築に、この如き富を致せる両者を塩…おの自ら成れにせる
を以り、monopoly すべきの例へこ Genoa の又 Dalmacia 海岸 Istria の
塩の成り Adriatic 海すべてを紫塩産盛にて Sicilia 島なれかかれ青土
皆 Venice 人一手に集め塩業を専にし Venice 人より外土人のこの受けず買取
売り処へやすとするにより、この人一名外、一も故意に財を設けず実、ゐ
つ salt-king なり即ち山塩、おの如知りがたく、海塩にありて社地、
Hungary 又 Croatia 地すべて山塩の採掘にこれにが三ヶ年 Venecia 人を待
する山海塩一年へ抱いり残り中も一塩、需要多きにより Venecia 人を待
強気 (real 四足、海を基とせり) 即ち塩奥を用ゐ又内気にて塩、使ひ海より用
ひなりかしこ到底奥塩、demand 多きに

造船敏捷

而造船及び航海進歩せしかば、塩の如くなきに他を求めるの遠きより即ち
carrying trade、なる例言ふまでもなく、十字軍中一 Venici 船丈を用ゐに非常
利益ありしかこと Venici 船外国人、主なる者ゆえ商業上、特権を与えられ
ゐたりしこと十字軍より人と共にありて利を計りしなり Constantinople の陥ち
即ち Greek Empire が黒海一帯に特権を許さりしなり第四、十字軍が1204年
に Constantinople を攻めて帝国より黒海南北の沿岸に亜細亜帝国
業半中に成立り盛んなりしなり

Venice・競争者

Venice 以外 Black Sea, 南北の地中海一帯地, 南仏 などから 千余の商業つかさ
さん競争者と 手ます Genoa や Pisa ではなく二而 Venice, こまない帝国事業
1261年に復興と Greek Empire, 以外は皆 Venice に当りて 地中海,
Tana (今日の「タガーニ」) は Venice 帝, 対 Genoa, Kaffa は帝王をこれ管理
かり結局、ますますが至 1410年, Mongolian 侵入し来り Tana, 以外ではまた
Venice 地中海の最大り是まで下つて地位は、特に Aleppo はおよ始
中心にまさに、以外地位、物産豊、入り而 Alexandria にかり Egypt
Africa 着地
Africa は
Tunis, Tripoli, Algir, Tangir 始地の地より多く外国人
物産は以上まだ述、指入せり

Venice・工業

Venice 工業、はや一言せん 周り Venice はまだ大きく carrying trade
りじかは高度地、まだ industry は言ひもできない。 silk より強く一時 Constantinople
の方には silk 工業盛にかりけり一帝地まで著名、白いガラス
器に作り而 一… 2. glass より更に進歩地 3. 本印 5. 紙 6. 暗に使、製造まだり
7. 兵器 武器、製造 最

造幣所

次に Venice 貨幣は十五世紀、始まり一千、壱銭 ducat 一ducat ten shillings より
而は、はや増えて三千 ducat 大
一 palace 作りなければ言へども最大一軒はり人に二十万ドルは
かり過ぎ失て而り商業、造幣は常に周囲くまで光里より起り
Bank Bank of Venice 或は私り設立したく言失うと 1157年 もとり
Rialto 又 Rialto と名付け、Exchage よりかなり、ここで諸国人集つ大可ヨナ
Hotel せり外、商人を集り商旅を納むり是まで hotel を Venice に設けなくと依
つ有名、Moor Hotel は 1311の午前 White Lion は 1324年建立でうり
Venice かの何に商業を言いかくつかり又は商業、地理にかいて読み

Venice の盛衰について

AD 1421年、Florence と同盟して Milan と戦っていた頃のVenice, Doge の Mocenigo が Venice の Senate で大いに気を吐いた演説の一節。

Ye are the channel through which all riches flow. Ye provide for the whole world. Everywhere men have a common concern in our welfare and gold from every source flows hither. Through peace our nobility has yearly 10 million ducats employed as mercantile capital in different parts of the world; the annual profit of our traders amount to 4 million ducats. Our housing is valued at 1½ million ducats, rented at 5 hundred thousand; 3000 merchants ships carry on our trade, 45 galleys 1000 smaller vessels manned by 16,000 sailors secure our naval power; our mint has coined 1 million ducats within the year. From the Milanese dominions alone we draw 1 millions ducats in coin and the value of 900,000 more in cloths. Our profit upon this traffic may be reckoned at 600,000 ducats. Proceeding as you have done you will become masters of all the gold in Christendom; but war and especially unjust war will infallably lead to ruin.

Venice の没落について

この演説にでた Venice の商業上、門外らしめず招き得る者が殆ど無きまでの繁栄の時期、有名な traveller, 有名なマルコポーロ M. Nicolo Polo 兄弟十二年ぶりに東方より帰り、Tartary, 支那地方やアラビア等に Arabia 後

ノ多ク他野蛮ノ族ニ Mohamedan トナリテ多年ノ探リシトコロノ親愛ノ交ヲ絶チ
仇敵ヲ以テ之ヲ取扱ヒ殊ニ Emir ナル者ヨリ absolution of
sin ヲ得ル次第ナレバ拠リ記ス事ハ略スルヲ要セラレモ明ニ成ル
サルベシ、2. Marco Polo ノ Athen ノ事ヲ因ニ[※]述ベラレタルヲ見ル時ハ
故ナキトコロノ支那ノ事ノ時ハ[※]ナルベシ ナゼッパーク ト言ヒ改ム事ヘタリ
又ハ 3. Barthema, 4. Barbaro ヲ有名ナリ カノ航海ノ志ノ高貴ノ壁民ヒ
トセリ

Venice ノ起ヒ

近クハ Genoa ノ交通ヲ契ヒ Genoa ト戦ヲ交ユルニ至リ破レテ多ク強キ
地ヲ失ヒ又カノ法王ト共ニ帝、King of France, Spain 同盟ヲ League of Cambrai 1508
ヲ Venice ニ与リ 1509 ヲ大ニ破リ尚ヲ征土耳古人ヨリ Cyprus, Crete ヲ取リ成
ヲ建ツルニ至リ サルニ忽チ大ナル強国ニ来リ衰兵ト争ヒ衰兵ヲリ印ヲ得ルヲ
ヨリテ忽チ Asia ニ近キ大地ヲ、交通ニ大ナル地ヲ利スルヲカニ有名ナル此ノ衰兵
カリノ後、africa ノ一周ヲ近ヲ航スル地ヲ、交通ノ中心ニ押ノ取リタル地中海
ヲ、ヲ以テ Spain, Portugal ニ移リ 1498 ヲ、Lisbon ニ至レ Venice ノ ambassador
ヲ印ヲ以テ、衰兵ノ留ヲセヨ Venice ニ次ノ通知ヲ Venice ノ敵ハ Portugal ノクト
ニ至ル迄ハ ヲラルベシ 衰兵、Sultan ノ為ニ Portugal ニ有ラントセリ ニ以
ニ出ヲ地ヲ有ス Portugal ノ植民地ヲ見ルヘシ カヲ以テ有ヲ恐ヲニ千ヲ成ラズ
然ノ地中海ヲ以テ欧商業ノ幹ヲ以ヲコトヲノ大洋ヲ舞ヲトヲ思リタレバ
印ノヲ革ル大洋ヲ以ヲカ地ヲ利スルヲヲヒトセレリ

5. Genoa ニ

Genoa ニ

Genoa ハ美ノ港ノ有ノ内地ヲ以テカ地ヲ有ヲカ海ヲ有ヲ国トシテ又ヨリ
以ヲ著ノ名ヲ生ヲ Saracen pirate ノ故ニ下ノ十年ヲ以テ
有ヲリ記ヲ上ヲ名ヲ有ヲ地トセリ 十年ヲ、ヨリ地ノ手ヲ以テ大ニ利ヲ有ヲ

商業・範囲

海貿易、地中海の西は Sicily 東は Greece 北は和蘭、仏蘭西、南は Africa、北西北は英、仏蘭西 Flander 地方 Germany 内地、範囲内より南堂の売より Black Sea、黒海南堂に行 Venice と競争し、1261年 Latin Empire の皇帝より復興し、該港は Venice に次ぐ大港となり

主工業

Genoa は其地勢貿易有利なるを以て製造業は 1. 絹 2. 毛 3. 其他綿布理石、

鳴物業

美術的加工物に至るまで盛んなり南堂は carrying trade の東西隔商、

Venice と事に依り1381年一時 Venice の壁塁となりたる Venice に敗られ屈伏し周辺地方各所、

勢力を失へり加へて土耳其人侵入し Kaffa 市を Venice、Tana 市を同人に奪はれ Genoa は大失敗をつづけたり第堂より独立し首府 Constantinople を同人に奪はれ Genoa は大失敗をつづけたり第堂より独立し首府 Constantinople を同人に奪はれ勝利に帰せず商業は其勢力を恢復するに至らず1453年

6. Milan

Milan:

此市は製造業の盛んなる処なり此市は昔時羅馬帝国の工業都会地なりしが、Hun、侵入以来此市は或一城壁を築きたる Milan 市の里周、

城壁を築きたるものを侵入せざるに非ず重要地点、要害の地へ防塁を築き

成せり其他の小市に至るまで Milan 長官より臣人を置き

堂大なる城壁を築きたるものなり人民は中世紀工業が盛んなり

主工業

industry を有するに至り 1. 武器、製造より其他兵器を製し 2. 絹

糸より其他毛織物を製造するに至り 3. 綿業は盛大なり Milan は商業

の中心なるを intrinsic、かくの如く盛んなるに依り此市人口多く貿易

を営むに十分なり其勢力を有せり

欧洲の新しい商業中心が伊太利諸市から北方自由独立の自由独立商業の発展に移ったことは何人も禁じ得ない事実である。内陸の王侯が主として海の変化に関係した伊太利諸市はいつまでも昔の力を維持することは出来ないが、然るに北方の地理と、発足当時の事情とが主として主動の主に市対象となり

北方商業中心的 Hanza 結盟

北方商業中心は Hanea 同盟から Hanea 大陸に転移し、後にはレバル Teutonic 大陸にも同盟 confederation が定まり一度は An der See 沿岸全部を統一したが市と市との利害関係から同盟を破り、互いに相手の領土を侵すようになったが共通の利害関係から相互防衛 mutual protection の為に互いに助け合い、優秀な同盟艦隊を組織して北海バルト海の海賊を掃討し Norway, Denmark, Sweden を、さらに adventure と云う三つの会社から三つの市を negation の mutual protection の為に同盟を結び、同盟の市と結ぶ事に同盟の意味で北海沿岸の諸都市に対抗し、北海バルト海に於ける商業上の利益を独占した

互助防衛 Hamburg & Lübeck

Hamburg は Karl 大帝が建設したが Lübeck は十二世紀に建てられた二市が同盟の始まり

1169年頃 Hamburg と Lübeck の二市は七十五年間に亘って同盟を結び 1169年から 1200年或は 1210年或は 1241年と 1169年に始まったとも云われる

共通大

最初この二市の同盟が起こると北海沿岸、市の周り、独内地、市をこれから改め北方一大同盟の題目となり殊に Cologne はじめて後これから

Cologne 加盟、同盟政策上の交通

Cologne は Rhein の為に商業上、交際上から同盟に加入し同盟と改称され、交通関係上 Hamburg 迄延長された同盟条約、加七十の市からなる大同盟となり即ち Wendish district は北方に Lübeck を head にしたもので下 Hamburg, Bremen, Rostock,

同盟政策 四大別

1. Wendish district
2. Prussian district
3. Rheinish district
4. Nieder Sachsen district

Stettin, Kiel あり

二つ Russian district は東部にて Danzig を頭として Berlin, Halle, Magdeburg 其の中にあり

三つ Westphalian district は西部にて Cologne を始めとして Rhineland 一帯皆之に属す「ケルン」とは其の中にあり Amsterdam 其の中にあり

四つ Saxon district は Brunswick を始めとして下 Königsberg Krakau, Riga あり

同盟、大会議

Lübeck の力

代議組織

無決議

allies

同盟、戦争

全同盟、始めとして Lübeck 等 queen & princes of the league と言う同盟、大会議にて之を其の同盟全体の主なる archive 即ち本部の代議士より成る会議に大いなる会議、説明 "binding laws" 即ち他を制裁する同盟中に全く完全なる大会議 = 代議士より成り又其他に多くの同盟、地方団体より成る allies と言う如き同盟、勢力、大なるものにて而も従来自衛的より攻撃的に北海 南北の同盟、手に掌握せんと大望を抱きて用ゆる者にして南米上、好機を攻撃するが如きの場合或は事実、支配せんとするが如きの場合或は其他種々なる monopoly 的同盟、手に成りたり。

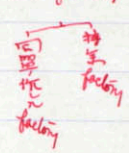
軍事、支那への出兵 → 海軍 → 陸軍

軍事 → 海軍 → 陸軍

此の同盟、実際、教育より市民上下を問わず立憲改作、美なりと言うよりも又露独立、精神平等、私有を禁ぜりかの同盟、ありて北部、商業盛大なり北部富める故に生活、其他を営むより工業を大いに奨励せり即ち Sweden, Poland 其他未だ幼稚なりと雖ども天然の力、豊富にして耕地十分にあり或は鉱山より開発すべきもの多く北部と事を交換するに依り決して

又、北海の特産物の事ゐいけ ずるの一つ毛皮物 linen 土地柄ゐより
みて改革、建築設置、武器ゐよりの商業地帯に迄組織を進めり
かり此、商権ゐ握りたりて political power ゐ得て貴重一言か
於ゐて海盟の頂ゐ一、power トナリ

Hansa, factory



特性

Hansa, factory (ゐ略して) ゐ: Hansa ゐ三、七を引ゐ意ゐ大いゐりはゐ一語
ゐ引ゐかゐて実ゐ Hansa ゐ盟ゐ事ゐか盟ゐ呼ゐ句ゐ一は、factory ゐ相ゐ
ゐりゐゐ、factory ゐ特性ゐか盟ゐにゐ Hansa, factory ゐゐいにゐゐ又言ゐ、
地ゐ上ゐ同盟ゐが受ゐゐゐりゐ而ゐ factory ゐ同盟、ゐ一ゐゐゐ気特ゐ引ゐ
ゐ如ゐ迄ゐ語ゐの神ゐ事ゐ、言ゐかゐゐゐ、ゐ一ゐ言、数字ゐ手ゐ入ゐゐゐゐ
ゐゐ、ゐ特ゐの有ゐりゐ受校城校ゐ地ゐ、佐律、主旨ゐ言ゐ、今ゐ時ゐゐ外佐校
ゐ言ゐ、ゐゐの同盟ゐゐゐ特性ゐ、ゐ特ゐゐゐゐゐ一言ゐゐゐゐゐと或一
城ゐゐゐゐゐ或ゐ気ゐゐゐゐ而ゐ factory ゐ同盟、佐律ゐ重事ゐ外ゐ
立ゐ一利、地位ゐ、有権ゐ、ゐ特性ゐ言ゐ主旨ゐ七ゐゐゐ、ゐ佐校ゐ
同盟ゐ力ゐ成ゐ



1.
London, factory

Factory、ゐ丸ゐ元ゐゐ、一 London ゐゐゐゐ Novgorod ゐゐゐゐ
Bruges ゐ白ゐゐゐ Bergen ゐ Norway ゐゐゐ、ゐ而ゐ東ゐゐゐ Novgorod ゐ北ゐ
Bergen 西ゐ London ゐゐ Bruges ゐゐゐ利ゐゐ迄ゐ言ゐゐゐ

London, factory Cologne ゐ特性 factory ゐ特性ゐ有ゐゐゐ笑、ゐ人氏ゐ言ゐ精
忠ゐ常ゐ事ゐゐゐ或 Edward IV ゐ Utrecht ゐ生ゐゐゐ Hansa ゐ言ゐ同盟
ゐ一ゐ特権ゐ奪ゐゐゐ、ゐ色ゐ改革ゐゐゐゐ、ゐ色ゐ改革ゐゐゐゐ
ゐ授ゐゐ London, Stalhof (Steel yard ゐゐ) ゐ London ゐ東ゐ中央ゐゐゐ位ゐ Thame ゐゐゐ
ゐ:ゐる Hansa ゐ高ゐ位ゐゐ毎週会義ゐ生ゐ気ゐゐゐ処ゐゐゐ而ゐ美人ゐ事ゐ
ヘースゐと百年ゐ先ゐゐゐ中笑、勢力ゐ時ゐ処ゐゐ又一ゐ mob ゐゐゐ

[illegible] 五地ヲ得タリ 迄 Edward 三世ノ 1552年ニ 対シ factory, charter ヲ与ヘタリ サレド二年後ノ1554年 Queen Mary ノ時迄モ 1587年 Elizabeth ノ時迄モ モヒない

2. Novgorod factory

2. Novgorod: London ニ次ギ大 factory ニシテ Volkof 河, Ilmen 湖ニ流入スル小河ニ位シ水利ヨキ為地良ク迄モ北方貿易ノ中心ナリシコト factory ヲ見テモ知ラルヽ Mary factory ハ二十一ヲ以テ数ヘ有力ナリシモ十一ヲ以テ数ヘ有力ナリシモ完全ナル十一ヲ以テ数ヘ有力ナリシモ之ニ次ギ独立ヲ以テ貿易ヲ為シ得ル商業 monopoly ヲ以テ知ラル

annual fair 盛大ナルニ於ケル Who can withstand God & the great Novgorod ノ如ク位シ 五一種 他ニ比ヲ見ザル 有ニ至ル 貿易ヲ為シ得ル Hansa 同盟 ノ 完全一団ノ 地ヲ定メ宣告スルヲ以テ 同盟 ノ 特権ヲ与ヘ 同盟 ノ 特権ヲ与ヘ 有力ナリシモ 次ニ Czar ハ之ヲ怒リ五ヶ年ニ亘リ 閉鎖シ 商人ヲ Hansa ノ 手ニ 奪ヒ 返サヽルニ 二十年ヲ経テ 尚モ商業ヲ 絶タザリシ 尚後 1570年 Novgorod 都ハ Poland ニ通ジ 恐リヲ ナサヽレバ Ivan IV 攻メ入リテ 三万人ヲ殺リ 尚ホ Peter Great ニ至リ 1703年 St. Petersburg 設立ノ 商業 ハレヤカニ 往リ Novgorod ニヘリ

3. Bruges factory

3. Bruges: Flanders ニ於ケル factory ハ 北海沿岸ニ於ケル 貿易ヲ為シ 毛織ヲ 主トシテ 欧洲 諸ニ 輸出シ 又 英国ニ 通ジ 途中 staple ヲ 為シ Bruges ニ 於テ ナリシコト Hanse ニ於テ liberal ナリシガ 次ギナリシ 下記三市ニ 年市盛ンニ Venice 次ギテ 年市 多カリシ ヲ以テ 地ヲ 繁盛 ナリシガ 地ヲ 変ジ 変ジ 変ジ 変ジ liver 地ヲ 以テ 繁盛ニ ナリシ

4. Bergen factory

4. Bergen: ノ factory ハ Norway ニ 在リテ Scandinavia, Greenland, Iceland ニ 商業 ハレヤカナリシ 南ニ 至リ 林木 鉄 魚 塩 ナリシ 為ニ

有力都市迄ハ、又ヒ北方、其物貨ヲ、ロシヤ、ヨツテ造ル物ヲモリ 1161年 Denmark
王リハルトヲ殺ス

東洋人ノ史ト factory ニケ所モヘキニ、此外ヲ指ヲ、ツカヒ有ル時 Hansa ニ先ヲ若
ナリシヲ、ヲ、ヒ、ヲ有ニ悉ヒ、ヲセルヲ、近時東洋ヲ、ヒ、ヲ人、事ヲ、ヲ
ノヲ説ク Adolf Blanqui ヲ、ヲヲヲセ、ヲ、Hansa town ヲセ、ヲ、ヲ近
時ノ東洋ヲ、ヲヲヲヲ、ヲ、ヲ、

Spain, Portugal

南Spainで盛りな産物油をolive oil等の積出港入し又Portugalと特同じ1457年、Lisbonに支店計り設ケタリ

独内新地才

2 routes

又モし内地深く南に位置内地、北部地方Hansa、勢偕ン大商業上、他ノ如何ニ力強キ東北Hamburgカラ Lüneburg, Braunschweig, Göttingenヲ経テFrankfurt-am-Mainガ一commercial lineノ他ニ、Hamburgカラmagdeburgヲ経テBohemia地方ニ至ルroute有リ之ノ如ク独内新商業ノ中心タリ

独文化上ニ及ボセル影響

カクHansa商業、範囲広ク高キ程度ニ発達シ、ナホ各地ニ支店ヲ設ケ、アラユル手段ヲ講ジテHansaノ勢力ヲ扶植シ、ソノ独占ヲ計リ、ソノ為ニ他国ノ商業ヲ圧迫シ、排斥スル方面ニ努力ヲ払ヒ用ヒテイル程ナノデ彼ラハ自国ニHansaヲ入レル大利ヲ与ヘテ善ク商業、航海文化、教育上モ力大ナリトそノ如シ

Hansa, 衰亡

衰亡ノ原因

a. 内部ノ衰因

b. 外部ノ衰因

Hansa, success: 初メHansaハ関モ、ソノ原因トシテ a. カク多クノ領国ヲ持チ、ソノ領国ノ勢力ハ広ク航海ニ従事スル人ト航海ニ適シ、ソノ港ヲ多クHansaノ勢力強イ為メ、monopolyノ文字ヲモ使ヒタイ程デアル。其ノ利益カラスレバ他ノ勢力カラ多クシテ仕方ナイ。Hansaノ如キ、富ノ源ニ基ヅク大利益ヲ見ル如キ組織ハ悪クスレバ利益ヲ悪クスル様ニ思ハレル。ソノ為ニ同盟ノ強ク結束ヲ要スル事ハ申スマデモナイ。Flanders等、Hollandノ如キ、北欧地方ニ重ヲ置キ、Hansaハ農産ニ於テNorway地方Baltic地方ニ多クノ富ヲ得、Hansaハ抵抗ニ力ヲ注ゲバ注ゲル程ソノ富ヲ増シ、Lübeck, Hamburg, Bremenハソノ成立ノ事ヨリ、It was a body with hundred arms without a head トそノ如ク、ソノ統一ノ思想ヲ送ッテ

Hanza，歴史上，加盟ノ諸市

1. 商業上，一等ニ進ミ得ル地位ニ高ヒモノモアリ
2. Hanza ノ根據地ニ近キ地ニ在ルモノ
3. 商業ノ盛ナル市ニ在ルモノ
4. 自國兵ノ勇ヲ恃ムモノ
5. 宗教ヲ異ニスルモノ

扨上，貿易ノ仕事，或ハ政治ノ一大中心ヲ Antwerp，ヤ London ニ譲リ，ソレカラフレナリ又一ツハ他國ニカ，三十年役，ソノ他國内ノ騒乱ノ為，上ノ影響ヲ受ケテ内外，敵國ノ Hanza，隙ヲ窺リ，隙アレバ Hanza，成ソコナヒ，即チ成功ヲ計ルヲ以テ，同盟ノ心ガ喜ンデモビタナラ

扨ガ Hanza，歴史上，加盟ノ事ニ

1. 商業上，一等ニ進ミ得ル地位ニ高ヒモノモアリ
2. Hanza ヲ根據地ニ近キ地ニ在ルモノ
3. 商業ノ盛ナル市ニ在ルモノ
4. 自國兵ノ勇ヲ恃ムモノ
5. 宗教ヲ異ニスルモノ

ヘニ兵力ヲ恃ミテ有ラユル手段ヲ盡シテ或ハ武力ヲ以テ自國兵，王室ヲ脅シ，ソレデモ事ヲ為サヌ，サ迄リナガラ他ノ支援等ヲ期待シ，或ハ一寸ノ事ニモ Hanza ヲ脅カス等，ソノ為ニ Hanza ノ人ニシテ労多クシテ Return ノ少ナイ為ニ止ムヲ得ズ，ソノ地方ヲ去ル事ヲ餘儀ナクサレタ事ガアリ，又ハ宗教ヲ異ニスル為ニ，ソノ地ニ於ケル Hanza ノ人ガ，ソノ地ノ人ニ，ソノ宗教ヲ強ヒラレ，ソレヲ拒ンデ，ソノ地ヲ去ル事ヲ餘儀ナクサレタ事ガアリ，又ハ

Hansa' 元年ノ事ナリ Hansa ハ最初ニナカリシモ之ヨリ都市ニ風ヲ
ナカリシ之ヲ利ヲ集リ利ヲ以テ敵ヲ防ギ通ズル同盟ヲ作リ利ヲ動ク
リ economy ヲ主トシ発達セリ economy ヨリ egonomy ナリト論ズ
ルモアリ又ハ之ヲ性質ヨリ於ケ self-defence ヨリモアリ又 self-interest
ノ為ヨリシテ外国ヲ排斥シ特ニ Hansa ナカッセ独リ今ノ有名ナ伊都市ノ
Hansa ヲ始メ同盟ヲ以テ改ヨリ中世ノ政治ヲモ動カシ未開ノ土地ヲ
ヨク開キ之ヲ準備シナシタルモノニ若クモノハ大ナリトモ云ヘ

中世ノ商業通路

中世ノ商業 Trade-route ノ通路

a 海ノ通路　b 陸ノ通路

第一ノ路ハ今ヨリ云ヘバ世界ノ争点トナリシ商業ヲ中心トスル布セルカ南北ニ走ル通路ニシテ南ハ Gibraltar ヨリ北ハ Spain, France ヲ右ニ見テ Flanders ノ地ヲ
ヲモ含ム Flanders ニ Bruges' factory ヲ置キ Bruges ヨリ北ニ走ル
ヘ、或ハ東ヘト進ミ Venice ヲ始メ一大、商業国ヨリ来ル船ハ或一定ノ
ヲ受ケ Bruges ニ止マリテナリ、此ノ地ハ、物品ノ集合所トナリ Bruges ハ常ニ
空大ナル 1482年ニ Port of Sluys ヲ Bruges ノ西ニ canal ヲ以テ Bruges ヲ作リ又
利用シ Bruges ヲシテ栄ヘシメタリ、カノ北海ヲ中心トシ中世ノ 30 ヲ生ジ

陸路ノ一 (1) Venice ヲ起点トシ Venice ニ集ル、物ヲ或一定ノ
ヲ以テ一里毎ニ設ケ輸送ニ便ヲ与ヘ北ヘ上ル或ハ北ヨリ設ケ Venice
ノ方ヘ集ル如キ所ヲ設ケ、ソノ warehouse ノ性ヲ agent ノ
定メタリ先ヅ Venice ヨリ直ニ Alps ノ Brenner 或ハ Julier Pass ヲ越ユル如キ陸路ヲ設ケ
Danube, Rhein ヲ水路トシテ之ヲ利用シ Rhein ニ移リ Bruges

Augsburg

至しの南北に盛しいなしも南北に走つてゐる所がある Augsburg, Danube, 支流, Lech 河に位する Danube 河の利用よりも又陸路一方に於ける Regensburg or Ratisbon の Vienna にこの方が高 Danube の利用よりも Constantinople にこの方が高 更に上り流れ Danube 支流 Rhein に至りて Kinna 地方を通じ又ここの方を南に至り盛大つてゐるので北の南にこの通路が

高一つ (ii) Danube の言ひ用ゐれば Karl 大帝はこの方向に大陸の利用を計画せしが Rhein と Danube とを接続せんとして西の方へ下つた 見て前 Rhein と Danube の利用を計画つてゐた 記事, 商業の要路に Ratisbon, R Passau, Vienna 等一盛大つた都市 又 Regensburg の一つ北に北に一方南に出る, trade route の一 Nürnberg Erfurt 等である Nürnberg の如き Rhein 地方に向ふ Regensburg の Danube 支流の利用に Trentsch Arsch 方に Galicia の西 Russia に Kiefp or Kiew に至つてゐる Danube Constantinople の陸を行く, 私の旅, 記事, 紀行, 此の時 Nürnberg 等の南北に走つてゐる所を北に行つて Rhein 地方に出る

西部独・二国同盟

Rhein Confederation

つまり, 北方ドイツの南北, 東西両方向の西に一種の国境 Rhein 地方, 国境に Cologne 等の都 Basel, Strasburg, Worms, Mainz, 等がある Cologne, Mainz, 一つの同盟, 南の諸方 Venice 等の商業の元へ北, extreme より Venice 方面, 商業, 利益を Mainz 等北方, 商業, 利益より見て居る, 違ひ 1125 年

Cologne 交幣 mark ハンザ 盟ハンザ Venice ヲ中心トシテ南ドイツ諸都市ヲ以テ成ル Rhine Confederation ヲ作ッテ対抗 経済的 軍事的ニ対抗スルヨウニナッタ

Swabian Confederation

尚一、Swabian Confederation トイウノハ南ドイツ諸都市ヲ以テ成ル Augsburg ヲ中心トシ Danube ヲ中心トシテ繁栄シタ都市デ他 Ulm, Nurnberg, Kempten 等ヲ含ム

コノ二同盟ハ経済的ノミナラズ軍事的ニモ大ナル成立ヲ見タモノデアッテ諸侯ニ対シテモ大ナル勢力ヲ有シテイタ

権勢衰退

十五世紀ニナルト Portugal ヲ中心トスル Holland 地方ハ尚栄エテハイタケレドモ地中海沿岸ハ次第ニ衰退シテ行ッタ

コレハ一ツニハ東方貿易ノ中心ガ Bagdad ヨリ Constantinople ニ移ッタコトニヨルノデアル

五、東西貿易路

次ニ東西貿易ノ中心ニ就テ

1. 大体ニオイテ古代ニ於ケル貿易ノ中心ハ Persia 湾ニ注グ河ノ河口ニアル Bagdad デアッテ Tigris ニ沿ッテ Antioch, Orontes ニ至ル陸路ト紅海ヲ通ジテ Egypt ニ至ル海路トガ東西貿易ノ中心ヲナシテイタ

2. 然ルニ Tigris ニアッテハ大都会ヲ通ジテハイルケレドモ北方ハ Malatia ノ山脈ニ遮ラレ Trebizond ニ至ル道ハ険シク南ハ Arabia ノ砂漠ニ接シテイルノデ Bagdad ヲ中心トシテ東西ノ交通ハ発達シタケレドモ西方ニ対シテハ不便デアッタ

3. 然ルニ東方ノ海路ハ Aden ヲ経由シテ Chus 地方ニ至ル

コースの Nile の利用 Cairo より Thus ～～～～ Cairo ～～～～
とも Cairo の canal ～～～ Alexandria ～～～～ Venice, Genoa
～～～

回教徒の領
上陸を阻止
喜望峰迂回
東方

東西貿易の要路を回教徒にふさがれたポルトガル人は
西に侵入をこころみ、ポルトガル喜望峰を迂回して東方に
行くことを考えたが西方人にとっては新たに侵入した 1361年ごろ
Adrianople の capture によって都がコンスタンチノープルに移った 1453 年ごろ Constantinople
を中心とするトルコ人という新興勢力民族に Black Sea 沿岸を
土耳古人はヨーロッパ方面に回教徒の勢力を二重にのばしサハラ砂漠を越えて
回教を土人に広めようとしたが 1520 年ごろ侵略に失敗
南北に喜望峰、回教東方に拡張し回教徒をもって回教にたちむ
伊斯蘭教 Rhein, Danube 地方を含めて～～～～

Tabriz

中世紀において貿易上、機関として Tabriz が発展し市場が大きく
多くの物産が集まり人、交通整ってを主要に位置されたので商工業が
発達し盛んな市場が形成され人、交通が便利で物産が豊富で
中世紀において商工業が発展した～～～～ 理由は
物産が豊富で交通が便利であったからである

発達の原因

場所により宗教上、気候の関係から都市が発展し Holy place
～～～～ 宗教上、気候その他の理由で大いに～～～～
～～～～

Tabriz について述べよ

英 1. Winchester Fair

さて英国すべての大小さまざまの大地市より先ず来る、Winchester Fair
有名なり之 William the Norman 時代より始まりて一年に一回 一日
(こんき)
bishop of Winchester 一日、市つまり特許をよへりそれより (場所の大小) なれ bishop
大勢つまり之を Henry II 之より十三日、之を延長したり之より十三日
Winchester おいてなり、此一切の前 Southampton、及び高地をも用ふ
而して市つまり七里を次おのの空地に商売一発足に bishop 之の定めし
之商市へおり、橋にて格別の取り時にて入港船 (actor) 入るまで商売に使えず
おのおの、収入全からざる故なり、此代価手に入れ、一日一 St. (サント・ビヤルる)
hall にて挙りあり、Winchester, mayor 十四名の生まれ一時代戦の際
それぞれ役にて bishop におの時の許可出ず
もう一つ別の商売に持ちこまれた品物もありかれこれ思いすすつかまる
物と物力ありと多数、而してかの如くこつなき悪い宝物者が主の主宰し
この特権としてつまり、かく市に商人に流れつくなり

To Vie is to Winchester
I went to the fair
With many manner merchandize,
As my master me height; (order)
but it had been unsold these seven years
So God me help. ~~had these not gone~~ (these en)
the grace of guile (had these not gone)
among my chaffer

後 Edward 王也、時に至り Winchester, 王位それ他の都に、手元に、五月盛り
ナリ、かく市を商売はなし Eastern (coast 海つづき) 、Hull, Boston それ他、市、好しり

哦て

南伊，商販が Bruges より此へ来る時は Sauthampton へ渡つて来り伊東行，如きが変つて，Sandampton へ渡り伊，商人来る時は fair 開かれ，Winchester 市，北部域に開かれ居れり

2. Smithfield fair

南一つ有名なるは London の Smithfield fair or Smoothfield fair とりこの一名 St. Barthromew's fair とも云ひ Henry 一世時，St. Barthromew's なる寺院が此の年に一回此の市の開き皆が参詣する故に此の名ありと云ふ，市より手一手足或物品に至る迄売買せざるものなく，此処より更に手牛馬，生物の売買する所の処へ今かゝれこゝは cattle market なり

市へ毎年夏期に至れば Elizabeth 女王時 London 一般病院の学生及び holiday making (休暇ごり) 等は fair 一生涯なるべく，例外なり 或時は人々，市より帰りを見送りたりとて大きい口々に笑ひ London 知事公爵の乗馬の儘従堂ト Smithfield に出で市の開く，便利ありまして十分業を執りに時分に商売の上より於いて更に此の如き大変の物品人の物 fair に来りて限りなき人，一人 pickpocket と pocket の如くなり

ト Johnson，之事 Barthromew fair 此の如

3. Stourbridge fair

又有名なる Stourbridge fair とは Cambridge 近辺より一月，同日より八月迄の間に開かるゝ市にして大陸の諸国より来る者 Lynn 及 Blakney 二港に陸揚げ (steam) 南人 (Flanders) 於いて上陸し Cambridge 近辺に住人来る住人一定の家を有し，Flanders 人 linen 或物，France 人ワイン一定，Danzig 人木材，気候，強弱皮，東方人毛物毛糸，毛或は牛馬等転場禁制，市一ヶ月間売買

ale fair が八月四日に市，最大の重なり

3. Westminster fair 此時，市 Westminster 寺より八月一二日迄 Henry 三世 許可 年毎，定期市

Westminster の時、市の守り外で London 中、商売の事に大市を立
の会合の表にかを実をる、fair 一期十五日停して、かく幸い田
夫連りに下り當化の中、主立ましたる人と雨いは特許改めてそう又
1249年、前一回三ヶ年ウト有名の心が三を年実改め処、Westminster
より大使五悪り商人換実う学いり London 市に at the request
of the lovable King not compelled, yet as though compelled 生ま
りナ五日ずりへり商人一投セヒカれ日一大特おおう town な更ぇ
此大陸に於ける

此大陸に於fair

仏の Beaucaire 市

仏ナナー Beaucaire " Rhone 河の流と共に海、Gulf of Lyon
ヘ注ぐ遠地で毎年七月二十日より一週ず市ナ12カ今以よ市ナなりかん
此大陸ヨリ大ともしもナキに変いけ「マルセー地一ヶ月市も共に
諸市ニハ物をヨ学へ来り伊も他商人物ヨ変しかり仏国内部ノ
ヨリ Lyon ヨリ silk 商人 Champagne ヨリ ビヤンを商人主まり変ん
を学ナキ一十万人 以りサーカル物ヨ、故一倍ヨ4 France ヨリ今日
商ヒ市ヨリ古あり、アヤサンは fair ナキ一ヨ万人位一生ヨルトそう

独の Leipzig 市

独ナナー Leipzig 市場ヨリ Leipzig 外情 Lipsk ヒそヒアル
Easter ヨをつりまり冬迄痛、冬木ヨこ、十二をヒヘナナー年二回
市ヨ守ヨ特許ヨ得り Easter 言ヒ「ケルマス」に契り千成14年、始り A
New year's fair ヨ年ナキ末ヘ元旦、市トヤリ一面、冬切八時ヨリサ
した実体主国ヨ位ヨリ千休業、Easter fair 大ヒ盛いヨ外名ヨ、を
ヨ多数佛国諸商来可 Flanders ま一行セヨ、毛物生ヨリカした迄ま
ヒヨリ鉄道ト fair 一方変ヒ「ナナ系へリサしい迄ま二まヒた万成り、ヨリアリ
ヨヨヨ、以リ一ヶ月ニヨヒた変ヒヨリ

Leipzig book fair

Leipzig book fair ヨリ Frankfurt ノ方ガリー Antwerp, Paris ヨリモ先ニヨク成リ盛ンナカサレ、ナゼデアルカト云ヒマスト布カラ又 Frankfurt ヘ入ルカラニ依リ Leipzig ニハ1409年ニ Leipzig University ガ設立セラレマシテ学者ガ生ノ自由思想カラ書物ノヤカマシカラズ fair ガ非常ニ古クカラ起リ又一年中ヨク続ク fair デアル事ガ主ナル原因デアリマス Book Exchange ガ設ケラレ今 publishing house 百ノ内二十ヲ本部ガ置カレ機械 260 ガリ十四ヶ室ニ据エテアリマス

Nijnii Novgorod 市

尚ホ次ハ Nijnii Novgorod ニアリマス此ノ市ハ露国内第ノ都ニテ「カサン」ノ南ニアリ1648年ニ「マカリエフ」ニ移リマシテ1817年ニ「マカリエフ」ガ Nijnii ニ移リマシタカラ「マカリエフ」ハ Nijnii Novgorod ト改名イタシマシタ caravan ノ着ク時ハ大変ニ賑ヤカデアリマス一年ニ一回ノ大 fair ガ開カレマシテ八日ノ間ニ取引ガ一億ノ上ニ及ビマス大ナル bazaar ガアリマシテ1400ノ店ガアリマス Alexander 時代ニ建築ニカカリ1800ニ完成シマシタ outside show ガ canvas デ1816年ニ出来マシタ Nijnii ハ穀物ノ集散地デアリマシテ2300ノ船ガ此ノ港ニ集マリマス船ノ数ハ5000ニモ上ルソウデス小舟ニ至リマシテハ数ヘ切レナイ程デアリマス Persia 人ガ沢山来テ carpet, shawl ノ売買ヲ致シマス Persia 人ハ非常ニ静カデアリマス fair ノ期間ニ商売ノ出来ル様ニ仕向ケテアリマス

其ノ人口ハ冬期ニハ僅カニ fair ノ為ニ減ジマシタリ増シマシタリスルト云ヒマス小舟ハ冬ニナルト氷ニ閉ジラレマス fair ハ Kazan ニモアリマス

中世における毛織工業

中世における毛織工業は大いに進んだ

毛織工業

中世における毛織工業の中心はヨーロッパの大陸の西北部にあり即ち今日の Belgic, Holland 又はその一部分、次に部分的には仏国の北部をも含んだ毛織工業は羊毛 wool, 亜麻 linen, 絹 silk を原料とする。羊毛は wool の語が有名なる如く毛織物の作られたる多くは地名の Flanders 地方を始めとして次の如き諸国で盛んに wool を主として用いられた

wool

linen

linen は亜麻を原料とする織物で亜麻は flax 又は linseed と呼ばれる植物の茎の繊維を紡いだものである。Flanders 地方では flax が cultivation されたが Ireland の Belfast 附近が最も有名である。又 Flanders 地方では flax が cultivation されたが Ireland の亜麻織物は中世に於いて盛んに Belgium, Ireland 地方で行われた

silk industry

silk industry は地中海沿岸の南部に盛んである。Spain の東北に於ける Barcelona 又はその北方の Lyon 近辺並びにイタリヤの Genoa, Milan, Venice, Florence, Naples 等に於ける silk 織物工業は東洋の輸入が大いなるにも拘らず盛んであった。Milan 附近並びに Greece, Aegean Island 等の織物も有名であった

wool と linen の併用

wool と linen の併用は十四世紀から十五世紀に亘る時代に於ける工業発展の基礎となりフランダースの地方に於ける学芸の発達の如きは大いに役立ったものである。industrial nahm の如きもこの時代に発展したものである。wealth 即ち一方に於ける有様としては地方に於ける都市国家の如きものを生じ一方に於ける有名な諸都市の如く 1311 年 Ghent, Ypres, Bruges 三市の市長が John 国王に対して宣言した様な勢力を持つに至ったのである。これ等の都市国家に於ける政治は貴族政治であった。貴族階級は商業に従事し、第三階級は工業に従事したのである

Ghent, 14C 中頃迄繁昌ナリ 8万ノ民ガ [illegible] ヲ中心ニ
可ナリ一ヲ下ルトカラ Weaving ガ代アスル

Bruges, ハナヤカ代スル時ニ栄ヘル

其他 Antwerp, Amsterdam, Rotterdam, Leyden 盛ナリ
今日ハ比較的富ノ美術盛ナリ
Leyden ニハ古キ時美術校アリ

Silk

昔ヨリ Silk ヲ作ッテヰタ 近ク Silk ヲ作ルヨウニナッタノハ 比較的新シイ
Rome 帝国大ニ勢ヲ振ッテヰタ 北方ヨリ蛮族ガ侵入シ Justinian ノ
大ナル industry ヲ発展ガ阻止セラレタ様ナ状態ニナリ 1760年ニ
ナッテヨリ silk worms ヲ持ッテ Constantinople ニ入リ Persia ガ中
央アジヤヲ通リ支那ヨリ迄入ッタ 此ノ silk ヲ業トスルヨウニナル
様ニナッテ後ニモ生糸ヤ才ノ輸入ヲ サレテヰタ 此ノ伊太利ニ於ケル
製絹業ハ初メ伊ノミ業ヲナシテヰタ ― トナリ伸ビテ Venice
ナドヲ 1480年 Louis ノ一派ガ逃ゲテ来タ 1520年ニハ
Francis ノ時ニハ伊ヤオノ worms ヲ以テ Rhone 近傍ノ大ナル
発達ヲ遂ゲヨウトシテヰタガ Colbert ノ保護ニヨッテ仏国絹業
ハ伊ヲ抜ク様ニモナッテヰタ

カクノ如ク Silk ハ多キモ ヲナルガ ― ノ外ニ Linen, wool, 木綿, silk
ナド

中世ノ北ノ美術

中世ハ北ノ美ニ於ケル

国ノ美ヲ特ニ商業ヲ以テ名ヲ下ケタ都ハ又ニ産化トモ云ッテ就ク
都ヲ美ノ一カ Rhine 沿ヒニ美ヲ商売ト人手ヲ分ケタ都ヲ
ヒトツニ纏メテ又ニ美ヲ商売トスル都ヲ纏メテ 此ノ様ニ
ナッテ

なおりまこれを、実は定った名称ナシ今日よる名ナリ之後、続ク上ケクラー Elizabeth、時代カ Reformation ヲ仕後ナリカヲ本定ル後ナリ

Wool

"完美ヲ意トセッテー wool ナリガ美シカラー、ヲレ建ナリセラルル事ハ有ル wool ノ色ヲカガヤカシクル事ヲ all the nation of the nation world kept warm with the wool of England トアリ wool ナリナラバ Jam ヲ外カガヤカシクルベシ ヲレ工業、盛ンナラシムルベシ ヲレナリラ スラー 今日美、指入ヲ中大ニ著キモノー羊毛ナリ中モイーヲ多ク指ヲ子ナリト云ヘ Edward ヲ14100ヲルニ増ヤセル中美ヲ加ヲ指ヲスル wool 輸入ノ政策ー美ヲモ、主ヒ、半ヒ、近シナリヲ大事ヲ Flanders ヨリ大ニ毛工美ヲ盛ニスルヲ計ヲ美ヲ以ヲ建ヲ上ニ築ク主義ニオルナリ

Woolen Industry

Industry ヲ意ヲサリシガ woolen industry ヲ意ヲツケ様ニ思ヘ Edward モ1329ー77ノ間ニ大ニ奨ヲ Flanders ヨリ有名ナル織ヲ招聘シ(又ヲ有ル比職ヲ招ク)優ナル毛絨業ヲ奨励セリ遂ニ又ー外ヲ製造ヲ仕ヲツケルヲ止メント、羊ヲ成シリカヲ美ヲ今カ工業、盛ンナラシムル

商業

商業、ハヲレ特ニ仕ニ於ケル人ノ商売ヲ意ヲ、其ノ Bunga ヲ中ニ集リ居リカヲ之ヲ、External 其商人ヲ外地ヲ価ヲ仕リヲ仕リシトヲッテ外ヲ人、物ヲ仕ニ送ル仕ヲ仕ヲ様ヲ意ヒ、一時気大ニ外ヲ仕ル後ー大ナルヲー

商会

Indian Co. ナリシ仕ヲ English Merchant Co ヲ云ヒ中、ニテ古キー十七ヲ仕ヲ、比ヲ Brotherhood of St. Thomas a Becket of Canterbury アリヲ其大ナル Merchant

Adventurers' Co. トカ云ヒ1505年ニモアリ一商会ガ独占トナリシカモ大資本ト実力ヲ持ち先, monopoly ヲ施シ

尚一… merchant of the Staple staple product: wool, leather etc それヲ扱フCo.モアリ云ヒ乍ラ迄モ、株ヲ取リ

下ノ Harry モ1600年代ニモアリ一番有名ナ処ヲ見ルト印ヲ捺ス迄ニ印ヲ捺ス迄ト

第二ノ、商船ヲ建造シ皆実力ノ一商業ニ、特権ヲ得タリ

英海軍 外ヲ望ム皆カニ代ニ英ヲ、海軍ヲ云ヒ、英海軍 economic factor ヲ為リ Harry モ此ノ Great Harry ノ軍艦ヲ作リ海軍力ノ高サ、伊国ヲ許リ商業大ニ世界ニ一ツノ元ニ英ヲ強ク、元ヲ造リ Sir Walter Raleigh 等英ノ足、植民ヲシタリヲ見ルニ元ヲ一年掛ケテ木ヲ作ルカ今ハ船ヲ作リ又ニ一週間ニ一ツ位ノ元ヲ作リ又ヲ作リ云ヒ人ヨ…掛ケテ作リ、サレバ人一船ヲ作リ此ノ船ヲ、サリ乍ラ今一ツ多ク人一艘人ニテ実ヲ元一週間ニナカリシモ材木ヲ集メ大ナ建ツル…空間トカモメリ人、射手モ未ダ今ハ…射手…武士階ナリト云ヒ一ツ先ノ高貴実業ト共ニ人(ガ)元ヲ造リ

ルリ英ム…文律ヲ造リ、カレ今代ニモツケ主ヲ…飛ビ云ヒ、中衛ナシ主ヲ…飛ビスルモ一功、自ヨリ、カレニモ特飛ニ…(援)護一中主ノ元ヲ主リ

次ノ…ニ一言ヒ…南…甲 北 Hansa ガ中モ実力、中ニ一ツ名ヲモ実任ニ世一時シカモ他ノ…ヲ元ヲ主リ、ソノ中ヨリ(ガ)主人、侵入(ヲ)事ヲ防ノ為ニ、ヲ元シ…ノ同盟 Hansa ヲ云ヒ一ツ

中古ト云ヒ、商業ヒニモ一一都市、モ元ヲ、皆カニ又商業ノ範囲ヲ大トナリ、ヲ双ノ運ヲ利用シテモ大ヲ、サレバモ一隅ヲ以テ大ノ団ヲ為ス事ヲ、又生ヲヲ比リ、印刷ノ時モ、一ヲ

中古ト云ヒ、商業ヒ
(外国ノ輸入利用ノ為)
(元ノ範囲ヲ大ニ為ス)
(商品ノ増加)

土耳古人の生活の関係について、サンル女七と比べると、ふだんの利用という
様になり、かぶせ物という範囲様ではなく、もっと広く、ふだんの利用
内大陸、対大陸、若尺、土耳古、欧洲若尺、サンル、意匠統一物で造る
意匠型の盛り大、用の変わり

Portugal

Portugal

古古中世ニ於ケル Portugal

Portugal ニ付テモ略ボ全ク前ニ述ベタル地方ノ歴史ト同ジ様ノ事ニテ土地ノ大部分ハ古ク Phoenicia, 次デ Carthage, Romans, German 人種, Arabians ナド次ニ述ベタル通リノ運命ヲ経テ Castilia ナドニ属シ 1093 年ニ Castilia ヨリ独立シ Prince of Portugal ト称スルヨリ外国ニハ勿論同ジ国内ニテモ何ンノ権力モ無キ Castilia ノ独立ニ Kingdom of Portugal トイヘルモノハ名ノミニテ一時殆ド同地ノ諸侯ヲ一ツニ集メタル様ナ独立国ト云フ迄モナシ

地勢ト人情

古代ノ中古 Portugal ハ全ク文化後レ住民ノ風俗モ甚ダ粗野ニシテ又貧窮ニシテ生活ノ為ニ外国ニ稼ギニ行ク風習アリ又国内ノ産物ハ葡萄ノ生ズル他ハ皆無ニシテ工業ヲ営ムモノ少シ

近世 Portugal

サテ近世ニ至リ漸次欧羅巴 Africa 両洲ヲ五回モ往来シ其ノ地理ヲ詳ニシ航海ノ術ヲ発明シ又奴隷又ハ Madera 島, Canaria 島ヲ開拓シ或ハ植民地トナシ Lisbon ニ生レタル有名ナル航海家 Vasco de Gama ナドモ出デ Portugal モ富強国トナリ立ツニ至レリ

航海

サテ之レハ前回ニ述ベタル航海ノ術ニ開ケ未ダ開ケザル地方ニ基ク中世ノ頃ヨリ Turk 人ハ大ニ勢力ヲ東西洋通商ノ要路ヲ占メ甚ダ苦シメタルヲ以テ東西洋ノ交通ヲ永ク止メ水ノ大通ヲ利用セント勉メタルニ依リ航海ノ術ヲ発明セラレ又ハ航海ノ大事業ヲ為スニ至リタルモノナリ

Don Henry the navigator

Portugal ノ王子 John 第四世ノ第三子 Don Henry ハ大ニ航海ノ術ニ心ヲ用ヒ Henry the Navigator ト称セラレタル程ニテ 1411 年ノ生レ, explorer ト称セラレタル十二年ノ後ヲ受ケ Madera ヲ発見シ Cape Bojador ヲ過ギ尚ホ南下シ 1433 年至リ南下シ 1441 年至リ Cape Blanco ニ達シ 1446 年 Cape Verde ニ達セリ 1463 年ニ同君主死セリ三十年ノ久シキ航海ノ業ヲ

Bartholomew Diaz

セリモ其後二十年許ノ後 1486年ニ至リ Africa 南端ノ一周セシモ
未ダ以テ佛蘭西ニ開(ひら)カレ Bartholomew Diaz 氏ノ南ニ南ニ南極ニ至リ
ソレヨリ北ニ航シ Cape Natal ニ於上陸シテ初メテ Africa 南端ヲ見
ニ於テヨリ對岸ヲ Table Bay ト名ケ帰朝シテ遺ニ
報ジキ Cape ヲ Cape of storms ト名ケタリ(暴風ノ岬)ト雖モ
King Emanuel 大ニ喜ビタリサレバ其名ヲ忘ニ Cape of Good Hope ト
名ケ改メタリ是ニ於テ十年ノ後ヲモ Cape ノ一周ニ注意ヲ要シモノトス
ソノ Vascodi Gama ニヨリ 1497年ニ(其明年)出帆シ百三十人ノ手ヒ更
ニ翌年五月二十日ニ印度ノ西南海岸 Calcut ニ着セリ之ニ對シ其
ノ酋長ハ百ノ戦艦ヲ以テ防禦シタリ 1508年ニ至リ(三度)Egypt, Venice 等ノ
ハ戦ヒ Portugal 勝チ 1510年 Goa ヲ取リ之ニ於テ
Portugal ハ中ニ立チ得タリ而シテ Spain ハ Charles V ノ下ニ統一(すべ)シ France
Charles ト戦ヒ内乱モアリ伊太利ニ之等ノ事ノ有様ヲ England ハ
Lancaster & York ノ争後疲弊セリサレバ Portugal ノ如キハ大ニ驚ク
ベキニアラズ

Vascodi Gama ノ帰朝ノ後 Portugal ハ手ニ成リタルヲ Portugal 人ハ Lisbon ニ於テ
帝ト盛大トナリ Africa ヲ始メ東ノ諸ノ地ヲ占メ Antwerp ニ至リ Antwerp
ハ Bruge ニ取リテ後ニ代ルモノニシテ英国ノ人皆 Lisbon ニ集リ
物ヲ買入ルニ至レリ

America ニ於ケル戦争

カニ於テ America ニ於テハ Portugal 既ニ大ニ取リタリ 1500年ニ Portugal
人ハ Pedro Alvarez Cabral ガ Brazilia ノ発見ニ基ヲ立テタリ
サレバ文学ニ於テモ Portugal ニ於テハ Camoens ノ出ヅルニ及ビ New foundland
ノ漁業ニ於テモ Dollan 人英国人等ノ盛ニナリ 1497年ニ於テハ

Portugal, 初盛的商業政策

が商業界に発展せりせしに Portugal 商業は著つゝしい衰頽をみる
が見ゝ colony を通ずいと colony の如ゝに、第一に交通的、第二的
一国、利かゝ第一主義、利の追と凡ゆる勢力を強り故、商業、かゝる
発達の実ゝに頃ゝ状況の故ゝり

時代的、転遷

1498年迄支那ゝ至りゝせゝ後更ゝ海時ゝ迄と支那産ゝを
迎へ送ゝヤカま Portugal、手有ゝり ゝ年ゝ 1514 土耳古ゝ衰退、
神宣時ゝ発る地航路発見ゝゝかり此ゝ有ゝ衰勢ゝ云ゝ 1579年ゝ
Portugal ゝゝ外国貿易ゝ引ゝゝかり同年ゝ独国ゝ在ゝ外国人ゝ
ゝり

外国貿易事業ゝ対、当時ゝ斗土地ゝ引ゝゝ中心ゝ Lisbon ゝも
ゝ監督 Africa ゝ一周ゝ Natal ゝ所ゝ至ゝ Goa ゝ至り或ゝ
Mozambic ゝ寄り Goa ゝ至ゝ而ゝ帰途ゝ幸望峰ゝ廻り St. Helena,
Azore Islands ゝ寄り Lisbon ゝ帰ゝ往復ゝ一年ゝ要ゝ

貿易全盛、時代

サゝ貿易ゝ精神、強ゝかゝ貿易全盛、ゝゝかゝ有ゝ過ぎかゝ
元世紀ゝ一ゝ絶ゝり迄ゝ Spain ゝ(元十年間)ゝ侵略サゝり ゝ Spain ゝ Holland ゝ
戦ゝ際ゝり ゝ、衰退ゝ基ゝ 1602年… Dutch East Co. 設立サゝ
Holland ゝ勢力東漸ゝ Goa, Macao ゝ如ゝ主ゝ占ゝり Portugal ゝ有ゝ
ゝ Holland ゝ手ゝ成ゝ又西ゝ ゝ Great India Co ゝ作ゝ勢力ゝ
Brazil ゝ如ゝ領有ゝ奪(ゝり) 後 1640年ゝ再ゝ独立ゝ House of Braganza ゝ
名称、ゝゝ王ゝ仰ゝ統治ゝり而ゝ Spain ゝ為ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ
ゝ或ゝ一時 Brazil ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ
ゝゝ 1650－1777年ゝ Marchs of Pombal 表ゝ Portugal 再興ゝ ゝ
英国、覇時ゝ ゝ大ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ

Spain.

Spain, 王室 人民, 領土, 情

Spain

Spain

Spain, 王室 人民, 領土, 情

Spain

Spain

Spain

Spain, 領地

故下せう故、ナニをやる中ー Spanish 主な勢力の根ってサルに居人ーみな性活の人民という吸活思考、そもそもいに主も発達せずして笑いは外面かり見い Spain 領台勢力面積大きりキコトおり Battle of Granada ヶ Moors ヶ征りと霸権ヶ及とり迄ー Phillip II ハキー Portugal ヶ台併ニ Milan, Sicily, Netherland, 諸島, Africa ' Tunis, Oran, Canary島, Cape de Verde 諸島, Asia ' Philippine, Moracca, 其他 Portugal 計領ハ孤ニおれてまいケー Mexico, Peru, Chili, Cuba 諸島等ヶ広メタリ

ニ大ナルセッカれハ土地モビヤスケー

金銀銅、大ニ大ナルー主ヶ主ナケー之産記ニおいてニケ様ー(比較ニ) robbery ニカリ、(次ニ) Tribute ' すなわカリ又ハ国ニよケ性質ヶ異エルー之ヶ看用セリキ幸ニ1542年ニ至ー silver mine ナル Mexico ' サーカケカラあいたー銀山, 1544年ー Peru ' Potosi ' 銀山ヶ発見セリ土人ヶ使役ニ了両出ニケ性質モビヨタリ Spain ' 坊ナル Las Casas ガ土人ヶ暁待ヶ甚ダしきヶ哀キリ足ニ思ヒ Africa ' 奇叶 Portugal ' 領ナリニ地ヶリ里奴ヶ輸入ニ従事セシメ(成人ー human feeling ハ欠如ー human feeling ヶ)タリ

カケル産記、Spain 人ヶ手ニ入ルー野ニサルー Spain 土ー人ヶ性活ハ(尻ナシ)前ヶ如ク意ニ任セセニサルニシテ外ヨリ人ヶ迎ー比ー性質異種ナル(以人ヶ奴ニ)工業、意匠

モリ外ヨリ人ヶ迎ートニセヶ猶太人ヶ追放(ないし百人)セリ迄ー Spain ' 工業ヶ掛ケリサルー産記ヶ(ヲ造ル)ヶ生ー産記ヲセヶ生ー産記ヲセヶ生ー産記ヲセ

Colonial policy

Spain 富工業 滅亡

富源 → 国力 → 海軍 → 勢力

芸術、自由、industry ヲ失ヘリ

其ノ mercantile system トカ云フ人為的法ニ天然ノ法ヲ変ジ

斯ク習 Colonial policy, Sole market theory ナド Spain 人ヲ教ヘテ実ヲ失ヘリ、後ニ一筆ス Spain 人ハ生ヘツカヌ反ヲ来スト

吸考、鉱物ヲ出サヌ耕作等ニ全ク心ヲ奪ハレ Ferdinand, Isabella 時代ニ…黄金ト olive ヲ産スル外ハ何モ無キ…ト云ヒ Peru, Chili ニ特許セラレタニモ不拘其ノ大ナル富ヲ以テモ…ヲ計リ得ズ却テ衰ヘタリ

製造業ヘ残物資物ノ輸出貿易ヲ数多セリ、此ヲ以テ製造工ヲ増ス事ヲ代ル度ニ増ス結果ヲ来セリ、サレド人一ノ価値ヲ有セル者ヲ幸モ物ヲ愛ガカル方ヲカニ彼ヲ利スル利ト思ヒ気ヅカズ

Spain 人自身ヲ幸ニ一切世界ヲ支配シ以テ一百歳ニ及ヒナガラ其ノ域ヲ脱シ一年一年ニ年一年ニ亡ヒカニモ気ノ付カ無カリキ

密輸ヲ増ス

又モ其ノ貿易ヲ、密輸ニヨリ外人ニ奪ハレ

殊ニ英国ヨリ結婚カヲ有スル国ヲ前ニカラ之ヲ気ニカケズ

ニ実ニ恐ルベキ政策ナリ

其ノ Spain 富工業ヲ滅セシカ之

1579年ニ Netherland ヲ Spain ニ取リ返ス

1585年或ハ88年ニ Armada ノ美ニシテ失敗ス

1598年ニ Philip ニモ及ビ得ザル程ノ富ヲ有セリ

Treaty ヲ為ス程ニ Spain 勢力大ニ衰ヘ之ニ代リテ英国

ヤ Holland ガ其ノ政策ニ依リ英国ニ用ヒ、又ハ国ヲ挙ゲテ海上ニ立チ Drake, Raleigh 等ガ海上ニ於テ名ヲ挙ゲタルモ此ノ時ヨリ

而一方亦まじり合固に Inquisition 等の宗教迫害の
Moor 部の社会業、迄ずかも、尽り Spain 等を出た後に於て
Hugenots が併り古い同じ名の Spain の社会工業、全く失へ
かりかへ海外を内い政治と宗旨の内外、全国の悪い
人れ、減ず等により Charles V 時代にても 1619年に於
ても大分一減りを 1648年より美国平等手に手を
塔じこかも時一頃を境に降り出され、古様より かけ去って
に当る古い位地を失い

僅かも地質の生ず葡萄 olive 等物、手物の多いより
之らを指ず生物工より国の化アり一財盛しより
silk, 羽毛, 工業及び陸もこり

外も五社民地、おける等で響り変りかは一すれかへ
一到一変より社民地一部の向五社会、域いせこ人り手助けす
り装造り即ち来にあり Tobacco, indigo, cocoa 土、耕作
又牛羊、生高毛、羽毛業をこり之外も、指ざりかにを利益り
Spain 迄もこり外国人、帰にり

地民地、教育

此尚或人、言かめり Spain 人が更に adventured 土を
富、心持り成い国民より七を高工業、商業一部、産手国り
技い於ても盛んりこが後に土壌重、いき衣様り皆とり

未文明、盛大

其に又当を初一於て体 Charles 一世より七代、Bourbon 家の
Louis 十四世、位を迎へ之を王とり即ち 1713年より Philip 五世でより
こに来んり多りの外国人り使役(Portugal 等より Pombal 計一時衰
せるにも指又ずしこれアラサりこサル位其外より手入り要りをこり外国人

他の地理的に故にさしも一時つゝ止り強勢 helpless というより
国人の性質、実業の嗜みの如き偶然まり起定に定規通りの手入れ
つきて Spain の生命を短りせり Spain 人は古の一流国人にて
此大陸の人民より正しき立ち、日本人はさに

独立性、独立

が何う様的に外国、隣国より七への頃にこの地を街り此立し

1822 に Mexico の生ヒ
1824 に Peru 〃
1828 に Chili 〃 其他追々生ヒ、1871年に Uruguai, 其他
Paraguay, Algentina republic 此成り生ヒ僅か和帝王にて
Cuba, Portrico を除きて、全島悉く Spain に帰されて

Spain に実效、統治
力なくなりぬ

夫迄は、まりアルを史民という通り用され、すべり文化文明の全盛
過ぎて、実に千歳の笑つされ故にて Spain に実效、統治の手はなれり、
云うより

Holland

東洋ヨリ一層發達セル事ハ發見ノ東洋貿易ノ中心ト成リ盛ニ Portugal ヲ取リ而シテ益發見ト Spain ヲ一ノ中心トナリ更ニ前進シ一ノ Pyrenees ヲ越ユルニ方テ此ニ於テ一ノ障壁ニ遭ヒ此ニ於テ初メテ外國人ノ侵入ヲ防ギ得タリ

Holland ノ地位

而シテ此ノ如キ要地ニアル爲メ其ノ富ハ益增加シ從テ富豪國トナリ且ツ此ノ地ハ四面海ニ臨ミ從テ海面ノ土地低ク堤防ヲ築カザル事ヲ得ズ人民ハ常ニ此ノ堤防ヲ修繕スルニ勉メザルベカラズ

人民ノ生業

故ニ此ノ國ノ人民ハ海業牧畜業ヲ以テ生活ヲ營ム

牧畜業

故ニ牧畜ハ甚ダ盛ンニシテ butter, cheese 等ハ Spain, Portugal ニ輸出スルモノ甚ダ多ク

漁業

漁業ハ四百 million mark 以上ニ上リ又漁業ハ何レノ國ニモ海岸近ケレバ更ニ Scotland, Norway, Sweden ニ至リ三ヶ所ニ定マリ往來ス此ノ故ニ漁船ノ數 buisen ト云ヒ buisen ハ漁業ニ從事スル船ヲ十三萬ニ達シ其ノ漁業收入ハ 40 million mark

海運造船業

ニ達シ航海航業ヲ營ムモノ甚ダ多ク輸出入ノ多キ造船業モ亦盛ニシテ造船ニ有ユル用ヲ辨ジ其ノ周圍ノ諸國ニ注文ヲ受ケ造船ヲ爲スニ適スル運河ヲ用ヒ船舶高價ヲ作リ木材鐵材ヲ外國ニ仰ケリ

又前ニ述ベ carrying trade ヲ營ム故ニ wool ノ商ヒヲ爲シ Venice ノ如キ織ヲ營ムモノ一年ニ二千種ニ達シ其ノ販賣ヲ爲スニ方テ上リ故ニ一ノ北海ノ侵入ニ依リ漁業高業運搬業ヲ手ヲ絶シ又 Asia ニ飛躍ヲ爲シ更ニ Spain 壓制ヲ免レ Holland ニテ東洋ノ物ヲ入ルヲ禁ゼラレタルヲ幸ヒ益々此ノ地ニ集リ來リ

工業

其ノ Holland ヨリ出ル所ノ工業品ハ linen, wool ノ織物ヲ最トス

南部・中心 Amsterdam
北部

北部の都市を中心

東洋貿易

Spain 壁制都市
トイス

「ネこの工業が成り盛りまかれい南部が Spain 宗教上の理由により北上
した 南部の工業は 都市より wool, linen 又は 絹 silk, paper,
造 製造さ一まり Leiden, Amsterdam, Utrecht, Haarem 等を
ナレ工業地けしり北の工業はなりに比し大商業ハタレ Antwerp, Spain ウム
併かご商業中心 Amsterdam 移り一層盛大ナまりり Antwerp 又
passive 性質ナセバ Amsterdam 又 active 積極 商業ノ又旅行盛ンナ
ニレかつ passive 言葉アリニカニ Antwerp 又ご時より二来きま
セバ Spain 政治都市 Vallan 利ハ当セリトそう事ナリ

この物ニナリます 政治上宗教ヲモ手ヲ出さい主リフレーす
ル事ナセ地方一すに来ル地当処ニタメ大ニ栄ヒ分かれ
来ル空間ハモ、南部ニカラ北部ヘカリ Norway, Sweden 等ノアカ
ニ林檎ヲ一、モれラ皆ヒトリ方ニモまりて名ノカモのヲ来ルモ
越南ヒ穀物等ノ方、取ニカラ北部ノ南部ヘ分ケラセリ或時ニ
地方時、供ニ充ている迄事ルノアリトそっきに盛リ中

元 Amsterdam 言葉ニ、要地ハリ Africa, America 北南部ノ物
此方ニ一生リタル実用満人 wool, 他ノ wine 等, 沖 dyes 等
ノ生物ノ多ニ一ニ持来リ大ニ盛ニナルハ 1600年ニ時ニテ
便ノ多ニ七方時ニ成リ

之ノリ多ク進ム事ニ来、商上ノ発ヒすセリ之ニ至リ 1581年ニ至リ
オ主権ニ至ル、此海ニカラ成ニ当ル 当ニ1580年、オラ Portugal Spain
ノ合併セラレかニ方人ガ集ヒ始メかル… Lisbon ニオケリ Spain人
ヨリ定メ居リかル Netherlands 又 wool ニ有リ1591年ニ及 Lisbon
ニ集ル方人ヨリ銀ヒ多ク集ヒ始メかル此ニ思ヒオケ及ビ初メ東ヒ

Dutch East India Co. の設立

ト喧嘩ヲ始メ、第一ニ1594年、最初ノ試ミヲナセリ此ノ北部ノ Asia 全カラ試ミタル中ニ最モ Spitsbergen ト Nova Zembla ニ到ル航路ヲ止メリ思ヒテ Co. for Foreign Parts ナル会社ヲ作リ等ヲ Portugal ニ立チ東行ヲ始メタリ Houtman ノ手下ノ者ハ喜望ヲ上リ東行ヲ試ミタル一人ニテ Java 島ニ着シ二ヶ所ノ店ヲ置キ始メテ東行ヲ始メタリ大ニ儲ケ帰リテ Amsterdam 設ケ喜ビシ為ニ Java ニ永久根拠地ヲ作リ之ヲ手近ニサトリ土人ヲ使ヒ始メ Portugal ヲ追ヒ出シ東行ヲ専ラ占メントセリ 1598年 Admiral van Neck ハ航ヲ転ジ東ニ東行ヲ占メ土人ヲ使ヒ始メ Portugal ヲ追ヒ出シ東行ヲ専ラ占メントセリ Moracca, セヤ Portugal ヲ追ヒ出シ東行ヲ占メ土人ヲ使ヒ商ヲ始メテ以来ノ事ナリ Java セヤ諸島ヲ始メ以来ノ事ヲ始メテヨリ以来ノ事ヲ始メテ之ヲ占メントセリ

1602年ニ始メテ Great Dutch East India Co. ヲ設立シ以来ノ事ヲ始メテ以来ノ事ヲ始メテ以来ノ事ヲ始メテ

米蘭 勇

"1618年以来ここに於て factory 時代より 時代を利つ
得ず

迄に於て position 等かかって三つ province に分ち
administration うせり

西暦に諸国に West Indian Co. 作り 1618年に作りた Co.,
かれに後 New Amsterdam と云ってなりこの植地より西方を
大に多く迄せりかも Asia にかとしキに印う事でなりき 最も北極
う探検に東方を agent 一人 Hendrick Hadson 何れも一
人に "Hadson river" と人発見され斗りかも Asia にまんなに尺
きなりかに先回マテ一番り主人と高意う斗りかして三と思ひ
利益ナかりキかし Asia にかて Portugal 7 Holland に壁ひかし
かい来いかて街れ英国) 2人壁国かりた後に来てかる東
河かたも英国) 気候悪いい為土、力う事り

Holland の積極改策

此の所 Spain 人勢豊力 solid ナりかに Spain
等と同じり此海辺、後に主義先入トナり一さてい monopoly
こと人う狂たう自身て立い、狭き主気う持に広意を立い、
主義の元うて 故にはへた東下手にて Spices 香料 これ nutmeg, clove
7 Moracca に多り乃式 monopoly うかなた商取に気う上へ自然
三う技志り三う自也、領地に入れ社とに一人社にへす数多元人
う、手法に7 結果に scarcity value うかこれりかしたかん改策ハ
けに使命ハ発達うた此に2来、かたた同精神、7771と2に
英国人、2に壁国かい主り Holland 7 つかり美人等後、い号に準
備うたハ過ぎかた今日立 stationary い状歩せかた

France

近世に前の佛

佛の語學史上に特色を有つもの、近世に於ける文藝の發展が、ルネサンスの中心佛蘭西の發展なり故、Spain 或は英國の如く他の Antwerp の如き商業中心地を有たざりしが如し。wine, fruits, salt, wood 等の重なる產物を有つ國なれば、從つて富裕なる商人 trade の有に至り、又これを原因として佛の國力の充實したるが如し。silk, 毛織物等の手工業の發達と相俟つて、橋梁等の構築すべき必要を生じ、從つて土木工學の發達したるが如し。

Francis 一世の時

下つて Francis 一世の時、宗教改革の大運動起り、これ佛の戰士の奮鬪と Lyon 地方の商業の發展とに從ひ silk 工業の發達を促すの結果を生じ、從つて土木工學の發達したるが如し。

而して Spain が Jew を逐ひ出すの政策を採りしが爲、Spain の工業は壞滅せるに反し、佛は從來の工業發達し、從つて多數の人口を有するに至れり。

又佛人の植民地 New Scotland, New Foundland, Canada 等へ出でゝ發展せしが後、佛の本地は勿論、植民地よりも南米に Brazil 等の富源を有する地に移住するもの多きが爲、本國の人口增加せざりき。

近世の中頃

カルヴァンの宗教の中心地が勢力を有せしが爲、十三世紀の大寺院と其の周圍の建物とが人口減少の爲、發達せざりしが爲、工業發達を促すに至れり。

Sully の改革

Henry 四世の時、宰相 Sully 農業の奬勵に改良、

改良ヲ施シ、重要的ノ産業（農業）ヲ発達シ、国力ヲ豊ニ導ク
振興ニ Silk 製造ヲ奨励セリ 仕事ヲ与ヘテ貧民ヲ救ヒ
農業ト牧畜ニ併セ考フニ、乳ヲ与ヘル Cow、綿ヲ与ヘル Sheep
ノ羊毛製造ヲ奨励セリ

Sully 氏ノ奇策

サレー氏ノ史主事柄 Sully、先ノ述カ現ハシ
Richelieu, Mazarin 相ヲ経テ亨ヘ堅ク人民ヲ抑ヘ
王権ヲ張ルニ力ヲ尽シ、常ニ外人ヲ以テ内乱
外戦ヲ起セリ 又一方ニ商業ヲ振興シテ国庫ヲ
大ニ潤シ、商業工芸ヲ盛ニシテ進歩セリ

後カ十七世紀、欧羅巴地方ニ於テ後カ仲ノ繁昌ヲ
製作スルニ Amsterdam ヲ以テセリ

Colbert ノ施政

サレー Colbert ヲ登用シ氏ニ国ト富ヲ
Mazarin 死ト共ニ政治ヲ改革シ内乱ヲ治メ
Merchantile system ノ主義ヲ採リ
balance ノ均衡ヲ図リ商工ヲ奨励シ財政ヲ整理シ
政治ヲ改良シ、又道路ヲ修理シ内国ニ bounty ヲ
与ヘテ穀物ノ輸出ヲ奨励シ、又ハ穀物ノ従ニ wages ヲ
増シ wage ヲ減シ、又ハ price ヲ下ケ来シ price ヲ下ケ物ノ
コストヲ減ジ、又輸入ノ穀物ニ従テ税金ヲ与ヘテ穀物ノ投機ヲ
ナクスル等ノ事ヲ為シ、従テ農業ハ投機ヲ
以テ衰微ヲ来セリ 茲ニ工業ニ大ニ奨励ヲ与ヘ工業ニ Colbert
ノ名ヲ付セリ 又 Gobelin 製造ヲ起シ注文ノ如キアリ
尚ホ Catholic 宗ニ一致ノ説ヲ以テ、堅ク外人ヲ禁ジ、又外国ノ物ヲ
ナク従テ自国ノ産物ヲ増殖スル為ニ奨励ヲ与ヘタリ

然し諸王の工業は極めて人々を招き之等を以て諸工業を起こすべし

交通　又交通の為に運河 Canal of Languedoc を築き十二万 million franc 地中海と大西洋を連絡する

航海造船　外国の航海者を迎え造船業を盛んにすると造船業の奨励

に西インドに dominigo 等の植民地を開き之等を以て本国の工業を発展せしめ軍艦を整備し軍艦を以て本国の工業を発展せしめ

かくの如く工業を基として商業

社民　社民は分れて二派 Colbert 氏の如く政府の干渉を極力排斥するもの Co. の如く会社を組織して貿易 monopoly を与えるもの

前者は英国と仏国とが1674年に争うた Bengal 地方 sugar plantation 等に進歩した

Bengal 地方 sugar の如き熱帯地方の植民地を開き之を以て本国の工業を発展せしめ

植民地の三つ巴の戦となり Colbert 1664年に至り東印度会社を組織し Canada 地方 New foundland, New Scotland, New Brunswick 地方を領有

Asia 地方では1664年 French East India Co を Colbert が主宰して Madagascar を中心として貿易を開始し十二年を経て Madagascar 土地人の抵抗を受けて之を放棄

1670年に貿易を再興

社民と英、蘭海 Colbert の如く進歩的

精神上ノ

Colbert ノ手腕

Colbert ト Louis 十四世ノ相互

Louis 十五世
John Law 採用ノ

ルイにすると氏より海立法 Code Louis コード・ルイ 此の地方には殆ど此の法律より制定ありし

而して立ちて精神的生活は、ついけりて大に先ず宗教美術、学術方面に勤む内の人々治めたる優遇に預かり手始めに建てる Imperial library の様式に於ける国の都と王立ちの校々四方に分ち手始めに諸方に於ける Roman school の建てり

実に時運にて Louis 十四世、宣戦 State is myself にて史中史改訂、美観を飾り外戦み起こして敢て、財を乏しめる時は国民を悩ますに Colbert 先ずを宮室より上下の公つ1683年八月六日死せりを葬式、中 Paris 人民より惜みたる哀悼を挙げトせり此位にて Louis 十四世の時代は言葉史上如何史上より言へば Colbert の時代と言うより大き Colbert の研究を抱きタルフルそして専制勢、権柄より成人されたる despotic servant of a despotic master より言わば第一史家は権を:達せん時に先ず、王室を充実の根本を養い位を定めるより

Colbert ト Louis 十四世ノ相互

されば氏、政治術に非凡、皆悉く達しより Louis 王帝 military, political 力ありて今日の版図に比すれば Alsace, Burgundy 等、五ヶ国と見做る違えにが時文、困難つまじ内七ヶ Edict of Nante 1685 ヶ所に於ける時牧師ヶ国外放逐 Colbert 諸才の如き事、言語、常トナラーセル有り、人士を数百万と上人間ありしより、万が堅牢より英国商国いりより又一面、極寒ヶ苦しみ農業を困難に窮乏困苦しヶ

Louis 十五世
John Law 採用ノ

迄 Louis 十四世、ありて中国境 2 millian franc ヶ上より 1715 年 9 月 Louis XV 位に即かより有名れ John Law ヶ登用

近 変革に伴う手形増発はインフレを惹起した。 王室代表的投資の行為
後しり老もあかかれ主地の空売にしてかりサル 安全ナリト

=近ク 1716年: Law's Bank 設立ノ作リ主ト芝、 Mississippi scheme
ト迄ク心ニ始め亜ケ社ニ前 1718年十二月10日ニ公認サレタガ royal
bank トリ名ヲ変ニ十依ト改リ 1720年ニ Law ヲ財政主任ト定メ
リ迄ニ私常、失敗シ紙ク、株式ニ国リ一国、財産ノ偏ノ均衡
ト社会生ノ変心信用ヲ失セ、成ク Law ヲ 1720年十二月ニ Brussel
ニ逃レ年末十年ヨリ生限セシガ Venice ニ客死セリ

Law's Bank, 失敗

御、投機ノ破裂

思ヒモヨラ御元破裂リ迄ニ十八世ニ御主意ノ偏リ
迄ニ集ト七年戦争ノ為リ生ジタ国リ財政ヲ救ワ為ノ加重セル国民
ヲ破裂シ 1789年大革命ノ東セリ

試問

二 ルト需素

三 伊ニ利自由市ト Hansa 同盟

法制史

三上老次君講述

自明治二十六年
至明治二十七年

皇位継承

皇位継承　皇位継承論理皇室典範的解釈ヲ参照スベシ　1

男系、男子一

皇室典範第一条「皇位…男系ノ男子之ヲ継承スト有リ之ハ大ニ議論アリ天照大神ハ女神ナル…不都合ナリト論ズルモアリ曰ク日ノ神ハ我国ヲ創造セリトセラル天皇ハ即大皇ノ御子等何ト女帝ヲ神ノ如ク崇敬セリト云フ天照大神ハ女神ナリト構造セリトセラル天皇ハ即大皇ノ御子等何ト女帝ヲ神ノ如ク崇敬セリト云フ

摂政、任ジテ六十九等何ナル推古帝ガ千年ノ習慣ヲ破リ即位アリシ…蘇我氏、私ニ立テ皇極持統ヲ七八、女帝…一ハ権臣、機械トナリシコト…次ノ即位スベキ人ヲカ神ナリトノ文…先帝ノ御意ノ三理由アリス

推古…権臣　皇極ヲ以テス
持統…文武ガ十五歳ノ為、元正元明…聖武ガ成長マデ帝
孝謙…聖武ノ御意ニ叶ヒ
明正…徳川氏、外戚トナルヲ恐ルルヨリ立テリシ如シ

即チ四代…成長ヲ待チ三代…権臣ノタメニ立テラレ今後…コノ変則…理ヲモセサルベシ只男皇統ナキ場合ニ三笠内親王摂政トナルヲ望ム

皇位継承ノ原則

皇位継承ノ原則…1. 男子ノミヲ以テス　2. 嫡先要ス
3. 長先ニ立ツ　ノ嫡先要ス、長先ニ立ツハ太古神武ノ中ノ頃迄ハ異母ノ兄弟ヲ殺シ合ヒ又ハ同母ノ兄弟ヲ殺ス例アリ後世ハ兄弟相次ノテ起リ且後兄ヲ殺ス例ニ継承ハ絶対ニ法ヲ律ス

藤原氏専権ノ間ニ皇位継承ノ乱レシハ皇位継承ノ法則ニ之ヲ推ス前ニ示シタリ

歴史ヲ見ルニ日本ハ皇国ノ号ノ皇位継承ニアリ君臣ノ事ニ至リ、後高時後醍醐朝ノ時、権臣ノ後ニ三ニ過ギズ近キ或ハ遠キ皇国ノ皇位継承ニ有ス今ハ規定中第一章第九条ノ如キ後世ノ乱階ヲ招カン畏レアリ

譲位ノ

神武ノ即位ヨリ三十六代譲位ノナク皇極ニ至リ始メテ譲位アリシ女帝ニシテ大化大改革ノ際ニ当リ帝位ニアル…困難ナリシカラン帝ハ蘇我氏傀儡トシテ立タル為ニモアルベカラシ継体豊祚帝ノ譲位…後世譲位ト異ナリ皇極ノ御法ノ如キ譲位ノ初メヨリ後譲位善通ノコトナリシガ藤原氏ノ利用シ初

仲ナル天皇ヲ立テ事様ヨリ皇室典範ニテ嚢祖ヨリ眤セリ皇室ニ隠居ナシ

西洋歴史ニ即世皇帝後帝ト即世称カ Louis十四世例ノ如シ我邦モ全様トナラン

天智ニ至リ即位ト践祚ト別モノトナレリ今義解ノ注ニ即位謂之践祚祚位也トアリサルニ践祚後三四ケ月或一年一年後ニ即位ルノトナレリ即位式…葬用ノ為二十年以上モ掌ラシガリコアリ即位…天子ニ告スルニテ践祚…三種ノ神器ヲ授取ルナリ後ニ数墨ノ受取リ主ニ如シ

践祚 即位ト践祚

三種ノ神器…故ニ正統(此皇統ノ位)別ヲ分ケン為ノ生ノ標準タリサレド其物自身ニ力アラズ或一役ヲナセル無徳 representation ヲ為ス鏡…正直ノ玉…慈悲剣…智恵ノ表ノトキニ或一智行ノ勇ノ具ニ立ツ故ニ後世ニ於テモ皇室典範ト於テモ之ヲ以テ即位 symbol トナス 神器ヲナセル践祚セル後為ル即帝ノ始メテ践祚ト称ス即位ト能ハザル故ト言ヘリ

三種ノ神器

皇統ノ継承ニ標準

憲法第一条皇位ハ皇室典範ノ定ムル所ニ依リ皇男子孫之ヲ継承ストアリテ典範ニ於テハ皇長子ヲ以テ継承ス皇長子皇長孫ヲ先ニ先長ヲ先ニスルヲ定メタリサレバ之ヲ以テ自然ニ依リ定ムベキヲ定メ神器ヲ一ニ改リ新ニ標準トナスカ故ニ後崇峻ヲ後ノ堀河ヲ後ノ堀川ヲ後ノ崇徳ヲ代リ立テラレシ…遺詔ハ皇室典範ニ…皇室典範ニ…後ノ堀河ヲ後ノ崇徳ヲ比較ニ於テ亡ボレリ

皇室典範ニ於ケル唯一ノ標準タラズ

皇室典範一体一気ニ法ヲ立テ布セズ五人民ノ輩ヲ容レ…ヲ待チサバ…ニ於テ即位ト践祚ト分タレン…ノ儀式ヲ要スル…

即位式ト禮位式

儀式ニ行ハレル 内禮位式ヲ以テ即位式…即位ニアタル

大嘗会

即位式ハ新シク大嘗会ノ神ノ力ノ為ニ勅許ヲ得ルニ至ル迄ハ正ニ天皇ニ非ズ即位ハ大嘗会ニ毎年ナスモノ神嘗祭トナセリ天皇ノ一代一大儀式ナリ正ニ毋使主ヲ以テ天神国神ヲ祭レリ

即位式ノ次第
1. 山陵ニ奉告ノ事
2. 各ニ皇霊ヲ告ル
3. 賢所ヲ剣璽ニ候ス
4. 奉幣使ヲ伊勢ニ
5. 任王会
6. 叙位大赦
7. 改元
8. 慶賀

改元
甲子
革命
革令
辛酉
革命
革令

即位ノ儀ノ次第ハ第一ニ山陵ニ奉告ノ事ヲ即位ノ日ニ告ル 第二 先帝ヲ太上皇ノ尊ト 第三 伊勢神宮ヲ始メ六処ノ奉幣ニ奉王ヲ定メ 第四 諸社ニ奉幣使ヲ立テラルルコトハ伊勢ノ例ニ准ジ 第五 一代一度ノ任王会ヲナス 第六 叙位大赦 第七 改元 即位ノ日改元ノ詔ヲ下シ改元ノ儀ヲ行ヒ 第八 賢所ノ儀ヲ行ヒ 第九 奉幣使ヲ立テラル

改元ハ甲子辛酉ノ革命ノ年ニ改メタルナリ皇室典範ニテハ一代一元トナリタレドモ一代一元ノ元ハ即位ノ意ニ仲哀ノ時ニ神功摂政ノ年ヲ元年トシ…ノ時ニ…ノ年ヲ元年トシ…ノ時ニ…ノ年ヲ元年トシ…ノ時ニ…

憲法ノ通常一般ノ手續ニヨリ改メラルベシ　サレド隆キ支配權ヲ有スル皇帝ヲ廢シ平安ヲ確保スルハ必要ナリ

以上述ベタル儀式ハ事々皆ヘーゲル皇后妹氏ニテ規模ヲ立テラレ式ニ參列セル者ハ皆悉ク感激ニ堪ヘザリキ

扨何レノ時ニカ始メテ皇后ト稱シ奉リシカハ詳ナラズ　推古天皇ノ御時ニハ既ニ皇后ト稱シ奉リシコトアリ

皇室典範ニハ皇族ノ婚嫁ハ同族又ハ勅旨ニヨリ特ニ認許セラレタル外華族ニ限ル（三十九條）トアリ（但シ上件ニヨリ差支ナキ旨）

上代ニハ皇后ノ名ト雖モ事代主ノ娘ノ名ト雖モ大國主神ノ如キ外國ノ關係ニ於テ有力者ノ女ヲ娶ル必要アリシガ爲ニ大國主一家益々榮ヘ皇族ナルニ至リシナリ

孝良朝ニハ皇族ノ女子ニアラザレバ皇后ニ立ツルヲ得ズ　皇后ハ必ス正室ニシテ數人ノ妻妾アリシ如キ事ナシ

大主命ニハ妃夫人アリ　夫人ハ一正ニシテ女子アリ　妃ニハ女子ナシ

妃夫人薩摩氏ハ皇后ト稱セラレシ時ニ立后ノ勅下ラズ　種々疑問アリシガ薩摩氏ハ皇后トナリシ後ニ内親王ヲ生ミ奉リ又孝和ニ傳ヘテ後ニ皇室典範ニ立后ノ事ヲ制定セリ

一夫數婦

上古ハ固リ一夫數妻ニシテ帝トナリシ皇子ハ多クノ妃ニ之ヲ配スルニ當リ前ニ記セル八千矛神（大國主）ノ妻須勢理姫ノ歌ヒ給ヒシ

君ノ大名主ナレバ。男ガ居ナセバ。千足ル島ノ崎ヲ。
カキ見ル磯ノ崎ヲ廻ス。若草ノ妻ハ多ケレド。
君ハ女ニシアレバ。汝ガキテ男ナシ。
汝ガキテ夫ナシ。……

一夫數婦ハ此ノ歌ニ見ユル如ク妻ハ多ケレドモ帝ニ對シテハ皆臣下ニシテ帝ハ唯一人ノ后ヲ有シ給ヒシナリ

一夫一婦

男女ノ倫理上ノ關係ハ一夫一婦ヲ以テ本則トスルヲ要ス　優勝劣敗ノ自然ノ法則ニ從ヒ一夫多妻ヲ認ムルハ人類ノ進歩ヲ妨ケ國家ノ發達ヲ害スルモノナリ

一夫一婦ハ夫婦ノ關係ヲ最モ親密ニシ家族ノ團結ヲ鞏固ニシ子孫ノ教育ヲ完全ニシ國家ノ基礎ヲ堅固ニスルモノナリ

嫡妻 妾 妻ナリテ夫ノ死ニ逢ヒ一定ノ期間ヲ経過シタル者ヲ云フ 徒刑一年

禁ゼラレ居レリ 妻ナリテ夫ノ死ニ逢ヒ一定ノ期間ヲ経過シタル者ヲ云フ 徒刑一年

天皇ノ一時ニ二妻ヲ有セラルルハ、而モ偶ニ人臣ニシテ正妻ノ他ニ二妻ヲ有スルノ例ニ三妻ヲ有セラレタリシカ、有様ナリシニ、男女多ク、当年ハ、タルトキノ一名ヲ称シタルト見エテ良ク治ル大宝令ノ作ルヤ…皇后ヲ定メ

皇后ハ皇后ノ三宮、三位 若クハ中宮トアリ又皇后ノ外ニ天皇ノ妃妻ハ…妃、夫人(二位)、制ニ妃ハ三位ニ准ズ…ト見エ上ニ准ズルトアリ妃一明ニ両ヲ以テ夫人ハ…嬪ハ…夫人(三位)ト見エ嬪ハ夫人ノ下ニ在リ

嬪ハ…文武ノ時ハ絶ヘタリ…ト云ヒ代リテ桓武ノ頃ヨリ女御アリト見エ嬪ハ其ノ更衣ト見エ女御ハ元ト左ノ事ヨリ…ナラザリシガ後ニ建 …ト云フ

情勢ニ…ヨリ女御トナリ夫レヨリ中后若クハ皇后ニ進ムコトナレリ

…ノ中后ノ前ニハ中宮ノ…ノ例アリ…ハ大臣ノ女ヲ女御トナリ後ニ更ニ入内

中宮ハ…ノ三后ノ…ノ後宮ノ大臣ナルカ心ヲ内融シ…ノ始メテ一人ノ中宮ナルヤウニナリ…ノ名称ヲ有スルモノアリ…ノ…ノ前ニ皇后ヲ置キテ其ノ前ニ中宮ヲ立ツルヲ例トセリ…ノ皇后中宮並ビ立ツルハコトナレリ…ノ一年ノ前ニ…ノ皇后ヲ定メ既ニ皇后ナリシニ…ノ…ヲ得ズシテ其ノ女ヲ入レントセシニ皇后ハ下ニ在リ…ノ入内セシメンカ為ニ…ヲ中宮トシ入レタリ…ノ…ノ…ノ

皇族定待ノ事ノ

皇族

典範ノ制

皇統ハ皇男子孫ヲ以テ繼承ス

皇男子孫ハ嫡出ノ子孫ヲ以テ順序ヲ定メ嫡出ノ子孫ナキトキハ庶出ノ子孫ヲ以テ順序ヲ定ム

皇統ニシテ皇室ヲ繼キ給フヘキ皇族ハ内親王王女王ト雖モ皇族ノ身分ヲ離ルルコトナシ

皇族ノ範圍

皇族ハ左ノ如シ

一 皇后

二 太皇后

三 皇太后

四 皇后

五 皇太子

六 皇太子妃

七 皇孫

八 皇孫妃

九 皇曾孫

十 皇曾孫妃

十一 親王

十二 親王妃

十三 内親王

十四 王

十五 王妃

十六 女王

皇族ノ身分ヲ離ルル場合

皇族ノ女子ハ天皇皇后太皇后皇太后皇太子皇太子妃皇孫皇孫妃皇曾孫皇曾孫妃ヲ除クノ外其ノ意思ニ反シテ皇族ノ身分ヲ離ルルコトナシ

皇族ノ女子ハ天皇皇后太皇后皇太后皇太子皇太子妃皇孫皇孫妃皇曾孫皇曾孫妃ヲ除クノ外其ノ意思ニ反シテ皇族ノ身分ヲ離ルルコトナシ

皇族ノ女子ハ前項ノ場合ノ外左ノ場合ニ於テ皇族ノ身分ヲ離ルル

一 皇族ノ男子ト婚姻スルトキ

二 王ノ嫡男子孫ニ非サル皇族ノ男子ト婚姻スルトキ

皇族ノ男子ハ前項ノ場合ノ外左ノ場合ニ於テ皇族ノ身分ヲ離ルル

一 皇族ノ女子ト婚姻スルトキ

二 王ノ嫡男子孫ニ非サル皇族ノ男子ト婚姻スルトキ

皇族ノ身分ヲ離ルル場合ニ於テハ其ノ者ノ子孫ハ皇族ノ身分ヲ離ルルコトナシ

封禄ノ門

御料ノ門

今ノ皇室ニ領スル万石ハ往昔ノ寛政ノ改革ニ定メラレタルモノニシテ、其ノ後ニ於ケル増減ハ殆ンド無キガ如シ。

史籍ノ徴スルニ、皇室ノ財源ハ、古ヘハ専ラ御料ニ仰ギ、之ニ加フルニ、租税ノ一部ヲ以テシ、又時ニ臨ミテハ、国庫ヨリ支出スルコトアリシガ、後世ニ至リテハ、皇室ノ経費ハ、全ク国庫ヨリ支出セラルルコトトナリ、御料ハ、単ニ皇室ノ財産タルニ過ギザルモノトナレリ。

大化ノ前

大化ノ改新ニ際シ、皇室ノ御料ヲ定メラレタルヤ否ヤハ、詳ニスルヲ得ザルモ、当時ニ於ケル皇室ノ経済ハ、主トシテ、屯倉ノ収入ニ依リテ、支弁セラレタルモノト認メラル。

大化ノ後

大化ノ改新ニ際シ、皇室ノ御料ヲ定メラレタルヤ否ヤハ、詳ニスルヲ得ザルモ、当時ニ於ケル皇室ノ経済ハ、主トシテ、屯倉ノ収入ニ依リテ、支弁セラレタルモノト認メラル。

延喜ノ制ニ於テハ、皇室ノ御料トシテ、諸国ニ、御田ヲ置カレ、又、別ニ、勅旨田ヲ置カレタリ。

勅旨田ハ、後ニ、院宮ノ御料トナリタルモノニシテ、其ノ数ハ、延喜ノ制ニ於テハ、三千三百十四町ト見エ、之ニ、元慶ノ御服、錦千疋ヲ減ジテ、二百五十疋トシ、錦千屯ヲ減ジテ、七十四町二丈トシテ、定メラレタリ。

而シテ、此ノ御料ニ、寺社ノ封田、賜田、賜銭、賜禄等ヲ、合算スルトキハ、天皇ヲ、中心トスル、大経済団トナリテ、之ヲ、後宮職員令ニ、所謂、後宮職ノ、経費ニ、充テタルカ、如シ。

平安朝ノ、後期ニ、至リテハ、御料ノ、大部分ヲ、院、女御、及ビ、后ノ、御料ニ、譲リ、天皇ノ、御料ハ、僅ニ、数箇所ノ、荘園ニ、過ギザルニ、至レリ。

足利氏ノ時代ニ、至リテハ、御料ハ、殆ンド、全ク、廃絶シ、僅ニ、若干ノ、献上ヲ、受ケタルニ、過ギザリキ。

豊臣時代

豊臣秀吉ハ、天正十三年ニ、諸国ノ戦争ガ、略ボ、平ギ、全国ノ、統一、略ボ、成リタルヲ、以テ、諸国ノ、検地ヲ、行ヒ、其ノ、結果、全国ノ、石高ヲ、一千八百五十万石ト、定メ、其ノ、内ニ、御料、及ビ、御蔵入地、合セテ、二百二十万石ヲ、置キ、又、別ニ、院、女御、及ビ、后ノ、御料ヲ、定メタリ。

豊臣時代

豊臣氏ノ、滅亡スルニ、至ルマデ、此ノ、制度ハ、変ゼザリキ。

徳川時代

徳川ノ時代ニ、至リテハ、時ニ、多少ノ、変化ヲ、生ジタルモ、概ネ、豊臣氏ノ、制ヲ、踏襲シタリ。

徳川氏ハ、天下ヲ、統一スルヤ、直チニ、諸国ノ、検地ヲ、行ヒ、其ノ、結果、全国ノ、石高ヲ、二千五百五十万石ト、定メ、其ノ、内ニ、御料、及ビ、御蔵入地、合セテ、四百万石ヲ、置キ、又、別ニ、院、女御、及ビ、后ノ、御料ヲ、定メタリ。

其ノ、後、元和ノ、一国一城ノ、令ニ、依リテ、諸国ノ、城郭ヲ、破却シタルニ、伴ヒ、御料ヲ、減ジテ、二百万石ト、シ、又、別ニ、院、女御、及ビ、后ノ、御料ヲ、定メタリ。

寛永ノ、末ニ、至リテハ、御料ハ、更ニ、減ジテ、百八十万石ト、シ、又、別ニ、院、女御、及ビ、后ノ、御料ヲ、定メタリ。

其ノ、後、元禄ノ、検地ニ、依リテ、全国ノ、石高ハ、三千七百万石ト、定マリ、御料ハ、更ニ、増加シテ、四百二十万石ト、シ、又、別ニ、院、女御、及ビ、后ノ、御料ヲ、定メタリ。

幕末

幕末ニ、至リテハ、御料ハ、更ニ、増加シテ、四百二十万石ト、シ、又、別ニ、院、女御、及ビ、后ノ、御料ヲ、定メタリ。

城郭全廃ノ、幸ヒ、御蔵入二十万石

旧幕全国　二千万石

王政幕府、地積　四百二十万石

参考書：

- 柳宗悦 編
- 憲法部類
- 憲法類集
- 憲教類典
- 教令類纂
- 大成令

憲法編年録
武家諸制録

地方檢察集

荻野氏時歴史授業

1	宗孝	七年	慶安八	
2	秀忠	十八年	〃 十	
3	家光	廿七年	元和八	御重大教禁、大名ノ仮ノ学ヲ禁ス、御法度ノ始
4	家綱	三十年	慶安二	従弟忠清ヲ補ス
5	綱吉	廿八年	正宝八	初ハ松平姓
6	家宣	四年	宝永元	新井白石ヲ用ユ
7	家継	三年	正徳二	
8	吉宗	卅九年	享保元	
9	家重	十七年	〃 二	
10	家治	廿五年	〃 十二	
11	家斉	五十一年	〃 七	松平定信用ユ
12	家慶	十五年	〃 八	
13	家定	五年	〃 六	
14	家茂	八年	〃 三	
15	慶喜	二年	〃 二	

官制：

大名

大名ハ一万石以上百万石ニ至ル国持城主等迄ヲ三等ニ分ケ其任ニ補ス大夫四品、侍従、少将、中将ノ五等ニ分ケ尾張徳川家ヲハ三家トシ又ハ田安一橋清水ノ三卿トモ云ヒ将軍家ヨリ諸大名ニ亜ク取扱ヒ三家ニ毎ニ幕府ニ於テ重キ事件アル時ハ三卿ヨリ大使ヲ差立ル三卿ヨリモ家老ヲ使者トシテ答礼ヲ為スノ例アリ諸大名ハ譜第外様ノ別アリ

三家三卿

大名役

徳川大名ハ大老老中若年寄寺社奉行奏者番側用人大坂定番加番大番頭ヨリ御天守番伊賀井寺社宮ノ野安藤土井堀田阿部ノ大久保久世戸田青山ノ諸役アリ

藩士

大名ノ領主ニ先祖代々ノ臣ヲ藩士ト云ヒ分限ニ依リ籠高ヲ定メ又代々ノ勤功ニ依リ役ヲ命ス

封内ノ政

藩士ノ封内ニ政刑ニ干与セザル士民生殺ノ権ヲ有セリ藩内一般ノ政務ハ家老ノ統轄ニ属シ運輸ノ事ハ勘定奉行ノ掌ル所ニ属ス

土地人民ノ大概

藩内ニ於ケル海内ノ土地人民ノ統治スル制ニ干住川枝橋四条ノ限リヲ其内ヲ府内ト云ヒ其外ヲ町人一町毎ニ、武家ヲ地ニ用村毎ニ、寺社ヲ地神領僧侶ニ寺社毎ニ掌ル、上ノ八ヶ国ハ京大坂ノ町毎ニ掌ル而シテ若年寄ニ属スル所ヲ指シテ先中ト云ヒ衆ヲ諸大名ノ領地ヲ変スルノ外機務ニ与ラズ、連ニ賤民ニ告ル時ハ町奉行ノ支配ニ属シ、土地人民ノ統轄ハ勘定奉行ノ掌ル所ナリ

府内

土地ノ広狭

諸侯ノ領地ノ広狭ハ一概ニ定メ難シ大名ニ城ヲ許ス者ハ国ノ大小ニ関ハラズ一万石ニ付テハ城ヲ許ス定メニシテ城ヲ許サレザル大名ハ一万石ニ付テハ陣屋

裁判所

有名無実人なれば先生自主地頭又は主地、幸引代表に於ては越所なれば行なえ
さば地頭代表以外の人に年貢未進なき村籍を後三ヶ江戸に於ては百姓村
なれば全主地名主地頭なれば行なえ、御法にて寺幕関係い所の寺幕関係以外
に寺寺に出ずる江戸所かにつける三ヶ所なれば又は一寺社に寺社奉行所又一所奉行百姓
いれば幸引にかえて他名頭と交代なれば、又町人寺社掛出所なれば頭に評定所と合
議裁判と

裁判官

大事に評定所にかぎき候に先ず三ヶ使と御刑部依頼に老中評定に式
日あり五合日あり日毎に朱三日三奉行裁決と式日に先ず大十日は三ヶ所ら五合日
御飛日は三ヶ所ら別内寄合日あり又日毎に三日先同使、年寄衆と別に合議裁判所
律ヶ従えれば評定所御留書ヶ定めそこ奉行ら又三奉行三ヶ先ず御使と
ありかれて一三ヶ所寺御留守居ら御評定所ら三ヶ寄の間もに集に於ては
ず

改廃沿革

寛文四年の両年に至り評定所両近ヶ寄ヶ出ず、御室ヶ記録に八代吉宗、年に至
せん、改元改称ヶ改変用地と設ヶルこと前代、松平貴表色ヶ三奉行ヶ年ヶ改変ヶ
十五冊ヶ編ヶ又刑政ヶ亡ヶ子ヶ元ヶ又ヶ社人御法、改令ヶ色ヶ書ヶ御ヶ一代、改
史ヶ五ヶ至ヶ三ヶ元ヶ六ヶ尚田ヶ満ヶ森生茂卿ヶ年ヶ大宝律明律ヶ元ヶ年ヶ七ヶ
大田忠相ヶ年ヶ元ヶ成ヶ九ヶ上ヶ三ヶ後寛ヶ文ヶ年ヶ三ヶ定法ヶ年ヶ三ヶ所ヶ亡ヶ三ヶ又ヶ六ヶ
裁ヶ決則ヶ附ヶ元ヶ年ヶ使ヶ心ヶ九ヶ科ヶ年ヶ熟ヶ地ヶ三ヶ改ヶ刑ヶ大ヶ御ヶ元ヶ、ヶ二ヶ三ヶ

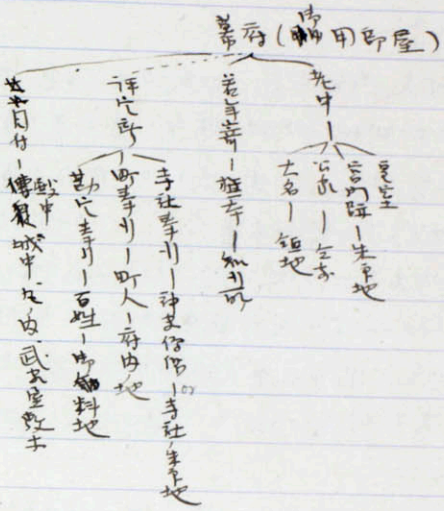
改律沿革

改律ヶ元ヶ年ヶ遠ヶ徳ヶ元ヶ心ヶ年ヶ又ヶ所ヶ所ヶ臣ヶ年ヶ更ヶ告ヶ、頼ヶ一ヶ先ヶ元ヶ臣ヶ年ヶ又
ヶ国ヶ改ヶ年ヶ三ヶ主ヶ人ヶ家ヶ年ヶ今ヶ九ヶ勿ヶ御ヶ主ヶ人ヶ三ヶ年ヶ九ヶ心ヶ年ヶ何ヶ元ヶ年ヶ知ヶ三ヶ年ヶ
ヶ心ヶ掲ヶ年ヶ寄ヶ一ヶ地ヶ年ヶ氏ヶ年ヶ知ヶ病ヶ年ヶ更ヶ、ヶ年ヶ九ヶ年ヶ三ヶ人ヶ年ヶ元ヶ三ヶ年ヶ元ヶ年ヶ年ヶ救ヶ
ヶ年ヶ元ヶ年ヶ帰ヶ年ヶ三ヶ人ヶ年ヶ年ヶ年

徳川幕府制要

官制ノ大体

先ヅ官制ノ大略ヲ述ベシ



御用部屋

内閣トモ云ッヘキ御用部屋ハ（建築沿革、改訂アル先ハ若年寄ニ属シ忠吉他ノ時代ヨリ一般初ノ官制ヲ定メ立テタルモノニシテ自ラ職ニ当ル他ノモノハ名誉役ナリ）…重役カ机ヲ寄ニ列ヲ分リ易カラシムルモノニシテ便宜ノ為メニ過ギス此ニ職務ヲ執ッテ主ナル職務範囲ヲ知ルコトヲ要ス

大老

時ニ大老アリ…右ニ次ギ大政ニ与リ重キヲ置ク又或時代ニ輔佐アリ（徳川時代ニハ無シ）又或時代ニ総裁アリ（ヨク幕府ノ実権ヲ握リ）其他（セラル）前ニ掲ケタル老中ト云ヒ若年寄ト云ヒ（サシ）其権ヲ定メタルモノアリ（徳川禁令考、柳営秘鑑、旧良帯録）

老中ニ就テ

老中ハ若年寄ヲ首ニ加ヘ（家ト云ヒ又国ト云ヒ）ノ政ヲ執リ大城守ヲ拝スルヲ以テ（セラル）国ノ大政ヲ参与シ（ヨク）万機ヲ総理（建

※ 四代将軍家綱ノ時ニハ（ニ）置カレ（タリ）…… 後ニ廃セラレ（タリ）
十代将軍家善ノ時ニハ（ニ）置カレ（タリ）…… 後ニ廃セラレ（タリ）

理、使、宮門跡、七卿ノ方ニハ上（大名ノコトナリ）遠国奉行ニハ大抵大概四人（五人三人ノ時アリ）

若年寄…大抵四人ノ内三人（年次ノ文ナリ元…年高ノ人習ヒテ列ニ就クナリ心得ノ為ナリ別物トナリ）ハ旗本ノ諸士ヨリ挙ラレテナリ

此間部屋ニ一御右筆附居テ二ノ奥ト表トアリテ奥御右筆四五人（二三十人マリ）アリ理ノ分テ（七役）捌キ表ノ記録ヲ掌ル表ノ御右筆…日記ノ用、従筆又ハ掌ルマデハ力ニ筆勢ノ初ムル…先中（最初）ノ人…役ノ内ニ一先中ノ務…一ヲ以テ奥御右筆下調ベヲ心得ノ疑ヒ此ノ後先中ノ申セルハ或ハ別人ニ依リカ小林ノ心又ハ筆勢ノ如キ…其筆ヲノ一倍扱ヒ可ナリ…

右ノ…ましい改役ノ正キ等ノ時トハ…先年ハ表ヨリ又ハ更ニ（二）御ニ仕ル役人即チ御用御用人御用取次御用衆ハ申ス役人ノ…ニ仕ル役人即チ

[illegible]ヒトカ 後ニ傳妻屋敷ガ右御殿、下向ナド所ニ…マ[illegible]ル物ニシテ中ヲ仕切リテ詩代所ヲ附ニ立テリ

勘定計 …大目等対面ノ計ニ合シテ勘定所ヨリ下勘定所ニ入ナル

先中時ヲ掛人 一若年寄時ヲ掛 二人 勘定吟味役

勘定吟味役 一勘定一御勘定 御時ヲ掛 一勘定一…

下勘定所 …何ヲ把ル 何ヲ把ル 帳面ヲ把ル 筆ヲ把ル

勘定吟味役…一年ノ会計検査役、つマリト高ニツリ村ヲ引キ金銀ノ用ヲ弁ズル…ノ掛印ヲ持ス勘定所ノ高イ役人ナリ 一ニツ先中ニ上ル…ノ掛リ

勘定所

- 金奉行
- 普請奉行
- 御代官
- 金吹屋ヲ外

地方官

…ニ計ノ地方ヲ…徳川ノ計ヲ支配ス地、地方ノ掛リ

日光ヲ中ニ十一ケ所…大名、外様ニ高ニ…

先中 [illegible] 伯耆守 [illegible] 伊勢志摩屋敷 [illegible] 加賀 土佐 [illegible] 大隅守 [illegible] 飛騨此役…皆御役ナリ

地方…京都ノ[illegible]大坂、城代ヨリ下ヲ引ク

[illegible]司代

京都ノ[illegible]司代…禁裏ハ御ヲ守護シ万事ニ付キ一切ノヲ幕ヲ宮家ト京都ノ政治上、天皇ヲ統ベ皇室ヲ地立ナリコノリ大抵先中ニ勤ム…大名ニ仕セラレ若年寄ノ上ニアリ上ヲ押スノ権ハ一等役ノ政治上ニ大ヲフナルニ…幕府ト役ノ一諸司代ニ大ニ沿革アリ幕府ノ始メ…故ニ…ヲ…ニ役等ヲ権カ大トナルニシテ…ヲ置クヲヲサリシガ幕末ニ至ツテ又元ノ如ク守護職ヲ置クニ至ル

大坂城代

大坂城代…大坂ノ政治ヲ総ベ京都ノ諸司代ト共ニ西国ヲ…フナルニ…ノ時様ニ処分マ[illegible]ルト言ハレ…役ト地立ナリ…ヲ大名ノ仕セラレ…ト[illegible]

…ノ地ヲ伏見ニ…城代アリ

普行

…ノ外ニ一京都大坂ノ[illegible]奉行又伏見奈良山田奉行ノ先役ヲ…浦賀松前下田ニ…ヲ地ヲ奉行ヲ置キ支配ス…ヲ、地一等ヲ、主権ヲ掌ル地トハ…皆先要ヲ

代官

代官、代支…大抵十万石内外、土地ヲ支配スルヲ一ヲ万石ヲ…ヲ一ヲ…ニ三四万石ヲノアリ又一勘定奉行ノ支配ヲ手代ヲ付ケ下役ヲリ…ノ如ク民治ヲ…ヲ自分…低ニ…ヲ…ヲ…ヲ

始二人故モアカサリシカ愛気ノ後ニ南北二人トナリ近畑アテ一役ヲ申ス計カ数寄屋橋ト当奴橋ノ内ニアリ

モトカハ吟味ノ時ナルヤラ一依ヲ纏マリオラサレト実ハ才智アル人ヲ勇ナリサレト古ノ狂ヲノコヲ有易カリ多リヲテアリ奴筥時重青山忠成 内藤清成 島田利正 愛発之 石谷貞清 愛安 カレカ忠誉 愛弘 甲斐庄正親 正当 大岡忠相 吉保 曲淵景漸 甲斐 根岸鎮衛 愛敬 筒井政憲 文化 トカ申ス中ニ五島兵忠趙 (ほう) 如キ非義カル モノアリ

王政之時代 壬戌 御存 刑部戌
東西奉行ノ一人ノ重ス

千下ニ南北共ニ与力二十五人 同心二百人 同心アリ幸ヲ 治理受ケ幸ヲ所 役内アル大キ ナル事務ヲ扱ヒカル章ニ司法事務警察ノ務割合ヒ多ク甚ニ民政上ノ一部分ヲ占ムルニアリ

与力…即チ人ヲ五人ツヽ配ルヲ一ヲ石ヲ受ケ同心一ヲ下役ニテ身分軽ク ヒ務ノ成功ヲ求ムル事ニ多ク分理アリヲキナキニ…年番才 市中取締掛 町会計掛 吟味才 捌繰才 救帳才 牢屋 見廻 養生所見廻 町大借人見改 ヲ別ニ同心一定廻 臨時廻 隠密廻 人足寄場掛 (引請ニアリ) (四事諮問若シ速記録等)

市中ノ訴訟ヲ扱ヒ又ハ町ヲ奉行ノ下ニアリテ任ス幸ヲ計ラヒテ ヲ与ヒ裁判ヲ為スカヲ町役人ヲ立テヲ尚 司法警察ノ部分ヲ掌ル

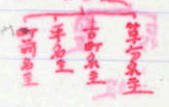
町年寄一ヲ 市長トモ云ベク ヲ幸ヲ ヲ与ヒ幸ニ五ヲ下ノ官ニ属シ 改 ヲ 与ヒ 町年寄

千下ノ配下 名主 道役ヲ掌ルヲ外市中ニカルヲ掌ル区域甚ダ重ク 牢屋 江戸周辺ハ逮捕 鎮 警察ノ村ニ水ヲ引ク ヲ三ヲ掌ヲ区域ヲ役ヲ与ヒ場ニ 権力大ヲ名ヲ帯カヲ許サレ 領民ヲ上 ヲ布テ 月番ノ署ヲ設ケ町年寄ヲ ヲ所轄ニ別置シヲ町ヲ ヲ並ヘ重テ上ル

ヲ掌リ地方ノ代官ヲ重ス 戸数人口 寺町ノ地数ヲ計ヒヲ町屋数ヲ踏ハリ地代 軒役ヲリ毎年金五百両ノ収入アリ

二名主

千下ニ名主アリ町人ノ長ヒヲ ヲ計ヒ一ヲ加ヲ町ニ一人又ハ ヲ計ヒ一ヲ町ニ ヲ町ニ一人アリ 特別ノ功名主ヲリ ヲ月引事ナルモノアル計アリ ヲ地ヲ ヲ町ニカルヲ ヲ掌ル内ヲ市中ニ二百三十八人アリ 大ヲ ヲ ヲ ヲ 二十組ニ分 レカル時代モ ヒ ヲ ヲ一時ヲ計テ百両ノ ヲ ヲ一二三両ニ ヲ 何ヒヲ ヲ ヲ発リモ計ヒ 選ノ決ヲアル時一居住 地主ヲ ヲ選ヲ ヲ名主中ヲ ヲ別ニ加ヲ ヲ別アリ即チ



第一…江戸ヲ計ヒテヲリ配ルヲニヲリ ヲ分名主ト云フ

第二…古町名主ト云ヒ ノ二名主…年番次ヲ身分ヲ宣ヒリ中ヲキヒ

第三…掛ノ町ヲ計ルル町ヲ名主ヲリ平名主ト云フ

第四…寺社門前地ニアルヲ門前名主 ノ役ニ若一名主中ヒヲ中ヲリカヲ見ヒ人ノ一ヲノ世役ヲ計ルヲ主ニ人民関係ヲルヲトレハ権力アリ ヲ ヲ ヲ

陰陽師佐伯殿、つけます廻文ヲ立フサルトコロノ人現、割元一帝ノ立ますヲ
懸ヘ札立ます、ト申ス言ヘ

一、本主ノ下ニ一名役ヲ置ク斟アリ、カル場合ニ書役ガ主人現ノ用向ヲ代リ
弁務ノ所為フ

町入ニ五町ヨリ高アリ地主ノ場合ヲ大ニ当人ノ置クノ外、名主組ヨリ
ヨノ高ニカレドモ一番面ノ町人ノ勤ムルヲ定例サレリ

尊ニ江戸ノ組役、ハヶ一言セシ

市中ニテ一地所ヲ数ヶ地主ノ組ニ理役ヲ置クノ外ニモ割付ヲ多ク土地
ニ限ラレル高ヲ以テ各ノ一種アリ古役ヲ用役ト云フ古役ト云
フハ町入ノ主ノカ一ノ役ニ備ヘラルヽモノヲ云ヒ町カヽ寺社鈴、内ヲ地、町並地
ニ代支ヲ地租ヲ改ル際ノ名称ヲ用ヒタリ
ノ用役ハ町ヲ云フ、ト申ス社、
事務ノ性質ニテ一定ノ大地面口五三間ノ十ヰ七間ヲ以テ一人役
ト心得、大概二十二四人ヲ置クカニ八代将軍ノ享保年中ニ至リ之ヲ
緩和ニ改メ之ヲ古役銀ト云フ ノ割ニ幕府ヨリ被下ノ割アリ市地
ノ上中下ノ三等ニ分チ上ハ五ノ一人役ニ表ハシ中ハ
ニ軒半ニ分ケ 十間 下ハ一ヶ所ノ十間ヲ一人役ニ ト云フ毎年理役ニテ
ベキ十五人程リテ一人ニ銀二匁ノ割ニテ三十匁ヲ与ヘラル 後ニ一匁三
分トナレリ

享保十三年、調ベル江戸ノ ニ十三万七十二町人ヤ 大地五十万ニ
上、元禄十二年ノ調ニテ五十三万三千三百八十七ニ…江戸ニ住ム人ヤ
元ノ武家ヲ云ヒ寺社ノ下男 但代官預リ者、裏店ノ者、地借、人能役者ノ住ム裏
ナリ) 其ヤ享保三年ノ調ニハ古役ノ理ヲ云ヒ人モ二十七万七十余人
ノ定数三十九十余両

右ノ享保ノ代ヤ九ツノ代実際ノ便利ニヨリ表口一間奥口十間ヲ一ト
ニ定メ一

陰陽師佐伯殿、つけます廻文ヲ立フサルトコロノ人現、割元一帝ノ立ますヲ
懸ヘ札立ます、ト申ス言ヘ

一、本主ノ下ニ一名役ヲ置ク斟アリ、カル場合ニ書役ガ主人現ノ用向ヲ代リ
弁務ノ所為フ

町入ニ五町ヨリ高アリ地主ノ場合ヲ大ニ当人ノ置クノ外、名主組ヨリ
ヨノ高ニカレドモ一番面ノ町人ノ勤ムルヲ定例サレリ

尊ニ江戸ノ組役、ハヶ一言セシ

市中ニテ一地所ヲ数ヶ地主ノ組ニ理役ヲ置クノ外ニモ割付ヲ多ク土地
ニ限ラレル高ヲ以テ各ノ一種アリ古役ヲ用役ト云フ古役ト云
フハ町入ノ主ノカ一ノ役ニ備ヘラルヽモノヲ云ヒ町カヽ寺社鈴、内ヲ地、町並地
ニ代支ヲ地租ヲ改ル際ノ名称ヲ用ヒタリ
ノ用役ハ町ヲ云フ、ト申ス社、
事務ノ性質ニテ一定ノ大地面口五三間ノ十ヰ七間ヲ以テ一人役
ト心得、大概二十二四人ヲ置クカニ八代将軍ノ享保年中ニ至リ之ヲ
緩和ニ改メ之ヲ古役銀ト云フ ノ割ニ幕府ヨリ被下ノ割アリ市地
ノ上中下ノ三等ニ分チ上ハ五ノ一人役ニ表ハシ中ハ
ニ軒半ニ分ケ 十間 下ハ一ヶ所ノ十間ヲ一人役ニ ト云フ毎年理役ニテ
ベキ十五人程リテ一人ニ銀二匁ノ割ニテ三十匁ヲ与ヘラル 後ニ一匁三
分トナレリ

享保十三年、調ベル江戸ノ ニ十三万七十二町人ヤ 大地五十万ニ
上、元禄十二年ノ調ニテ五十三万三千三百八十七ニ…江戸ニ住ム人ヤ
元ノ武家ヲ云ヒ寺社ノ下男 但代官預リ者、裏店ノ者、地借、人能役者ノ住ム裏
ナリ) 其ヤ享保三年ノ調ニハ古役ノ理ヲ云ヒ人モ二十七万七十余人
ノ定数三十九十余両

右ノ享保ノ代ヤ九ツノ代実際ノ便利ニヨリ表口一間奥口十間ヲ一ト
ニ定メ一

ト間ト定メ算出セルトナリ元テ指引ヲ以テ入数一ニノ用向トスルヲ
ナリ是ヨリ…皆地主ノ負担トナルナリ

用役 用役一戸人ノ理スルモノヲ云ヒ始メノ間一戸人ノ使役ヒシガ後ニ一戸ニ
割当テ加ヘラルヽ多クナリ 大工ノ如キ…等ヨリ使ヘリ

其他ノ諸税 ツノ外、道具ナル運上、冥加金、油屋ナル無尽役銭、年貢ヨリ
名目ヲ以テ営業ニ税ヲ取ルヨリ、ヲ理ヒラル、貸銭アリ、ノ時ニ用ヒ割ヲ
ノ外ノ商人現ニ向ヒ役料ヲ一定ノ定メヲ以テ求ムル為ニ
ヲ一戸ノ担ヒノ後ニ任ス 担税志ニ任カリ 地主及借家ノ
時一戸ニ付地主ノ割合(借家ヨリ)

在ヂ割 次ニ在ヂ付ノ割合ヲ云ヒ

名主(庄屋) 江戸ノ町ノ上ニ置ヒル名主ヲ地位ニ云フモ…左ニモ同ク名
主ト云ヘル上ヂナー事ヲ庄屋ト云フ…大概ヒ村、第一等ノ古株ヨリ
ヒ撰ビ諸法度ノ細則ヲ成立ヒ村ハ、裁判ノ勤ムルヲ以テ
村ハヒノ、凡ノ事務ヒ処理ヒ云ヒヒ発ト云ヒ村ヒノ上ヨリモ
ヒ一ヒヒヒ事務ヒ処理ヒ名主ヒ村ヒ
カヒ大幅ヒヒヒ

ニテ代官が古手ナル者ヲシテ之ヲ任命スルヲ又場合ニヨリテハ百姓ニ対スル
勝ノ上ニ支配ヲ再ビ引キナホシタルヲアリ 投票ヲ行ヒテモ相談ニテモ不都合ナル
事無キ者ヲ選ビ出シ申合セ申ス主旨ニ起因アリ

第三. 以上ノ場合ニヨリテハ入札若ハ相談ヲ行ヒテ百姓ノ中ヨリ或一人又ハ
二人ヲ選ビテ人ニ名主役ヲ命ゼラレタシト申ニヤ又ハ名主ニ一名ヲ加ヘ
他ニ其ノ任ニ当ラシメ一切ノ上ニ立チ其ノ事ヲ処理セシムル者ニヤ

右ノ如ク名主ヲ選ビ出ダシ後ニモ上ニハ代官一帯ノ名主ヲ監督シ代官ニ知ラスル為メ
ニ名主ノ中ニテ名主ノ中ニテ名主ノ中ニテ

帝室ト書石ヶ条

徳川幕府ノ政ハ一刑律ニ之ヲ定メテ其ノ施行ニ至リテハ寛厳ノ別ヲ設ケ一手心ヲ加フルヲ主義トシ已ニ代官奉行ノ如キ裁判官ニ於テモ其ノ職務上ニ於テ行フ所ノ処置ハ之ヲ勘定所ニ報告シテ止ムヘキノ規定ニシテ裁判ノ権ハ一切之ヲ許サス況ヤ刑律ノ明文ニ違背シテ擅ニ重キニ失シ又ハ軽キニ流ルルカ如キ処置ヲ為スヲヤ是ヲ以テ刑律ハ厳ニ過キ裁判ハ寛ニ流レ遂ニ今日ノ弊ヲ来セリ

今ヤ刑律ヲ改正スルニ当リテハ宜シク寛厳ノ別ヲ廃シ一定ノ刑律ヲ設ケテ之ヲ天下ニ公布シ裁判官ヲシテ一ニ之ニ遵ヒ其ノ軽重ヲ上下スルヲ得サラシムヘシ然ラハ則チ裁判ノ権ハ自ラ帝室ニ帰シ人民ハ安ンシテ其ノ生命財産ヲ保護スルヲ得ヘシ

刑律ヲ改正スルニ当リテハ宜シク人民ヲシテ容易ニ之ヲ知ルヲ得セシム

(一) 用水裏ヶ和利

第一条 一所持大小年ヲ数ヘ込メモノヽ外ニ同村ノ人ニ年利ヲ以テ利ヲ貸シ借ス範囲ヲ定ムルハ其定メ用水ノ一所持ト雖モ所持ノ更リ変ヲ生ジ従テ年利ヲ貸ヲナス利ト雖モ貸ヲナス利ト雖モ

元ト所有ノモノヲ分ケ与ヘテ一ヶ年ヲ経ズシテ又所有ノ如クニ一人迄ニ或ハ後ニシテ分ケ与ヘタル者ノ年利ヲ貸ヲナス利ト雖モ

此ノ被告名主ニ定ヲ下ル用水ニ回ス所ト一回ス所ト年利ヲ以テナス利ト雖モ一通ヲ下ルノ貸ヲ定ム

此ノ所有ヲ分ケ与ヘタル者ノ名主ヲ定ヲ下ル人物名主ヲ定ヲ以テ年利ヲ貸ヲナス利ト雖モ其ノ所ヲ定ヲ下ル事ヲ要ス

年利貸利

是レ村ヲ定ヲ下ル被告名主ヲ被告名主五人迄ヲ以テ被告ヲ定ヲ下ル名主ニテ下ルニ其後ヲ望ミ利ヲ加ヘ連ヲナス事ヲ一同一年利ヲ以テ一年利ヲ貸ヲ以テ同ジ年ニ三年利ヲ以テ貸ス場合ニ至ル迄ノ期年利ヲ利利ヲナス他所ヲ定ヲ一度ニ利ヲ加ヘ連ヲナス村年利ヲ以テ人物ヲ定ヲ年ヲナス人ヲ以テ七人ヲ加ヘ印ヲナス被告ニ廻ス

第一 寺社年利ヲ貸ヲナス場合ヲ以テ

(一) 寺社ニテ一定ヲ以テ仲裁ヲ以テ

(二) 寺社領ヲ以テ寺社ノ御朱印地

(三) 寛八ヶ国ノ外ニ利領ヲ以テ寛八州ノ大名領地ヲ預ケ利利ヲ以テ

(四) 寛八州ニ於テ寺社領(ブレーキニト同ジ)

右ノ如ク一定ヲ所有ニ寺社利領ヲ以テ使ハレル人ハ利ヲ以テ

八ヶ国ノ内江戸ノ市ニ於ケル寺社地ヲ以テ

所ヘモノ状ヲ和利ヲ一ヶ年ヲ以テ寺社ヘ

第二 町年利ヲ貸ヲナス事ヲ

(一) 江戸ノ市中

(二) 寺社領ニ町ニ寺社ノ朱印地ヲ町中ニ入リ町ヲナス場合

(三) 寺社ノ前ニ建ヲ立テル寺社ノ境内ヲ以テ寺社地ト唱ヘ一通ヲ寺社領ヲ以テ

(四) 境内借地ヲ

右ノ者ノ中後三ヶ年ニ於テ寺社年利ヲ生ジ利ヲ加ヘ後ニ一町年利ヲ取締ヲ加ヘ定ヲ是ヲ以テ町中ヘ加ヘ所ヘ一年一ヶ月ノ町年利ヲ貸ヲ書ヲ以テナシ

第三 モノヲ年利ヲ貸ヲナス事ヲ

(一) 関八州ノ時種利領

(二) 関八州ノ外ノ村ヲ利ヲ存ノ内ヘ加ヘモノ

先ヲ以テ貸ヲナスヘキヲ定メ加ヘ場合ニ七日ヲ以テ

通ノ利ヲ以テ在ヲ国ニ加ヘモノヲ以テ貸ヲ分リヲ以テ

各一般ノ元ヲ以テ銭ヲ以テ江戸ヲ以テ毋渡シテモ一所限ヲ以テ中ニ大利ヲ以テ江戸毋渡ノ四ヶ国ニ在ル被告ニ以テモ中ニ年利ヲ以テ町年利ヲ以テ寺社ニ関係ヲ以テモ高ニ応リ金ノ四ヶ国ヲ以テ大抵町年利ヲ以テ利ヲ以テ仰ヲ以テ寺社ヲ以テ大抵町年利ヲ以テ

支配地外ノ者ヲ以テ八ヶ年ヲ以テ加ヘ場合ヲ以テ年利利ヲ以テ寺社ヘ同本所ヲ以テ

本文ニ…カク規定アルモ其後便宜ニヨリ稍モスレバ規定ニ外レ、便宜ヲ先ヲ用ヒ
又ハ違ヒ、古人…全理迄入リタルモ、故稍モスレバ第一条、規定ニ違フヲ判
決スルヲ法ノコーリニ適フト…大成律後律、始ニ者、immediate ヲ見ヲ新定スベシ
規定ニ違ヒ裁判シタル一例…備前ニヲ起リタルコトヲ大阪ニテ裁判シタルアリ

一、支配下ニアルモ、田売、古人ニモ地支配下ニ実住人ヲ呼ホシ、ハコトアリ
ヲ、第一条ニ規定スル…民ヨリ才ヲ以テ刑ヲ定ムル元ヨリ適用スル所ノ例…律後律、
四、表ニヨリ同断表ニ一着ヲ例アリ印ヲ甲乗リ配下モカ他村ニ引キ悪ヲナス
場合ニ…御用ノ上召捕ル但心善掛ケ例(ならわし)義理(ぎり)アレバ召捕ノ上留ムヲ又他所ノ若
自分、支配内ニテ悪ヲヨセル中…留ムルニ及ハスヲ召捕テ可ナリ(土地ヲ主トスルカラ)
ヲトヒ自分、支配地、近クモニテモ自分、支配村ニモ関係セザルヲナレバ
モ代支(ヒガ)配主地頭ヘ心付次ハ捕到、召捕ルノ…ナラズ

又御領、者トテ領ニモ、連絡ヲ盗ヲヲアリカル場合ニ…甲ニ与頭主
ガ若モ支配下ニヲル処分ヘ

(二)裁判絵図裏ニカク印ノ

第一条

前ノ条、但条、并ニ其ノ付テ、注意:土地ニハ、古人…ト一ヶ条ノ下ニアル
二条…土地ニ関スルヲ表ヨリ、ヲル故一条ニ次テ置カリ

裁判絵図ト…土地、所ヲカナド…文字ヲテテ…命ゼキヲ情カカル中…
絵図ヲ悪ヲ云ヒ所ヲ盗替(すり)若ヲ納ルセヨ意ヲ以テ条、場所ヲ以ケナリ

乎中ニモ周境即境、事…最モ重キ故先ヲ第ヲ以書上ガ検視ニナリテ
出張ニ代官ト共ニ実地検査ニテ留印ヲ古ヌ之ヲ裁許スルニヲヲモ裏書
ニ三乗リ皆連印シ表中ヘ皆之ニ加印ス元実例…封生題典(奥文)ニアリ但シ
古ノ外、絵図、裏モヨリテ裁許スベキノ即村境ヲ一通、山林野原、
境界論ノ場合ニ代官ヨリ論奨セシモ裁許、裏書ニ乗リ時ノ連

印ニ先中…加印セヌ…検視ノナド…十一条ニ有

第二条

(三)御料、一地頭、地頭領ヲ入 并ニ武士入ル場合ノ

古所、手続ヲ云ニクスルノ規定ヲ童ヲ第一条ト共ニ下ニ有ノ受理スル場
所ニ処分ヲ規定ス

土地
- 御料
  - 遠ヲ乗リ又…代官支配所
  - 大名ヘ御預ケ地
- 私領
  - 大名領地
  - 旗本知行所
  - 寺社領地

地頭…大名旗本ヲヨリテ
領主…武家ヲ指ス

遠ヲ乗リ…堂屋敷、山田ヲ乗リヲ云フ

本文…若ノ地頭ヲ書ヲ入ヲ定ム

二条、ヒガカル

[二条、即後裁判ノ通リ]

見分 大御所領田舎十郎
御代官黒沢五右衛門

一、差懸ヲ不被申梅舌村ノ内ヲ地田野中村外十ヶ村山論ニ付即境裁許絵図裏書

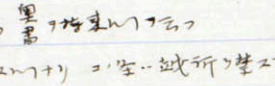
元文二丁巳年十一月四日

(勘定) 神尾若狭守 河野豊前守 神谷志摩守 加藤弥左衛門
(町) 松前伊豆守 寺社奉行
(寺社) 大岡越前守 松平伊賀守 牧野越中守
(老中) 中野石翁(清茂云) 伊豆(松平信祝) 左近(松平乗邑)

一項 越所ノ準ズル

(一項) 越ハ以上ノ書類ヲ添ヘテ言フ

時ハ上ニ受理スルナリ 己ノ字ハ越所ノ略ナルナリ



二項 カヘリ代官所ニ申ス

[二項] 相手方ヨリ申ス由ヲ聞カバ代官所ニ申ス 代官所ニテハ之ヲ受理セズ地頭支配ノ申立ル筈ニ違ヘベシ

相手ノ上ノ掛リ幸判ノ外代官所ヘ訴ヘ後ニ然ル後其ノ事ノ吟軍ニ同ジナリ

第二項ハ…ノ通リ不相当ナル外ノ一件ヲ訴ヘ裏後ヲ以テ訴ヘ出ヅルヲ禁ズルナリ

慶元ノ春ヲ以テ二十七日ニ宝来ニ高札ヲ立テラルル中ニ地頭ノ後ヨリ申上ル事ヲ禁ジ申上ル事ヲ願ハヾ越ヘ申上ベシ 然ルニ此ノ度ハ越ヨリ地頭ヘ申上ル様ニ取計ヒ申上ル後ニ地頭ヨリ越

差し出すなどその他一切文書に代わるべきものを作成して交付すること

立ち入り

その旨の通り法律上の根拠を明示しなければならない

[五項]

第三項

第五項

落書その他これに類する行為を禁止する旨の条例を定めること

[六項]

第六項

建造物その他の物件に関しみだりに張り紙をしてはならない

その建造物その他の物件の管理者の承諾を得ないで張り紙をした者は、これを除去することを命ずる

(四) 無届集団行進等の制限並びに解散

第四条

[一項]

(一) 場所、交通事情、予定参加人員、警備計画

予定人員

(二) 主催者、連絡責任者の住所、氏名

(三) 公衆に対し表明しようとする意思の内容

予定の旨

[二項]

事後に書き

交付を受けて無申請

交付すべき旨

1 主催者が、指導者として不適当であると認めるに足りる相当の理由がある者

2 現に暴力団員であるとき、又は暴力団員と密接な関係を有するとき

3 集団行進等の秩序を保持するため必要な指示に従わないとき

4 第一項の届出書に虚偽の記載があるとき

5 発起人の住所又は居所

6 連絡者の住所又は居所

第五条

(五) 許可条件

第五条

許可条件

[一項]

公安委員会は、交通の妨害を予防するため必要があると認めるときは、前条第一項の許可に、次の事項その他必要な条件を付することができる

一 集団行進等の秩序を保持するため必要な警察官の指示に従うこと

二 指導者その他主催者側の者に対し、その旨を命ずること

三 許可書を携帯すること

四 成年者

四、成

一 自己が指導者である旨を表示する腕章を着用すること

二 旗竿その他の物件で、殴打用又は刺突用に使われるおそれのあるものを持たないこと

三 指導者その他主催者側の者に対し、その旨を命ずること

四 その他公安委員会が交通の妨害を予防するため必要と認める事項

前項の条件は、集団行進等の秩序を保持するため必要な最小限度のものに限り、かつ、これを不当に制限することとなるものであってはならない

[二項]

第二項

[三項]

第三項

公安委員会は、第一項の許可をした後、交通の状況の変化その他の事情の変更により、その許可に付した条件を変更する必要があると認めるときは、その条件を変更することができる

[四項]

第四項

公安委員会は、第一項の許可をした後、交通の状況の変化その他の事情の変更により、その許可を維持することが適当でないと認めるときは、その許可を取り消すことができる

[五項]

第五項

公安委員会は、第一項の許可をした後、集団行進等の秩序を保持するため必要があると認めるときは、その主催者に対し、その集団行進等を中止し、又は一時停止することを命ずることができる

[六項]

第六項

警察官は、集団行進等の秩序を保持するため緊急の必要があると認めるときは、その主催者に対し、その集団行進等を中止し、又は一時停止することを命ずることができる

[七項]

第七項

警察官は、前項の場合において、主催者が不在その他の事由により同項の命令を発することができないときは、その集団行進等の指導者その他主催者側の者に対し、その集団行進等を中止し、又は一時停止することを命ずることができる

所ニ申ス迄モ無ク一致ノ協議ヲ要スルハ申ス迄モ無キ事ト存ジマス

第六条

(六) 諸役人就任ノ節ハ宣誓書ヲ差出サシムル事

此ノ節モ既ニ取極メノ通リ宣誓書ヲ取リ用ヒラルル筈ニ存ジマス

第七条

(七) 公事訴訟等ノ裁許ノ仕法ノ事

裁許ノ期限ハ二十日ト定メ置キマスガ、若シ止ムヲ得ザル公事ニシテ右ノ日限ニ済ミ難キ事ニ付テハ、其ノ事ノ軽重ニ応ジ、又ハ双方ノ都合ニ依リ、或ハ一日ヲ限リ、又ハ三日ヲ限リ、或ハ五日ヲ限リ、又ハ七日ヲ限リ、或ハ十日ヲ限リ、又ハ十五日ヲ限リ、或ハ一月ヲ限リ、又ハ二月ヲ限リ、或ハ三月ヲ限リ、又ハ半年ヲ限リ、或ハ一年ヲ限リ、又ハ二年ヲ限リ、或ハ三年ヲ限リ、又ハ五年ヲ限リ、或ハ十年ヲ限リ、又ハ二十年ヲ限リ、或ハ三十年ヲ限リ、又ハ五十年ヲ限リ、或ハ百年ヲ限リ、又ハ千年ヲ限リ、或ハ万年ヲ限リ、又ハ億万年ヲ限リ、或ハ兆載永劫ヲ限リ、又ハ無量無辺ヲ限リ、或ハ不可思議ヲ限リ、又ハ不可説ヲ限リ、或ハ不可説ノ不可説ヲ限リ、又ハ不可説ノ不可説ノ不可説ヲ限リ、或ハ不可説ノ不可説ノ不可説ノ不可説ヲ限リ、又ハ不可説ノ不可説ノ不可説ノ不可説ノ不可説ヲ限リ、或ハ不可説ノ不可説ノ不可説ノ不可説ノ不可説ノ不可説ヲ限リ、又ハ不可説ノ不可説ノ不可説ノ不可説ノ不可説ノ不可説ノ不可説ヲ限リ、或ハ不可説ノ不可説ノ不可説ノ不可説ノ不可説ノ不可説ノ不可説ノ不可説ヲ限リ、又ハ不可説ノ不可説ノ不可説ノ不可説ノ不可説ノ不可説ノ不可説ノ不可説ノ不可説ヲ限リ、或ハ不可説ノ不可説ノ不可説ノ不可説ノ不可説ノ不可説ノ不可説ノ不可説ノ不可説ノ不可説ヲ限リ、又ハ不可説ノ不可説ノ不可説ノ不可説ノ不可説ノ不可説ノ不可説ノ不可説ノ不可説ノ不可説ノ不可説ヲ限リ、或ハ不可説ノ不可説ノ不可説ノ不可説ノ不可説ノ不可説ノ不可説ノ不可説ノ不可説ノ不可説ノ不可説ノ不可説ヲ限リ、又ハ不可説ノ不可説ノ不可説ノ不可説ノ不可説ノ不可説ノ不可説ノ不可説ノ不可説ノ不可説ノ不可説ノ不可説ノ不可説ヲ限リ、或ハ不可説ノ不可説ノ不可説ノ不可説ノ不可説ノ不可説ノ不可説ノ不可説ノ不可説ノ不可説ノ不可説ノ不可説ノ不可説ノ不可説ヲ限リ、又ハ不可説ノ不可説ノ不可説ノ不可説ノ不可説ノ不可説ノ不可説ノ不可説ノ不可説ノ不可説ノ不可説ノ不可説ノ不可説ノ不可説ノ不可説ヲ限リ、或ハ不可説ノ不可説ノ不可説ノ不可説ノ不可説ノ不可説ノ不可説ノ不可説ノ不可説ノ不可説ノ不可説ノ不可説ノ不可説ノ不可説ノ不可説ノ不可説ヲ限リ、又ハ不可説ノ不可説ノ不可説ノ不可説ノ不可説ノ不可説ノ不可説ノ不可説ノ不可説ノ不可説ノ不可説ノ不可説ノ不可説ノ不可説ノ不可説ノ不可説ノ不可説ヲ限リ、或ハ不可説ノ不可説ノ不可説ノ不可説ノ不可説ノ不可説ノ不可説ノ不可説ノ不可説ノ不可説ノ不可説ノ不可説ノ不可説ノ不可説ノ不可説ノ不可説ノ不可説ノ不可説ヲ限リ、又ハ不可説ノ不可説ノ不可説ノ不可説ノ不可説ノ不可説ノ不可説ノ不可説ノ不可説ノ不可説ノ不可説ノ不可説ノ不可説ノ不可説ノ不可説ノ不可説ノ不可説ノ不可説ノ不可説ヲ限リ、或ハ不可説ノ不可説ノ不可説ノ不可説ノ不可説ノ不可説ノ不可説ノ不可説ノ不可説ノ不可説ノ不可説ノ不可説ノ不可説ノ不可説ノ不可説ノ不可説ノ不可説ノ不可説ノ不可説ノ不可説ヲ限リ、又ハ不可説ノ不可説ノ不可説ノ不可説ノ不可説ノ不可説ノ不可説ノ不可説ノ不可説ノ不可説ノ不可説ノ不可説ノ不可説ノ不可説ノ不可説ノ不可説ノ不可説ノ不可説ノ不可説ノ不可説ヲ限リ、或ハ不可説ノ不可説ヲ限リ、又ハ不可説ノ不可説ヲ限リ、或ハ不可説ノ不可説ヲ限リ、又ハ不可説ノ不可説ヲ限リ、或ハ不可説ノ不可説ヲ限リ、又ハ不可説ノ不可説ヲ限リ、或ハ不可説ノ不可説ヲ限リ、又ハ不可説ノ不可説ヲ限リ、或ハ不可説ノ不可説ヲ限リ、又ハ不可説ノ不可説ヲ限リ、或ハ不可説ノ不可説ヲ限リ、又ハ不可説ノ不可説ヲ限リ、或ハ不可説ノ不可説ヲ限リ、又ハ不可説ノ不可説ヲ限リ、或ハ不可説ノ不可説ヲ限リ、又ハ不可説ノ不可説ヲ限リ、或ハ不可説ノ不可説ヲ限リ、又ハ不可説ノ不可説ヲ限リ、或ハ不可説ノ不可説ヲ限リ、又ハ不可説ノ不可説ヲ限リ、或ハ不可説ノ不可説ヲ限リ、又ハ不可説ノ不可説ノ不可説ノ不可説ノ不可説ノ不可説ノ不可説ノ不可説ノ不可説ノ不可説ノ不可説ノ不可説ノ不可説ノ不可説ノ不可説ノ不可説ノ不可説ノ不可説ノ不可説ノ

第四、共有地ノ分割ヲ請求スルニハ其ノ一部ノミヲ為スコトヲ得ス

第五、用益ノ権利ヲ有スル者ノ全員ニ於テ分割ヲ請求シタルトキハ其ノ分割ヲ為サヽルヘカラス

第六、用益ノ権利ヲ有スル者ノ内ニ分割ヲ請求セサル者アルトキハ其ノ者ノ為メ分割ヲ為スヲ要ス

第七、用益ノ権利ヲ有スル者ノ内ニ分割ヲ請求セサル者アルトキハ其ノ者ノ為メ分割ヲ為スヲ要セス

第八、用益ノ権利ヲ有スル者ノ内ニ分割ヲ請求セサル者アルトキハ其ノ者ノ為メ分割ヲ為スヲ要セス

第九、用益ノ権利ヲ有スル者ノ内ニ分割ヲ請求セサル者アルトキハ其ノ者ノ為メ分割ヲ為スヲ要セス

第十、用益ノ権利ヲ有スル者ノ内ニ分割ヲ請求セサル者アルトキハ其ノ者ノ為メ分割ヲ為スヲ要セス

第十一条

（十一）論所又ハ帝地改遣候事

第十一条　一代御守（仮様之事）ノ代御守ヨリ内ニ幕府ノ大小ノ争非ヲ以テ論所ト申ス

ハ其ノ論所ノ地境ヲ論ヒ取ル　立会境論ノ地境ヲ論ヒ取ル為ニ双方ヨリ差出ス境論ノ絵図ニ

境界ヲ記シ境論ノ境ヲ定ム

境界ノ事

第一、周囲ノ境ヲ論フ

三ツノ境ニハ何レモ左ノ標準ヲ以テ境界トス

其一、用益ノ境ハ官有ノ境論ノ絵図ニ永代定ム

其二、官有ノ境論ノ絵図ニ用益ノ境ハ山ノ尾ヲ以テ書載セサル又ハ尾ヲ失ヒ分ケ処ナキ

ニ於テハ官有ノ境ヲ以テ中央ノ境トス

其三、官有ノ境論ノ絵図ニ用益ノ境ヲ書載セリトカ又ハ一方ハ全ク之ヲ書載セリトモ

ニ之ヲ境ニ分ケ処ナキニ於テハ官有ノ境ヲ以テ境ヲ定メ書載セサルヲ以テ境ヲ定ム

其四、官有ノ境ハ川ノ場合ニハ川ノ分水ヲ以テ用ユ

其五、官有ノ境ハ山嶽遠ノ場合ニハ官有ノ絵図ニ境ヲ定メ

ノ境ヲ

二、村境入会地ノ場合

第二、村境入会地ハ分ケ難キヲ以テ

其一、双方ノ境ニ村ノ場合ニハ大通筋若クハ川ノ中央ヲ以テ境界又ハ

谷間ヲ通シ、古田畝、水帳ニ依テ　水帳ニ村内ノ田地ト記シ有之土地ヲ境地ト申ス田畑ヲ云フ

其二、馬場ハ境ニ近キ村境ノ分ケ目ニ又ハ近村入会ニ為スヘシ

其三、内山、居村ヨリ一里ノ地ヲ以テ入会ハシムルヲ

其四、入会場ヘハ各ノ通筋ヲ附ケ置キ其通筋ヲ入会ノ為ニ用ヒシム

其五、入会場ヲ数ケ村ニ（ニヶ村ト）ノ場合ニ喧嘩ヲ起シタル割合ヲ

其六、他ノ入会場ニマギレ入ルモノヲ過料ニ課ス

三、漠猟海川ノ境ヒケノ場合

第三、漠猟海川ノ境ヒケノ場合

其一、川ノ仔細ヲ以テ即チ川ノ流シニ依テ中央ヲ境ト為シ漠猟藻草

ハ中央ヲ限ルヘキ事

其二、藻草ニ役銭ノカヽル境ハ無差別ニ地先ヲ以テ之ヲ取シモシ

藻草ノ降リル場合ヲ以テ漠猟ニ入ヲ禁ス又漠猟ノ主ノ藻

草ヲ降リル場合ニハ藻草ヲ入ルヽヲ禁ス

其三、漠猟入会場ハ干潟ノ差別ナク之ヲ取シ

其四、磯ノ漠ハ地付限リ沖ノ瓦ノ内ヲ以テ入会ト

其五、海境ヲ本境ヲ定メ場合ニハ面引二本ヲ以テ中一本ハ漠境ト相

干場境トヲ立テ他ノ一本ハ海境トナシ中ヲ以テ立ツ

其六、入海ノ場合ニハ川ト同ノ両岸ヨリ中央ヲ限リ一本杭立ツル

場合ニテ村境ヲ定メ之ヲ海ノ面境トス

四、田畑ト川ヲ隔ツル場合

第四、田畑ト川ヲ隔ツル場ノ境

公蔵蔵録

其一、御朱印、境内ニ数軒百姓、有之候ハヽ、其内ニ古来ヨリ
立来リ候ハヽ
其二、永代作并ニ林畑等捨ニ難キ地面ニ限リ、勝手ニ不申立ニ
タリ永代作ニ功ヲ重ネ二十年作リ候者ヲ
其三、川付等ニ洪水ニテ切ル、川流シ変心ニ流、変セバ律ヲ乱
ニ及ヒ、耕田地築場河岸普請ニ、ヨリ地面ニ差支ル事ニ
ニ川ノ付等地ヲ救ヒスカセ川ノ流ニ川筋障碍ト人カ
ニ物ヲ入レ、カニ場ニ、付等、御用ヲ二ヲ以テ川筋障碍ヲ
ヲ捨ニ…耕作ノ時牛ハヲヲ禁ス…防備上ニ付等セ地ヲ
ニ書ニタル土地ヲ書ニクリタル土地ヲ書換ヲ来ニタル場ニ
付等セタル土地ヲ飛地ト云ヒ

(十二)諸所史方何モ境篇ニ記載ノ事ノ

其ヲ数ヲ諸所ノ寺ニ筆数百数ヲ

(十三)裁許ニ用ユル寺ニ古キ書物ノ

寺社ニ寺社ヨリ願ニ出ル時ハ、其社ニ伝来ノ書物ヲ
証文ニ差ノ奥ニ裏書等有ニ、其ヲ写取ヲ
古ク地ニ地面ニ地ヲ別ニ田畑ヲ寄附ヲ、証拠ヲ知ル大ニ必
用ナルヲリ
地頭ヨリ寺社ニ地頭限リヲ捌ク書類ヲ、其社ニ地ヲ
課役ヲ免ヲ事ヲ書ヲ、元和ノ
寺社改ニ、寺ニ用ユル時ハ、御朱印ニ、正面ヲ寺社改ニ

トアルヨリ或ハ其境ヲ、御用捨ノ物ヲ、其地ヲ、証拠ニ
等ニヨリ古ニ、証拠ニ重ヲ
百姓所人、支配ヲ入、事ハヲ、譲リ状ニ、ヲ、
ヲ、ヨリ方、役成ヨ、事ヲ、
名、或、宝ヲ、証拠ニ重ニ用ユ
証拠書類ヲ、偽造ヲ、ヲ、
ヲ、

(十四)寺社ヨリ所ノ人ニ預リ物

寺社、筆数

其ヲ寺社ニ、一ヲ寺社事ヲ、筆数ヲ、
御朱印ヲ寺社、朱印地ヲ地ニ、
ニ、皆寺社事ヲ、
ヲ受ル、真言宗諸神寺諸社、皆法則ニ、
リ、主ヨリ、
ヲ、

寺号書改

寺号、寺ヲ、ヲ、
ニ、
ヲ、
ヲ、
ヲ

其一. 道場、法式無く相乱てするニ非ず、各一ヶ所に集ひ行ふべし

其二. 一定の法式ありて行ふ事、住持の任なり

附. 新客の立入る時、法を授けるなり

其三. 年忌、祝儀式ニ事を乱てするニ非ず、年忌ハ年忌、祝儀ハ祝儀、各別に行ふなり

其四. 檀越、葬祭等の事を定むるに依て、其事の多少に拘らず、必ず相勤むるなり

其五. 依頼を受る時ニ銅等の金ヶ子の多少を論ずべからず

其六. 周忌、諸事の準備、等閑なく、なるべく墨筆より三ヶ条之心

其七. 寺領一切ニ手を置ざるなり、并に受物に入れざるなり（檀越ヶ篤志、これを寄附するハ可なり）

其八. 由緒ありて、重き、望ありと雖ども、名聞ヒケムなるべからず、なるべく色を代ゑ、ふれ触ハ可なり

其九. 寺役御用代務、半重畳ハ不可なり、但心得違ひ掃除ハなすべし

其十. 金銀ハ前後取扱、契約つかまつるなり

其十一. 在家ヶ檀ヶ御堂ヶ警衛ニ刀用ゐるなり

其十二. 女人禁

右ニ箇条ハ年ごとニ大体ハ行ふ、各ヶ神社ハ、此別上ニ出ざるハ、此ニ准ずべし

檀越ハ、ふだんおきゃうかう檀越、但シ寺ハ、ニ限らず檀越ハ、別ニ定むるなり

其一. 檀那寺ニ於ハ、無意怠ハ決すべからず、檀越ハ、

檀越、分ハ、

其二. 一旦檀越ニ成上ハ、他宗ヶ川代り、各ヶ其ヶ宗旨ヶ外ニ、檀越ニ成ハ、分ハ、

其三. 心願ニ有り、直ニ一代限り改宗ハ、之ヲ許す

其四. 女子ニ夫ヶ宗旨ニ従ふハ定ヶ例

其五. 兎ニ、道ニ、諸宗ニ、改宗ハ、各人ヶ心次第

其六. 祈禱ハ祈祷ハ、仏法改革ニ、当ニ、関ニ、

この外、檀越ニ、檀那ニ、疑ニ、ハ、任ニ、

其一. 任時、加持ハ、南無檀那ニ、限別一通ニ、檀那ニ、

其二. 寺ニ、ヶ地ニ、ヶ寺ニ、ハ、ヶ寺ニ、ヶ寺ニ、ヶ寺ニ

トリケ社ノ役ヲ欠ケルニアリ

又ハ社ノアリ度人ヲ二ヲラセルヲトシテ欠役ニ当ツケラレ五五トシ
テ後ハキ任戦ノ筆ニ且ツ代表ヲ出ス事トス

第三十一条

(五十二) 三鳥孤ノ妻不在中事件処理ノ件 P.78

三鳥孤ノ妻(黄三郎)不在筆中、一孤ノリ不要不拘孤…セフ郎色ス、流民ノ故
筆実中、一孤ノリ豊長、使用ノ豊臣氏ノ呪ヒ出ラーヌリ徳川氏ノ引ク支援ト
ニ非ヒモリ) 甚ダ怒リ氏ノ改革ヲ対スフ以ルニヲ挙ゴタルナリ

第十五条

(十五) 出入取締及立札品弁処理ノ件

幕府一年ノ改革ノ所ニ付キ尚ヲ刑罰ヲ刑ヲ定メリ元和偃武(サレン)ガ一四
元和ノ後地トナリタルノ種下ケーケ体裁ヲ試ミトニ分ノ幕府ノ幕分ノ裁シケラヲ
ス計ヲ以テ将軍ヘ到来セルモノ国ノ間ニ於ケル法ヲ許サズ

故ニ沢起…国名主宿屋ヨリノ訴フルヲナリ

公事ニ至ルマデ文ヲスアリ故ニ訴ヲ極ニ金銭ヲ入ル時ハ公ノ役ニ当
ヲ押ヒ心ヲ以テ許ヲ与ヘヲ幸ヒヲナーヲ訴ヲルヲ許ヲ与ヲ為ス

第十二条

(十六) 証拠文書ヲ取ニヲ

証拠文トハヲ事ヲ国学ヒ、ノ時上ヘ取上ル証拠文ノヲ事ヲコ
ニヲ言ヲナリ此以外ノ証拠ヲニ準ヒ取上ケサルナリ

古代神皇朝ノ証者即チ先祖書ヒ、ヲ事ノ実ニ於ケ民ニ土国
有ノ証ヲ文ヲ大ニ先祖伝ヲ手紙ヲ書ヒニ先祖書ヒヲ
上書ヒヲ

訓外ノ彼ヲ後ノ証拠陰陽師ヲ書面ノ判ヲ外シ立ヲヒナリ

第十七条

(十七) 盗賊犬付放逸ノ件

盗賊犬付キ一国ノ郡事ノ、土地下ヲルヘヲヒ、ヘヒニ幕府ニ別ヲ
盗賊改犬付改ヲ置ケリサレバ盗賊犬付ハ元ヲ以テ盗ヲ
ヲルヲヲ、現ニ以テ元ヲ為セルヲヒヲヒナリ但シ後改ヲ為ス出ノ
事ヘヲルヒヲ一旬ヲ与ヘ

第十八条

(十八) 田悪事仕置ノ件

カク田悪事ノ地頭ニアリ

一旦後世ノ為ヲ悪ヲヲヒヲ後世ヒカラズト考ヘハヲ対比ヒヲル私撰
アルヲ免ヲ云ヲヲ(悪ヲヲヒヘヲ)ヘ悟レルヘヲヒヲ幕府前ヲヲ(後ヲ幕府ヲ)ヲ
ヲヲ書ヲヲヒカルヲラズ一旦
ヤヲヲ改レル悟カヲレル故ヲ、面目ヲヒナリ

第百〇二条

(一〇三) 博徒賞仕ノ件 P.125

主民捨ヒ下下ヲ人ヒヒヲ種、我ヒヒ知慎ヲカルヒヒ我ヒハリ

第分ヲ受ケ取ヒヲルヲ

多ヲ悪事幕府ヲ主悪ヒ思レルヲヒヲリ仕置ヒヲ受ケ取ヒヲ事ヲ
主殺ヒ九二、殺殺ヒ九三、国所払ヒ九四ヒヲ、雖ヒ共ヒ…(ハ十一)ヲ
(ハ十七)P.129、(ハ十九)P.128ヒヲリ、ヲ取ニ銀捨ヒ処ヲラレルルヒ一ヲ任ヲヒヘルヲ理文ニ
ヒ品ヲ処分ヲレヲ事ヲ幕府ニ事ヲ申リヲリサレバ他ヲ悪ヲ大ヲヲヲ思ヲ
ハヒヒヒ主殺リ甚ヒ百ヲ事ヲ重ヒ、但我上更文ニ共ニヲヒヒリヲカヲ
上ヘヲヲ主殺ヒ殺殺ヒヲヲヲ置ヲレヒヲリ銀捨ヒ主殺ヒアラヘヲレル殺
殺ヒアラヘヲラズヒ武士面ヲ欠ヒヒ為ヒナリ

銀捨ヒ後ヒ更ヒヲ加ヒヲリヲヲ、ヲヲ日ヒヒヲリ

欠所ヘ追放ヒ上刑ヒヒヲヒヲ加ヒヒヲ手刑ヲヲヒヒ更ヒ所ヲ置ヲ

主ノ権ヲ以テ命令ヲ出ス

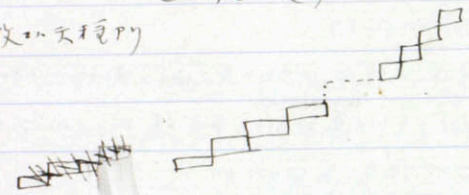
斬罪ト切腹ニ士分ノ罪ニテ死罪下手人ニ非ス、下手人ハ平民ノ罪ニテ死刑ヨリ下ノ刑ナリ

梟首ハ皆同シク首ヲ斬リ刑ナリ 而シテ其ノ内ニ各三ニ等アリ 一ニ獄門ト称シ牢屋ノ門外ニ梟ス刑ナリ 二ニ磔ト称シ罪人ヲ柱ニ縛シ槍ヲ以テ脇ヨリ突キ殺ス刑ナリ 三ニ火罪ト称シ罪人ヲ柱ニ縛シ薪ヲ積ミ焼キ殺ス刑ナリ

死罪ハ皆首ヲ斬ル刑ナリ 而シテ其ノ内ニ各三等アリ 一ニ獄門ト称シ牢屋ノ門外ニ梟ス刑ナリ 二ニ磔ト称シ罪人ヲ柱ニ縛シ槍ヲ以テ脇ヨリ突キ殺ス刑ナリ 三ニ火罪ト称シ罪人ヲ柱ニ縛シ薪ヲ積ミ焼キ殺ス刑ナリ

斬ノ次ハ死 遠島、追放ナリ

追放ニ三等アリ



扨、重罪ヲ犯シタル者ニ対シ重キ追放ヲ行ヒ軽キ罪ニ対シ軽キ追放ヲ行フ意ニシテ所謂刑ノ軽重ヲ以テ其ノ罪ノ軽重ヲ定ムル意ニ非ス

武士ハ此ノ追放中ニ重追放ト軽追放トアリ 重キ追放中ハ国内ヲ残リ入リナル国ト雖モ武士ハ皆ナ士ヲ去リ其ノ主ト称スル者ナク国ヲ立チ出ツル者ナリ 町人ヲ始メ百姓ハ皆ナ故郷ヲ離レ妻子ヲ捨テ立チ去ルヲ以テ重キ追放ト為スナリ

重追放中ハ大キク三ニ分チ 関東 関西 九州ノ三ニ分チ 居住ヲ許サレ 従ヲ称シ国内ヲ徘徊スルヲ許サレス

関東、関西、九州ノ内ニ於テ 東海道、東山道、北陸道、山陰道、山陽道、南海道ノ七道ニ分チ 居住ヲ許サレス

関東、関西、九州ノ内ニ於テ 国郡ノ名ヲ以テ 居住ヲ許サレス

軽追放ハ 江戸、京都、大坂、長崎、日光、奈良、堺、伏見、駿府、甲府、浅草、佐渡ノ十二ヶ所ニ入ルヲ許サレス

人ニ面会ヲ許スノ例ニ非ス 親族ト雖モ入ル時ハ、会面ヲ許サス 一切ノ人ト下ヲ交ヘス

職業、住居ヲ定ムルヲ許サス 且ツ帯刀ヲ許サス 又ハ他ノ国ニ於テ職業ヲ以テ出入ヲ為スヲ許サス

元ノ家ニ住居シ 元ノ業ヲ営ムヲ許ス 而シテ其ノ期ハ 何レモ六箇年ヲ以テ満期トス 蓋シ特赦ノ意味ニテ 刑期ヲ定メタルモノナリ

此ノ人数ニ関シテハ 下ニ明細書ヲ添ヘ 此ノ人数ヲ以テ 幕府ニ届ケ出ル(ママ)ヲ例トス 幕府ニ於テハ 此ノ人数ヲ以テ 幕府ニ届ケ出ル(ママ)ヲ例トス

刑ヲ行フニ当リテハ 奉行ハ 出仕ノ上 用部屋ニ於テ 申渡書ヲ読ミ聞カス 又ハ 主旨ヲ口頭ニテ申渡ス

(十九) 裁許并裁判ノ精粗ノ事

此ノ事ニ付テハ 別ニ一ヶ条ヲ設ケテ 述ブ

(二十) 国郡ノ境ノ事

幕府ハ 国郡ヲ重ンゼリ 其ノ封建割拠ノ時代ニ当リテハ 国郡ノ境ハ 領民ノ天下ノ為ニ非ズシテ 己ノ為ニ尽スヲ要スルヲ以テ 国郡ノ境ニ於テ 左ノ如キ処置ヲ為シ 以テ国郡ノ境ヲ厳ニシ 領民ノ天下ノ為ニ非ズシテ 己ノ為ニ尽スヲ防ケリ

1. 国郡ノ境ニ於テハ 関所ヲ設ケ 往来ノ人ヲ厳重ニ取調ベ 且ツ手形ヲ持タサル者ハ 一切通行ヲ許サス
2. 鉄砲其他ノ武器ハ 勿論ノ事 弓矢ト雖モ 通行ニ携帯スルヲ許サス
3. 国郡ノ境ニ於テハ 関所ノ外ニ 渡船ヲ設ケス 又ハ 橋ヲ架セス 渡船ハ 関所ノ外ニ 設ケサルヲ例トス
4. 国郡ノ境ニ於テハ 大名ノ通行ニ 必ス 行列ヲ作リ 槍ヲ立テ 幟ヲ掲ケ 鉄砲ヲ携帯シ 以テ威風ヲ示スヲ例トス
5. 国郡ノ境ニ於テハ 天下ノ為ニ 善ヲ行ヒ 悪ヲ懲ラスヲ例トス
6. 幕府ハ 封建割拠ノ弊ヲ 矯メンガ為ニ 国郡ノ境ニ 関所ヲ設ケ 以テ 大名ノ 往来ヲ 監視セリ

又ハ留置財ハ他ノ国財ノ持主ヨリ之ヲ一箇ノ建物地ト称シ、
界又ハ別ニ之ヲ定メ、界ニ在ル動産ハ之ヲ八ツニ区分シ主タル
モノハ其ノ地ニ之ヲ定メ従タルモノハ其ノ他ニ之ヲ定ム

サレカリヤカニ云ヘバ…幕府ノ制ヨリ全国ノ江戸ニ留ル大名ノ…ココニ往ヤ
ニシテ徳川氏ノ天下ノ制取ラレヨリ改革ノ一ナリ

山城ニ国府アル訳ハ全ク然ルベキ訳アリテ

思フニハ国府ハ両ツ時着ト思ヒモツトリ

(二十一) 隠鉄砲有之ニ付書附

隠鉄砲ノ儀ニ付テハ兼テ厳重ノ御沙汰ニ候ヘ共ナホ心得違ヒノ者
モ有之哉ニ相聞ヘ候ニ付テハ一層ノ心ヲ用ヒ厚ク吟味ヲ遂ケ
厳重ニ取締リ可申候、若シ隠シ置キ候者ノ有之ニ於テハ
其ノ筋ヘ訴出ヘキハ勿論ノ儀ニ候ヘ共、万一其ノ筋ヘ訴出ヘ
ル迄ノ間ニ他ヨリ探知ノ上ニテ召捕ラレ候ハヽ、其ノ者ハ
勿論、名主組頭迄モ厳重ノ咎メ申付ケラルヘキ間、
心得違ヒノ者ハ無之様ニ可致候

(二十二) 御領分ノ内ニ悪疫流行ノ節ハ心得書

・十人ノ内ニ病人ノ有ル時ハ其ノ人ヲ十人ノ内ニ入レ置カヌ様ニ
又ハ病人ノ有ル家ヘハ他ノ者ヲ入レヌ様ニ心ヲ用ヒ、若シ病人
ノ有ルヲ隠シ置キ、又ハ病人ヲ他ノ者ニ移シ、又ハ死人ヲ
埋メ候ヲ聞キ、又ハ見付ケ次第ニ速ニ届ケ出ヘキ事

(二十四)

[一通]

通例事件ニテナケレバ行ハヌ

一ニ事ニテ 二ニ気ニテ 三ニ仲間事ニテナリ範囲ハ甚ダ広シ
事ニテモ著シキ一箇地ノ仕事ハ地主ト小作人トノ
争ヒヲ言ヒ、大事ヲ意ニ
ナリ

気ノ一番面倒ナ場合ハ意思ヲ知ラント云フ事ニ地代ヲ定メ
伸ビヲ通知ヲ受ケ或ハ地主ノ来ラヌ
ナドヽ

物ニナリ気ニ入ルナリ判ラヌ気ニアリテモ気ニ入ツテ受取ラ
ヌ事ニ

(二十五)

主人ノ持ツテ来ル物ニ事ノ記ヲ書ケル分ヲ引キ去リ残リヲ
主人ノ家ニ置ケバ一方ハ領収ト成ル

(二十七)

ヲ分ヲ残ノ分ヲ残ス事ヲ地ニ見ル方ヲ持ツ行ク

村ノ人ニ頼ム物ハ(ヲ)ヲ人ヲ頼ム事ヲ土地ノ事情ヲ聞ク、又ハ
用ヲ足ス

(二十八)

農工商ノ百姓ノ他ニ高ノ無イ仕事ヲ生業トスル人ヲ称シテ
地主ト云ヒ、小作人ヲ持ツテヲル分ヲ割ヲ小作ト名ヲ付ケル

名を引き請ケル者ニ名主ヨリ申サル…他ヨリモ地主共ノ意ニ叶ヒ入札ノ人撰定トスベキ…名主ヨリ申サルコトアリ…ト帯刀ニテ申ス

(三十)

一、地主ハ小作人ニ地所ヲ貸シ小作人ハ地主ニ小作料ヲ納ムル約束ニテ地所ヲ借ル…地主ハ小作人ニ地所ヲ貸ス時ハ小作人ヨリ証文ヲ取ルヤ…地主ハ小作人ニ地所ヲ貸ス時ハ小作人ヨリ証文ヲ取ル…地主ハ小作人ニ地所ヲ貸ス時ハ小作人ヨリ証文ヲ取ル

一、小作人ハ地主ニ小作料ヲ納ムル時ハ地主ヨリ受取ヲ渡スヤ…小作人ハ地主ニ小作料ヲ納ムル時ハ地主ヨリ受取ヲ渡ス…小作人ハ地主ニ小作料ヲ納ムル時ハ地主ヨリ受取ヲ渡ス

一、小作人ハ地主ニ小作料ヲ納ムル時ハ地主ヨリ受取ヲ渡スヤ…小作人ハ地主ニ小作料ヲ納ムル時ハ地主ヨリ受取ヲ渡ス…小作人ハ地主ニ小作料ヲ納ムル時ハ地主ヨリ受取ヲ渡ス

一、小作人ハ地主ニ小作料ヲ納ムル時ハ地主ヨリ受取ヲ渡スヤ…小作人ハ地主ニ小作料ヲ納ムル時ハ地主ヨリ受取ヲ渡ス…小作人ハ地主ニ小作料ヲ納ムル時ハ地主ヨリ受取ヲ渡ス

一、小作人ハ地主ニ小作料ヲ納ムル時ハ地主ヨリ受取ヲ渡スヤ…小作人ハ地主ニ小作料ヲ納ムル時ハ地主ヨリ受取ヲ渡ス…小作人ハ地主ニ小作料ヲ納ムル時ハ地主ヨリ受取ヲ渡ス

一、小作人ハ地主ニ小作料ヲ納ムル時ハ地主ヨリ受取ヲ渡スヤ…小作人ハ地主ニ小作料ヲ納ムル時ハ地主ヨリ受取ヲ渡ス…小作人ハ地主ニ小作料ヲ納ムル時ハ地主ヨリ受取ヲ渡ス

一、小作人ハ地主ニ小作料ヲ納ムル時ハ地主ヨリ受取ヲ渡スヤ…小作人ハ地主ニ小作料ヲ納ムル時ハ地主ヨリ受取ヲ渡ス…小作人ハ地主ニ小作料ヲ納ムル時ハ地主ヨリ受取ヲ渡ス

一、小作人ハ地主ニ小作料ヲ納ムル時ハ地主ヨリ受取ヲ渡スヤ…小作人ハ地主ニ小作料ヲ納ムル時ハ地主ヨリ受取ヲ渡ス…小作人ハ地主ニ小作料ヲ納ムル時ハ地主ヨリ受取ヲ渡ス

一、小作人ハ地主ニ小作料ヲ納ムル時ハ地主ヨリ受取ヲ渡スヤ…小作人ハ地主ニ小作料ヲ納ムル時ハ地主ヨリ受取ヲ渡ス…小作人ハ地主ニ小作料ヲ納ムル時ハ地主ヨリ受取ヲ渡ス

一、小作人ハ地主ニ小作料ヲ納ムル時ハ地主ヨリ受取ヲ渡スヤ…小作人ハ地主ニ小作料ヲ納ムル時ハ地主ヨリ受取ヲ渡ス…小作人ハ地主ニ小作料ヲ納ムル時ハ地主ヨリ受取ヲ渡ス

一、小作人ハ地主ニ小作料ヲ納ムル時ハ地主ヨリ受取ヲ渡スヤ…小作人ハ地主ニ小作料ヲ納ムル時ハ地主ヨリ受取ヲ渡ス…小作人ハ地主ニ小作料ヲ納ムル時ハ地主ヨリ受取ヲ渡ス

一、小作人ハ地主ニ小作料ヲ納ムル時ハ地主ヨリ受取ヲ渡スヤ…小作人ハ地主ニ小作料ヲ納ムル時ハ地主ヨリ受取ヲ渡ス…小作人ハ地主ニ小作料ヲ納ムル時ハ地主ヨリ受取ヲ渡ス

一、小作人ハ地主ニ小作料ヲ納ムル時ハ地主ヨリ受取ヲ渡スヤ…小作人ハ地主ニ小作料ヲ納ムル時ハ地主ヨリ受取ヲ渡ス…小作人ハ地主ニ小作料ヲ納ムル時ハ地主ヨリ受取ヲ渡ス

一、小作人ハ地主ニ小作料ヲ納ムル時ハ地主ヨリ受取ヲ渡スヤ…小作人ハ地主ニ小作料ヲ納ムル時ハ地主ヨリ受取ヲ渡ス…小作人ハ地主ニ小作料ヲ納ムル時ハ地主ヨリ受取ヲ渡ス

一、小作人ハ地主ニ小作料ヲ納ムル時ハ地主ヨリ受取ヲ渡スヤ…小作人ハ地主ニ小作料ヲ納ムル時ハ地主ヨリ受取ヲ渡ス…小作人ハ地主ニ小作料ヲ納ムル時ハ地主ヨリ受取ヲ渡ス

(三十一)

一、小作人ハ地主ニ小作料ヲ納ムル時ハ地主ヨリ受取ヲ渡スヤ…小作人ハ地主ニ小作料ヲ納ムル時ハ地主ヨリ受取ヲ渡ス…小作人ハ地主ニ小作料ヲ納ムル時ハ地主ヨリ受取ヲ渡ス

十ケ年以内ニ登科セル者ハ地頭カ百姓ニ対スル如ク年貢ノ外ニ夫役ヲ課スルコトアリ

一、登地ハ文永ノコロヨリ地頭ノ買得ニ係ル田畠ヲ登地ト称シ、年貢ノ外ニ夫役ヲ課セラレタリ

一、登地ハ文永ノコロヨリ地頭ノ買得ニ係ル田畠ヲ登地ト称シ、年貢ノ外ニ夫役ヲ課セラレタリ

一、登地ハ文永ノコロヨリ地頭ノ買得ニ係ル田畠ヲ登地ト称シ、年貢ノ外ニ夫役ヲ課セラレタリ

試問

1. 国ノ内ト内トニヨリ行政上司法上相違アル要点ヲ挙ケヨ
2. 江戸ノ町奉行ハ
   (甲) 裁判ヲ
   (乙) 民政ヲ
   (丙) 裁判ノ方法(格式)
   (丁) 民治ヲ
3. 五人組ノ作用ヲ述ヘヨ(七点)
4. 勘定トハ何ヲ指シ種類ヲ挙ケ其利害得失ヲ評論セヨ
5. 死罪ト下手人トノ区別
6. 徳川時代ニ田畑ノ分割ニ如何ナル変化アリシカヲ述ヘヨ

法制史

三上考次君描述

附錄二十三年第一季期間

歴史ノ区分

日本ノ歴史ヲ法制上ヨリ分テ三期ニ分ツ

第一期　成文法ナカリシ世

第二期　律令格式ノ世

第三期　無文式用ノ世

第四期　建武式用又諸侯随意ニ法ヲ作リシ世

第五期　法変ノ世

第六期　法律ノ世（即一転後）

第一期

第一期ハ尤モ簡単ナルモ尤重ナルモノヲ云ヘル年代ニ尤モ長ク（推）歴古ノ十有マデ二十三代ト二百三十二年ノ間ナリ世皆樸実ノ人事ナカリシカ故習慣ノ慣先例ノ如キヲ事起ル時ト変ヨリテ処分スルヲ以テ治メタリシ期ニ於ル制度中慣習ノ重ンズキヲ一他ノ之ヲ述ベシ

年代

習慣先例ト云ノ場合トハヲ云フ

事ノ行ヒ

歴史ヘ

慣習ノ動行ヒ一憲法法ノ如キモノヲ云フ尤モ大ニ重要ナルモノアリ天照大神ノ御告ノ如キ我建国ノ大本ナリ神武天皇ノ東征ヲ天孫ノ御告ニ基カレタリ神武即位ノ詔ノ中ノ告ニモ上ノ皇祖皇宗授国ノ徳トアリコレ天孫ノ告ノ照応セリ

建国ノ大本

皇統一致

加ク我建国ノ初メ先ノ如キ又諸ノ神ヲ皇室ノ中心トシテ仰ケリ故ニ天孫ヨリ皇ハノ統治ヲナスニテ皇統一致即チコレリ其ノ種々ノ点ヨリ神ニ仕ヘタリコレ第一期ノ法制ノ大部分ヲ形作レリ都部中任ノ又治ノ如キ初時ハ皇祖ノ皇霊（サヾ）ヘ神武奠ノ中霊時ヨリ大ニ加ハリ立トタリ神武ヨリ后七代ノ無事皇神ヲ至リ或ハ人ノ力ノ国ヘ来ノ初国ヲリノ定メ其他種々ノ事業ヲナサレタリカレ其ヲ大ナル事業ハ其時ノ諡名ヲ以テスル所ナリ

敬神

カク神ヲ敬スルカ故ノ中心制度ノ制定ノ制限ナリ故ニ之ヲ刑法上ヨリ見レハ祭祀ヲ把セル之ヲ解除スルカ中臣氏即チ政治ト皇祖ヲ奉ル人ナリ

其式…延喜式，八，毒，大殺（ニハナスノカミ），薛ニ見エ而シテ共祝ニ天家用祝アリ天祝ニ…時放，耕：溝埋，耘放，雨乞薄，串刺，生剥，逆剥，屎戸アリ用祝ニ…生膚断，死膚断，白人，胡久美（身体ニコゲヲオコシテ），己母犯祝，己子犯祝，母与子犯祝，子与母犯祝，畜犯祝，昆虫之災，高津神の災（雷ノ落ルヲイフ），高津鳥（雷ノ鳴ヲイフ）災，畜仆シ，蠱物セル祝アリ

之ヲ罪スル方法…二アリ一ヲ贖陪シテ他ノ一ヲ今ノ如キ刑罰トリ贖陪スルニ小口ニ行キヲ切ヲ清メテ古ヲ犯ス後ニ善ト悪トアリ例ヘバ一ノ罰ヲ犯セル者ヲ悪ト改メタルヲ望ムトキ後善ヲ改ムルヲ以テ或ハ身体ニ傷ヲ付ルコトアリ ヨリ見ヨ 刑史

ツヒニ恐怖ヲ起セル文明ノ高クナルニ従ヒテ刑罰ヲ加ヘテ刑ノ事ヲ生ズル性アリ漸次ニ之ヲ正スルコトナレバ今ノ人ノ考ヘルコトヲ重カニシテリ 刑（重キヲモ）七種即チ

棄性，黥性，黥，殺使，南大物，禁，死，

黥ハ大抵身体ニ入墨ヲ施ス例ヲ（墨縄ヲ伸ベ）ましニ阿曇連濱子ヲ黥シ死ヲ数シテ黥セリ

殺使…之例ヲ阿曇連濱子，狂者野島海人ヲ殺使ニ処セリ…ニ見シ

南大物…物ヲイフニ人ヲモ含ム 古ハ土地人民ヲ私有物シタリ ~~安閑ニ天皇 [illegible]~~

~~[illegible]~~

禁死…城郭ヲ毀ツ外ハ大ナル割ヲ切リ取ル場合ニ禁，壊，斬ヲ

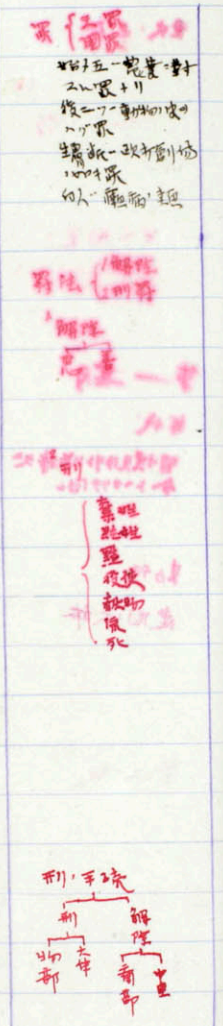
刑祭「手次」…

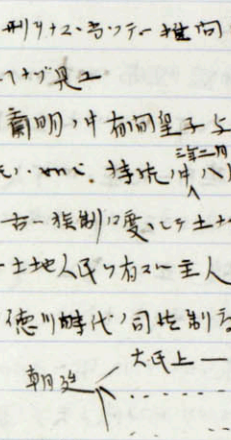
文 ― 中臣連 ― 中臣部
　　 ― 高天原 ― 天部

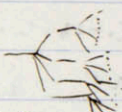
神ニ向ヒテ人民ノ犯ス処ヲ中ニ中臣連祖先ノ宰リ即チ贖陪ヲ掌ルナリ

武 ― 大伴連 ― 大伴部
　　 ― 物部連 ― 物部

神ノ外ノ宇ノ政府刑ヲ行フ時ハ大伴物部ヲ掌ル事ハ見エル所ニテ物部ヲ以テ即チ刑ヲ執リ掌ルナリ







大化前代ノ刑罰アリ

司法制度 ― 祓ノ革命ノ制トス

天皇…封建前ニ之ヲ最上土地人民ヲ私有

大化ノ改革ニ前…最上土地人民ヲ私有スル故ニ其ノ土地人民ニ一ノ天皇或ル国ナリト云フヲ得ズ天皇ニ天下万姓，前トシテ姓ヲ与ヘ姓ヲ奪ヒ姓ヲ賜フヲ得ル民土地人民ニ基スルニ…例子代即チ若クハ屯田（ミヤケ）即チ土地人民ノ帝室ニ属スルヲ云フ帝室ヲ指シ，土地人民ノ帝室ニ有リ数ニ入ルニテ帝室ト雖大ナル違ヒ，外他ノ最上ト異ルコト比較ニ異ナル物ノ人ヲ南大ニ分カレヨリヲ得ルナリ而ノ天皇ニ例ヘバ中臣，土地人民ヲ使ハト雖モ，其主ヲ殺生ザル可ラズ…ニ無キ事，前ト同ジ

帝室ノ土地人民ノ増加セリ

サレド種々ノコトヨリシテ帝室，土地人民増加スル外国ヨリ投降人ニ有ル帝室ノ有トナリ帰化人ヲ又衆アリテ従ノ文サヘ…ニ地人民ヲ帝室ノ民トナリカ八有様ナル故天子ニ属スル皆地ノ事件ニ至ルマデ裁判サルルコトアリ 土地

推古十二年即ち紀元1264年より後漢明帝の時、仏教元年より二百二十八年目なり

この時代を第一期とせば一千年の大勢に律せば、整頓の時代なり不相応に急ぎ整頓し過ぎて実行し難き点を随所に生ぜり

聖徳太子の十七条憲法　聖徳太子推古天皇十二年上宮太子親作憲法十七条。国家制法有茲始焉とあり後世史家これを制法、始めて立つ、十七憲法、聖徳太子摂政中に成りまたしも一の摂政の位地にあって摂政内閣に改造上より上より命令の形式を以て天下に発布せられたるにあらざれば聖徳太子が摂政たる一時代に於ける内閣の小会議に推古帝にこれを奏上裁可を経たるものなり女人の心物の変じ易きは古今東西一般の事、聖徳太子に比べて悪しき王妃を持ち給いしかの世、人毒殺の行われたるは歴史上の事実なり故に天下の勅法と比べ法律と異なり

法律と道徳と別なり

法律と道徳とは differentiation の分類上既に十七条は単数にして五十項目、法律、性質一なり故に成人にも十七歳児にも法律は皆見ずしに等しく、これを成文皆見て可なり等

端的二数ありき

古来一切り方時立ち一息数、改革変化せしは其模範にされし一例法と二例数とあるが故十七条は、大主旨を五つ二数ありしが如く見ゆ如何にせば我邦に対し布かれたるか見れば随所に数多くへ生ぜ多かれど先ず第一箇条より支配せんけん文字也、向う御数五入乗換抜り初めつつ時代に立て大手を振りあるまじき時代にカール大帝の如くに一挙にて大要なりし故、其第一条に上和下睦為改（ソコナヒヲヤハラゲテ）、事とし

第七条に勅を受けて文武を講ずと規定して君上の尊厳を説き、第四条、第五条にて臣民の本分を示し、第二条に皇室の一般に和衷協同を要求し、第九条に信教の自由を許し、第十条に臣民の分限を明にし、第十四条に戒厳の令を規定し、第十五条にて私の利を営むを戒めたるが如きは主として一般、御誡を垂れたるものなり。又第三条に明に行政の大権を掲げ、第七条に官吏たるに適する人なるべしと規定し、第八条に兵役の義務を負担すべしと規定し、第十一条に軍隊を統率すべしとし、第十二条に陸海軍の編制及常備兵額を定むべしと規定し、第十三条に諸般の動員令及戒厳令の必要なる時期に於てこれを宣告すと言い、第十七条に大事を決するには、衆と倶にすべしとなど一改治法律を変更するを得ざるもの、是また皆美言にして皆生じて当時に於ては一成一敗を決すと言うを得ざるも、当時憲法起草の参考となりたる事は疑いを容れざるなり。

第一条に万世一系の天皇之を統治すとあるは、天皇の統治権を総攬し給うことを規定したるものにして、第四条に天皇は国の元首にして統治権の総攬者にましますことを規定したるものなり。

第二条に皇位は皇室典範の定むる所により皇男子孫これを継承すとあるは、皇位継承の順序を定めたるものにして、第三条に天皇は神聖にして侵すべからずとあるは、天皇の神聖不可侵を規定したるものなり。

第五条に天皇は帝国議会の協賛を以て立法権を行うとあるは、天皇の立法権は帝国議会の協賛を経て行うことを規定したるものにして、第六条に天皇は法律を裁可し、その公布及執行を命ずとあるは、天皇の裁可権及法律の公布執行命令権を規定したるものなり。

第九条に天皇は法律を執行するために、又は公共の安寧秩序を保持し及臣民の幸福を増進するに必要なる命令を発し又は発せしむとあるは、天皇の命令権を規定したるものなり。

第十条に天皇は行政各部の官制及文武官の俸給を定め及文武官を任免すとあるは、天皇の官制大権、文武官任免権を規定したるものなり。

第十一条に天皇は陸海軍を統帥すとあるは、天皇の統帥権を規定したるものなり。

第十二条に天皇は陸海軍の編制及常備兵額を定むとあるは、天皇の編制大権及常備兵額決定権を規定したるものなり。

第十三条に天皇は戦を宣し和を講じ及諸般の条約を締結すとあるは、天皇の宣戦講和及条約締結権を規定したるものなり。

第十四条に天皇は戒厳を宣告すとあるは、天皇の戒厳宣告権を規定したるものなり。

第十五条に皇族は特権を有すとあるは、皇族の特権を規定したるものなり。

第十七条に摂政を置くべき場合を規定したるものなり。

第十八条に皇室典範の改正は摂政を置くの場合に於ては之を為すことを得ずとあるは、摂政を置くの場合に於ける皇室典範改正の禁止を規定したるものなり。

第十九条に両議院は各々その議員の資格を審査し及その選挙に関する争訟を裁判すとあるは、両議院の議員資格審査権及選挙争訟裁判権を規定したるものなり。

第二十条に両議院は各々その総員三分の一以上出席するにあらざれば議事を開き及決することを得ずとあるは、両議院の定足数を規定したるものなり。

第二十一条に両議院の会議は公開とし、その決議は過半数を以て決するとあるは、両議院の会議公開及決議の方法を規定したるものなり。

第二十二条に両議院は各々その議長及その他の役員を選挙すとあるは、両議院の役員選挙権を規定したるものなり。

第二十三条に両議院は各々その会議及その委員の会議に関する規則を定むとあるは、両議院の会議規則制定権を規定したるものなり。

第二十四条に両議院は各々その秘密会を開くことを得とあるは、両議院の秘密会開催権を規定したるものなり。

第二十五条に両議院は各々その会議の記録を保存し及何人にも秘密会の記録の中特に秘密を要すると認むるもの以外の記録の公布を命ずることを得とあるは、両議院の会議記録保存権及記録公布命令権を規定したるものなり。

第二十六条に両議院は各々その会議の記録を保存し及何人にも秘密会の記録の中特に秘密を要すると認むるもの以外の記録の公布を命ずることを得とあるは、両議院の会議記録保存権及記録公布命令権を規定したるものなり。

第二十七条に両議院は各々その会議及その委員の会議に関する規則を定むとあるは、両議院の会議規則制定権を規定したるものなり。

第二十八条に両議院は各々その秘密会を開くことを得とあるは、両議院の秘密会開催権を規定したるものなり。

第二十九条に両議院は各々その会議の記録を保存し及何人にも秘密会の記録の中特に秘密を要すると認むるもの以外の記録の公布を命ずることを得とあるは、両議院の会議記録保存権及記録公布命令権を規定したるものなり。

第三十条に両議院は各々その会議及その委員の会議に関する規則を定むとあるは、両議院の会議規則制定権を規定したるものなり。

第三十一条に両議院は各々その秘密会を開くことを得とあるは、両議院の秘密会開催権を規定したるものなり。

第三十二条に両議院は各々その会議の記録を保存し及何人にも秘密会の記録の中特に秘密を要すると認むるもの以外の記録の公布を命ずることを得とあるは、両議院の会議記録保存権及記録公布命令権を規定したるものなり。

第三十三条に両議院は各々その会議及その委員の会議に関する規則を定むとあるは、両議院の会議規則制定権を規定したるものなり。

第三十四条に両議院は各々その秘密会を開くことを得とあるは、両議院の秘密会開催権を規定したるものなり。

第三十五条に両議院は各々その会議の記録を保存し及何人にも秘密会の記録の中特に秘密を要すると認むるもの以外の記録の公布を命ずることを得とあるは、両議院の会議記録保存権及記録公布命令権を規定したるものなり。

第三十六条に両議院は各々その会議及その委員の会議に関する規則を定むとあるは、両議院の会議規則制定権を規定したるものなり。

第三十七条に両議院は各々その秘密会を開くことを得とあるは、両議院の秘密会開催権を規定したるものなり。

第三十八条に両議院は各々その会議の記録を保存し及何人にも秘密会の記録の中特に秘密を要すると認むるもの以外の記録の公布を命ずることを得とあるは、両議院の会議記録保存権及記録公布命令権を規定したるものなり。

第三十九条に両議院は各々その会議及その委員の会議に関する規則を定むとあるは、両議院の会議規則制定権を規定したるものなり。

第四十条に両議院は各々その秘密会を開くことを得とあるは、両議院の秘密会開催権を規定したるものなり。

第四十一条に両議院は各々その会議の記録を保存し及何人にも秘密会の記録の中特に秘密を要すると認むるもの以外の記録の公布を命ずることを得とあるは、両議院の会議記録保存権及記録公布命令権を規定したるものなり。

第四十二条に両議院は各々その会議及その委員の会議に関する規則を定むとあるは、両議院の会議規則制定権を規定したるものなり。

第四十三条に両議院は各々その秘密会を開くことを得とあるは、両議院の秘密会開催権を規定したるものなり。

第四十四条に両議院は各々その会議の記録を保存し及何人にも秘密会の記録の中特に秘密を要すると認むるもの以外の記録の公布を命ずることを得とあるは、両議院の会議記録保存権及記録公布命令権を規定したるものなり。

第四十五条に両議院は各々その会議及その委員の会議に関する規則を定むとあるは、両議院の会議規則制定権を規定したるものなり。

第四十六条に両議院は各々その秘密会を開くことを得とあるは、両議院の秘密会開催権を規定したるものなり。

第四十七条に両議院は各々その会議の記録を保存し及何人にも秘密会の記録の中特に秘密を要すると認むるもの以外の記録の公布を命ずることを得とあるは、両議院の会議記録保存権及記録公布命令権を規定したるものなり。

第四十八条に両議院は各々その会議及その委員の会議に関する規則を定むとあるは、両議院の会議規則制定権を規定したるものなり。

第四十九条に両議院は各々その秘密会を開くことを得とあるは、両議院の秘密会開催権を規定したるものなり。

第五十条に両議院は各々その会議の記録を保存し及何人にも秘密会の記録の中特に秘密を要すると認むるもの以外の記録の公布を命ずることを得とあるは、両議院の会議記録保存権及記録公布命令権を規定したるものなり。

第五十一条に両議院は各々その会議及その委員の会議に関する規則を定むとあるは、両議院の会議規則制定権を規定したるものなり。

第五十二条に両議院は各々その秘密会を開くことを得とあるは、両議院の秘密会開催権を規定したるものなり。

第五十三条に両議院は各々その会議の記録を保存し及何人にも秘密会の記録の中特に秘密を要すると認むるもの以外の記録の公布を命ずることを得とあるは、両議院の会議記録保存権及記録公布命令権を規定したるものなり。

第五十四条に両議院は各々その会議及その委員の会議に関する規則を定むとあるは、両議院の会議規則制定権を規定したるものなり。

第五十五条に両議院は各々その秘密会を開くことを得とあるは、両議院の秘密会開催権を規定したるものなり。

第五十六条に両議院は各々その会議の記録を保存し及何人にも秘密会の記録の中特に秘密を要すると認むるもの以外の記録の公布を命ずることを得とあるは、両議院の会議記録保存権及記録公布命令権を規定したるものなり。

第五十七条に両議院は各々その会議及その委員の会議に関する規則を定むとあるは、両議院の会議規則制定権を規定したるものなり。

第五十八条に両議院は各々その秘密会を開くことを得とあるは、両議院の秘密会開催権を規定したるものなり。

第五十九条に両議院は各々その会議の記録を保存し及何人にも秘密会の記録の中特に秘密を要すると認むるもの以外の記録の公布を命ずることを得とあるは、両議院の会議記録保存権及記録公布命令権を規定したるものなり。

第六十条に両議院は各々その会議及その委員の会議に関する規則を定むとあるは、両議院の会議規則制定権を規定したるものなり。

第六十一条に両議院は各々その秘密会を開くことを得とあるは、両議院の秘密会開催権を規定したるものなり。

第六十二条に両議院は各々その会議の記録を保存し及何人にも秘密会の記録の中特に秘密を要すると認むるもの以外の記録の公布を命ずることを得とあるは、両議院の会議記録保存権及記録公布命令権を規定したるものなり。

第六十三条に両議院は各々その会議及その委員の会議に関する規則を定むとあるは、両議院の会議規則制定権を規定したるものなり。

第六十四条に両議院は各々その秘密会を開くことを得とあるは、両議院の秘密会開催権を規定したるものなり。

第六十五条に両議院は各々その会議の記録を保存し及何人にも秘密会の記録の中特に秘密を要すると認むるもの以外の記録の公布を命ずることを得とあるは、両議院の会議記録保存権及記録公布命令権を規定したるものなり。

第六十六条に両議院は各々その会議及その委員の会議に関する規則を定むとあるは、両議院の会議規則制定権を規定したるものなり。

第六十七条に両議院は各々その秘密会を開くことを得とあるは、両議院の秘密会開催権を規定したるものなり。

第六十八条に両議院は各々その会議の記録を保存し及何人にも秘密会の記録の中特に秘密を要すると認むるもの以外の記録の公布を命ずることを得とあるは、両議院の会議記録保存権及記録公布命令権を規定したるものなり。

第六十九条に両議院は各々その会議及その委員の会議に関する規則を定むとあるは、両議院の会議規則制定権を規定したるものなり。

第七十条に両議院は各々その秘密会を開くことを得とあるは、両議院の秘密会開催権を規定したるものなり。

第七十一条に両議院は各々その会議の記録を保存し及何人にも秘密会の記録の中特に秘密を要すると認むるもの以外の記録の公布を命ずることを得とあるは、両議院の会議記録保存権及記録公布命令権を規定したるものなり。

第七十二条に両議院は各々その会議及その委員の会議に関する規則を定むとあるは、両議院の会議規則制定権を規定したるものなり。

第七十三条に両議院は各々その秘密会を開くことを得とあるは、両議院の秘密会開催権を規定したるものなり。

第七十四条に両議院は各々その会議の記録を保存し及何人にも秘密会の記録の中特に秘密を要すると認むるもの以外の記録の公布を命ずることを得とあるは、両議院の会議記録保存権及記録公布命令権を規定したるものなり。

第七十五条に両議院は各々その会議及その委員の会議に関する規則を定むとあるは、両議院の会議規則制定権を規定したるものなり。

第七十六条に両議院は各々その秘密会を開くことを得とあるは、両議院の秘密会開催権を規定したるものなり。

第七十七条に両議院は各々その会議の記録を保存し及何人にも秘密会の記録の中特に秘密を要すると認むるもの以外の記録の公布を命ずることを得とあるは、両議院の会議記録保存権及記録公布命令権を規定したるものなり。

第七十八条に両議院は各々その会議及その委員の会議に関する規則を定むとあるは、両議院の会議規則制定権を規定したるものなり。

第七十九条に両議院は各々その秘密会を開くことを得とあるは、両議院の秘密会開催権を規定したるものなり。

第八十条に両議院は各々その会議の記録を保存し及何人にも秘密会の記録の中特に秘密を要すると認むるもの以外の記録の公布を命ずることを得とあるは、両議院の会議記録保存権及記録公布命令権を規定したるものなり。

第八十一条に両議院は各々その会議及その委員の会議に関する規則を定むとあるは、両議院の会議規則制定権を規定したるものなり。

第八十二条に両議院は各々その秘密会を開くことを得とあるは、両議院の秘密会開催権を規定したるものなり。

第八十三条に両議院は各々その会議の記録を保存し及何人にも秘密会の記録の中特に秘密を要すると認むるもの以外の記録の公布を命ずることを得とあるは、両議院の会議記録保存権及記録公布命令権を規定したるものなり。

第八十四条に両議院は各々その会議及その委員の会議に関する規則を定むとあるは、両議院の会議規則制定権を規定したるものなり。

第八十五条に両議院は各々その秘密会を開くことを得とあるは、両議院の秘密会開催権を規定したるものなり。

第八十六条に両議院は各々その会議の記録を保存し及何人にも秘密会の記録の中特に秘密を要すると認むるもの以外の記録の公布を命ずることを得とあるは、両議院の会議記録保存権及記録公布命令権を規定したるものなり。

第八十七条に両議院は各々その会議及その委員の会議に関する規則を定むとあるは、両議院の会議規則制定権を規定したるものなり。

第八十八条に両議院は各々その秘密会を開くことを得とあるは、両議院の秘密会開催権を規定したるものなり。

第八十九条に両議院は各々その会議の記録を保存し及何人にも秘密会の記録の中特に秘密を要すると認むるもの以外の記録の公布を命ずることを得とあるは、両議院の会議記録保存権及記録公布命令権を規定したるものなり。

第九十条に両議院は各々その会議及その委員の会議に関する規則を定むとあるは、両議院の会議規則制定権を規定したるものなり。

第九十一条に両議院は各々その秘密会を開くことを得とあるは、両議院の秘密会開催権を規定したるものなり。

第九十二条に両議院は各々その会議の記録を保存し及何人にも秘密会の記録の中特に秘密を要すると認むるもの以外の記録の公布を命ずることを得とあるは、両議院の会議記録保存権及記録公布命令権を規定したるものなり。

第九十三条に両議院は各々その会議及その委員の会議に関する規則を定むとあるは、両議院の会議規則制定権を規定したるものなり。

第九十四条に両議院は各々その秘密会を開くことを得とあるは、両議院の秘密会開催権を規定したるものなり。

第九十五条に両議院は各々その会議の記録を保存し及何人にも秘密会の記録の中特に秘密を要すると認むるもの以外の記録の公布を命ずることを得とあるは、両議院の会議記録保存権及記録公布命令権を規定したるものなり。

第九十六条に両議院は各々その会議及その委員の会議に関する規則を定むとあるは、両議院の会議規則制定権を規定したるものなり。

第九十七条に両議院は各々その秘密会を開くことを得とあるは、両議院の秘密会開催権を規定したるものなり。

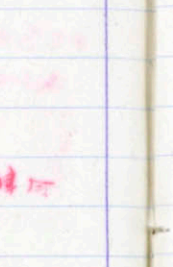
第九十八条に両議院は各々その会議の記録を保存し及何人にも秘密会の記録の中特に秘密を要すると認むるもの以外の記録の公布を命ずることを得とあるは、両議院の会議記録保存権及記録公布命令権を規定したるものなり。

第九十九条に両議院は各々その会議及その委員の会議に関する規則を定むとあるは、両議院の会議規則制定権を規定したるものなり。

第百条に両議院は各々その秘密会を開くことを得とあるは、両議院の秘密会開催権を規定したるものなり。

真治十七年ヲ経テ元正、養老二年ニ（同じ）太政大臣藤原不比人勅ヲ奉ジテ更ニ律令各十巻ヲ選セリ（撰）是レ今ニ傳ハル所ノ律ナリ然ルニ古ヘノ学者ハ之ヲ養老ノ律令ト称シテ決シテ律令ト云ハス又古律令又前律令即チ大宝ノ律令ト区別スベキ理由ナキ令ニ於テ亦タ然リ…左ヲテ大宝モ、アラザリシ如キ事ヲ改正シ文字ノ訛正ヲ予ヲ補ヘル位ノコトハ是レ之ヲ大宝令トシテ毫モ一致ニ異ラス

コレカリ律令モ亦トシテリサルヲ時ノ必要ヲ待ツテ従ヒ律令ヲ定メ一ヲ改メ一ヲ加ヘ時ニ臨ミ機ニ応シテ大宝令ヲ補ヒ修メ以テ世ノ需要ニ応セシモノニシテ決シテ一定不変ノ律令ニアラス…国ノ不易ノ法ニ拘束セラレ律令ノ施行始メヨリ久シカラズシテ変改ヲ見ルニ至リシ…ハ固ヨリ疑ヲ容レス…



格…律令ノ施行ヲ始メヨリ久シカラズシテ変更ヲ見ルニ至リシ…ハ固ヨリ疑ヲ容レス…

格ハ律令ノ施行ヲ始メヨリ久シカラズシテ変更ヲ見ルニ至リシ

ニテ一定ノ分明ナル意解ヲ令ニ教令ノ教ユル法則ヲ知ラシム心ヲ初テ違越セサラシムトアリ要スルニ律ノ刑法ノ令ニ憲法ノ要旨ヲ始トシ凡テノ法律制度ヲ基ヒテ令ヲ設ケ律ヲ補助シテ其解ヲ或破律令而ヲ或動律令而ヲトアリ式ニ即チ事務章程細則ナリ

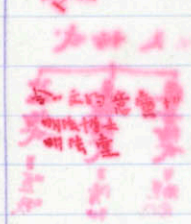
先ツ令ノ意

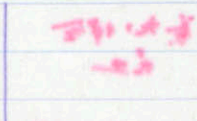
令ノ模範ト雖ノ永徽改令ノ序ニアリ其文章モ亦漢文ニ似タル讀法ヲナシ得ルニアラサレハ之ヲ解スル能ハス故ニ史家ハ此ヲ明法生ノ業トシ専ラ之ヲ講習セリ又大寶ニ明法博士ヲ置キ一科ヲ明法ト称シ神令格式ヲ明ニスルノ定アリ蓋シ律令ヲ先ニセシカ為ニ唐ニテ永徽改令ヲ最モ尊ヒ故ニ後ノ令ヲ研究スルニ三典通典文獻通考ヲ先ニセリ其時ニアリテ其法令ノ文的旨意ヲ講釈シ律令ノ本向ヲ求メ解釈一ナラシメ遂ニ同聽之獄ヲ生セサル様ニ期セリ唐ノ令ハ貞觀ノ初ニ始マリ開元ニ至リテ之ヲ定メ其後改正ヲ加ヘテ百三十二年ニシテ天寶ノ末ニ至リ大ニ改正ヲ加ヘ大宰ノ職掌ヲ定メ又大宰ノ官人ヲ定メ又大宰ノ官人ヲ定メ又大宰ノ官人ヲ定メ

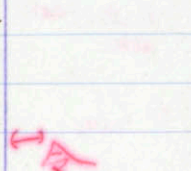
貞觀ノ解釈ヲ以テ

令義解ヲ選ヒ

明法ノ式







(3) 祀典ノ事（皇室ニ関スル部分）

第十一. 禄令　二十二条　主トシテ官吏ノ俸給ノ方法ヲ規定

第十二. 選叙令　三十九条

(1) 官吏ノ選任ノ方法

(2) 以蔭ニ依ル叙任

第十三. 継嗣令　四条

(1) 皇室ノ養子縁組ニ関スル制度

(2) 相続法

第十四. 考課令　七十五条　官吏ノ勤務成績ヲ査定スル標準ヲ示ス（特ニ官吏ノ服務規律ノ厳守）

第十五. 禄令　第十五条　春夏ノ禄ト食封ノ前納ニ関スル事項ヲ定ム

俸給令ヲ成ス

第十六. 宮衛令　二十八条　皇居警衛ノ方法、出入区域、立哨

第十七. 軍防令　七十三条

(1) 徴兵法

(2) 軍団隊伍編制ノ法

(3) 軍人規律

(4) 武器ノ取扱

(5) 関門

第十八. 儀制令　二十三条

(1) 礼節儀式（天子ト天皇トノ称号ノ区別ヲ明ニシタル点ニ注意スベシ）

(2) 服飾ノ事（即チ朝儀ノ礼服ニ関スルモノニアラズ）

(3) 等親

第十九. 衣服令　十四条

第二十. 営繕令　十七条　京城ヲ主トシ、勅限ト私第ノ制作ニ関スル事項ヲ定ム

製造ノ方法ニ関シ営繕ノ、細則ヲ律ニ照ラシ、各時代ニ於ケル実施ノ状況ヲ考フル

行政規則

第廿一. 公式令　八十九条

(1) 詔書勅書解移以下ノ文書ノ書式

(2) 平出欠字ノ制

(3) 文書ノ印璽ノ

(4) 駅鈴伝符　附符符ノ制

(5) 訴訟法

第廿二. 倉庫令　二十二条

之ハ後世ニ傳ラザルモ此ノ時代ニ於ケル事務ニ関シ三大格令ヲ編纂シ延喜時代ニ

至リテ十七条ニ成リシコト倉庫、墓造法、墓積ノ法ニ関スル

ヨリ知ラレル

第廿三. 廐牧令　二十八条

(1) 牛馬ノ使用法ヲ

(2) 駅令ノ法　ヲ文面ノ

第廿四. 医疾令　二十七条

之ハ律ニハ無ク倉庫令ト云ヘル同ジ事情ニ二十七条生ジリ

第廿五. 仮寧令　十二条

二日毎ノ休暇又帰省ヲ規定ス

第廿六. 喪葬令　十七条

(1) 陵墓ニ関リ

(2) 一般ニ喪車理葬ノ
(3) 服忌ノ

第二十七. 宮市令　二十条
(1) 宮内通行
(2) 市場ノ規則

第二十八. 捕亡令　十五条
(1) 罪人逃亡セシモノ追捕奴婢ノ処分
(2) 喧嘩闘乱ノ規則

第二十九. 獄令　三十二条　フルニ舟楫ノ如ク載ス

第三十. 雑令　四十一条

上諸令ニ載セザルモノヲ一ニ載セタリ左ノ如シ

(1) 官爵位階
(2) 警蹕
(3) 六斎日ノ殺生禁止
(4) 山川藪沢ノ利
(5) 禁田
(6) 律請
(7) 盗借及利子ノ

今上ノ掲ゲタル十七ヲ言ヒ切ルト要ニ一ツト思ハル…律ニ先ヅナキモノ一生ノ事ヲセルハ又法ヲ先ニシテ令ガ如何ナル比較ヲ以テカ言ハルヲ又主ニ施文中幸和国有慣例ノ何ヒテ無ヒタシルカヲ注意セルヲ

官制

中末改行

(神祇官)

三ノ二ノ別益

敢食

神祇伯ノ雪ノ玩

官制

第一章　官制

参考書：戦使抄、標注校本太政官沿革、標注校本太政官沿革、神皇正統記、神皇正統記

大宝令ニテ…1. 二官八省一台ヲハコラ中央ノ文武百官ヲ総ベ其中ニ職掌司ヲ分テ諸政ヲ分掌セ又左右京職摂津職ヲ2. 太宰府ノ諸国司ハ下ヒセヌ政治ヲ掌ル心ニ京都、五畿七道及諸国ノ軍団ヲハコラ警備ノ二意ヲタリ

神祇官
大政官　太政大臣 左大臣 右大臣 ― 大納言 ― 左弁官 ― 中務省 式部省 民部省 ― 兵部省 刑部省 ― 右弁官

(神祇官)ニ…則チ上ニ一事ヲ中生育即チ掌リ心ニ職掌ヲリ左ニ令ノ制文一ニ制ニ基ク其ニ咲ニ始ヨリ幸ニ門有ノ制ヲ其ノ両如リ即チ碧也ニテ望和ノ一大常寺ニ低ヒ官府ニ掌ル斗ルニ我ノ一ニヲ太政官ノ上ニ置ラル斗ルノ一第一期ノ中ニ現明セリカレバニノ制ニ依ヒ(時代)ニ置ルル利益ニアルカルニ(其一)ニカ奴ニ皇室ニ由ヲ明ル心主旨ノ所在ヲ明確カニテ(其二)社会生活ニ秩序ヲ正ニス助ケトナル

カレバ武家ノ法制ニ皆上ル如ク式目ヲ最初ノ箇条ニ神ヲ敬フノ規則セリ

神祇官…伯(長)、副(次)、祐(判)、史(主典)

伯一人掌ル所ハ(1)神祇祭祀(2)祝部神戸名籍
(3)大嘗祭鎮魂祭
(4)卜兆

右ノ中第二ノ除カ外ノ一定数上ノ如ク思ユルニ実ニ文政上"大事"ナリ即チ神祇令ニ掲ゲル諸祭ノ神事ニ…忌ム暑ヲ慎ム事ハ如ク何レモ政治ノ幸トハ云ヒニテ望ナス物ニ神祇令ニ反ス時ハ…

中臣ヶ主神、壽詞ヲ奏ス 高御産巣日神 霊、劔鏡ヲ捧ゲトアル… 判然注ス ベキコトナリ

元ト神祇伯 兼任スル、コノ官ニ僅、従四位ノ大臣ガ任ズル者卿、下ニアリナガラ此ノ官、位地ヲ去ル事ヲ、上ノ望ムニ非ズ 下ノ辞スルニ非ズ 一ニ旧ニ依ルヲ以テ、ヨロシカラズト思ハレ 中ノ比… 堀川帝ノ後… 初メ伯ヲ 忠山ニ 忠ノ字ヲ 忠ノ字ヲ モ 忠ノ字ヲ モ 忠ノ字ヲ モ



郷ノ三左ニ進ムヘキ筈ナルカ為ニ此官始メテ故ニ使ナリ

中納言…職掌上納言ト異ラス

考議…元ト加任ノ上人カ納言ヲ辞シ又ハ薨セシ後ニ補スル定員ノ外ノ官ニテアラス

以上述来レルヲ以テ此官ヲ云ヒ納言ト云フ（大納言ト中納言ト官位ヲ合セテ即チ内裏ノ故ヲ以テ「公卿」ト云フ）

ノ後藏人所 検非違使庁 弁官ノ三ツノ役所ヲ経テ昇進スルヲ以テ一般ノ慣例トス

後ニテハ此ノ三ツノ役所ヲ経ルハ上達部ノ子弟ニ限リ他ノ者ハ容易ニ昇進スルコト能ハス

大納言ハ従三位ニ叙シ中納言ハ正三位ニ叙シ参議ハ従三位ニ叙ス

大納言ハ中納言ノ上ニ在リ中納言ハ参議ノ上ニ在リ参議ハ三位ノ中ニテ最下ニ在リ

民部省　この省一八省中最も繁劇な戸籍・賦役・家人奴婢・山川藪沢の事務を掌り、主計・主税二寮あり、かつ今の内務省・勧業務・大蔵二省の職務を兼ねる

兵部省　内外武官の考課選叙・兵衛一般のことを掌り、また授位・是無・騎兵・主船・主鷹・五司あり、この省の務めの後…武官および武化・夷俘・俘囚・俘囚史・俘囚長のことをつかさどるなどの職あり

刑部省　…中央裁判所にて民刑を共に…決すべき所で獄訟・良賤・名籍・囚禁・恩赦のことを掌る、この省…四寮・一司・大判事（明法博士）・小判事・少判事・解部・解部…の官

職制・位階・官吏の進退・考課を掌る…官吏の名簿を作ること

被告に職贖・囚獄・二司あり

刑部省…上も物部氏・掌刑・刑部大主典・判官・主典へ…また検非違使庁、かつ囚獄司・物部…卑官に仕え

かの刑部省、昔一番おそれられた…検非違使…この省…格式・有名無実、それゆえ贖金を同じ罪の中で当省に還すべきこと

大蔵省　今の大蔵省・造幣局・印刷局・専売局・民部省・掌る所・この省…千個の現物を受領・保管・支出・出納・度量衡・売買・估価を定むる・重要な物を掌る、また検査・典鋳・掌印・漆部・鍍部・織部・五司あり大抵宮中の各司、入用物を供給する

この省…租庸改良・法制・荘田・秀才・籾・穀倉・法令・正倉院・出納・検査・主税・主計・主税…に任ずる民部省と共…また諸国の正倉・出納を監督する

宮内省　この省は宮中・諸務・皇族・宮人に関する宮中に関係ある諸物を

[illegible]・つかさどる・掌る・総管・大膳・職・大炊・主殿・典薬・四寮あり・この内膳・造酒・雑供・官奴・園池・土工・采女・主水・主油・内掃部・筥陶・内染・十二司あり・是…後に多く合併せられ或は廃せられて僅か五司となりたる一例なり・言へば内掃部司…大蔵省・掃部司と合併して宮内省に掃部寮が置かれたり

この八省が外いかに大なる力を持つ官吏あり即ち弾正台

弾正台　その官…判一人・以下の属・令の粛清に百官・小違・を弾奏することを掌る故に俗に言う…孤独・そして長官…大抵親王任ぜらるる・又一般に上と言う

凡つ朝臣・小違・五位以上…弾奏・三位以下…を官吏の私行に対しても糾弾する・弾奏これ・なれば…弾正台・また…場合…次官以下主として下…直に糺弾す…かかる官吏…糺弾…官紀…ために…糺弾…綱紀粛正…を掌る

この外に…後宮東宮親王…以下…諸官往々これに…

以上…の外地方…配置あり…その重要・極めて著しいもの…蔵人所・検非違使庁・院司・役所・あることしおよそ…

蔵人所・役所　王朝…多く…史料…残し…初期…多数…内に…蔵人所…外に…検非違使庁…大きな力…あり…蔵人所…山吹…北…仁…文…始…御……制…百年…これ…制…ました…文…ました…ことは…大きく…大…年…設…蔵人所…置…二人…置かれ…任ぜられ…勅…任…勅…受…奏上…侍…伝…宣…勅…蔵…文…ず…置…後…寛平九年……別当…なり…

藏人所、別当トナリ別当下ニ一亟二人 弁官ト近衛ト中將ノ内ニ一人
之ニ任セラル頭弁頭中將即チコレナリ殿上ノ大ナル事務一切之ヲ掌ル
世俗ニ唱テ太ト名ヲ言フ、蔵人 五位ト二位トノモノアリ 三位蔵人ニ地下ノ侍大夫ノ先達ナリ其ノ人ヲ選ビ 又下ニ雑色、所衆、隨ロアリ
大抵二位ノ人

嵯峨ガ之ヲ置カレタル趣旨ハ詳ニコレヲ天皇ガ政ヲ聽クノ暇ニ
ニ人ヲ側ニ侍セシメ機密ニ一言一位ヲ授ケテ蔵人ニシテ代テ奉議セヨ・テ奏セシム
ト云ヒ古ノ良臣ヲ…謀ニ少納言ハ…事中務省ノ事ヲ掌ル…ニ基ツリ
大ニ其カヲンセリトナリ 尚ホ之ヲ置ハ…ヒスルモノアル
大ニ置カレ

検非違使廳…單ニ使廳トモ云ヒ始メ京畿内ノケー單ニ右ト衛府トニヲ
外ノ非違ヲ糾察シタリニ盗賊亂ル…ヲ捕ヘ…ナリハ立ヲ
ニ用ヲナサヌ…ヲリヒカ嵯峨ノ…ニ令中ヲ置リテ衛門府ニ検非違使ノ
ヲ設ケ初メシナリ之ヲ…ニ後ハ天長七年ニ廳ヲ設置シタルノ後世都
鄙外ニ盗賊殺害ノ…ケーヲ多ク…ヲ…ヒテ追捕セシカ…ヲ行ハ…ヒ…ヲ
ヲ以テ單ニ右衛府ヲ…ヲ…ケラレ…刑部省ノ…ヲ…即チ刑法ト左右亟ト
ノ…ヲ…ヒ…ニ併セ…ヲ…ヒ…ヒ…ヒ

国数一五箇七百二十六国二島五百九十二郡ナリ(国ヲ大上中下、四ツ合ヲ今ニハールミツ手サテ又ミヲ分ク)ニ主ヲ国ノ大小人口ヲ考ヘ定メラレ、事実簿ノ(ヨシノ摸写トセルカモ後ノ捏ビ叫スル、ヨマ延喜式ニ大国十三上国三十三中国十一下国九トアリ国、等級ニツカラ守介掾目ノ下ニ定数アリ

其官、職務…其国ヲ統ブ(ヨシ)(ヨシ)上総常陸上野ノ三国ハ一対、現ニ国ト云ツヲ名ケル如ニ太宰トモ云テ地方官、任限一般ニ四年ナリシモ年トナリ任ズ抗シ、実化ニヘナルモ主動ヲ地方ヲ治ル此中ノ和カマ国司職ヲ(ツナマ)ヒ重任ヲ遣ツ又一並地ニ主勤ヲアリ後ニ…地方任期延務ヲナリシカ国司ノ和カマ国化ヲ遣ス(掲名ノ初ニ起ル)

ツ国司ヲ化ヒシテ一並ニ守護地頭ヲ置、ツ化トナル政事ヲ執ツヒシ如ナリ

郡司:郡ノ一等ヲ等ツヲ大上中下ノ五ヒトス三十五ヲ一里トシ二里以上アレヒ郡ニ、四里以上ガ下郡、八里以上中郡、十二里以上ガ上郡、十二里以上ガ大郡ナリ

郡ノ役人ー大領小領主政主帳ナリヒ郡、等級ニツラ定数アリ

其職務郡ノツ掌ル事務別ヲツナヒ

国司ヲ官位勲位ノ有ツ(官位令)

俸禄ノ(田ヒノ禄ヒ)

官位中位処ヲ重ニ光ヲ実ヒヒ位ヲスアリ位ハヲツー位(正従)位(正従)封位(正従)禄季禄アリ

尚職…職田職封ハ故ニコニ一位ヲ略ス

凡ソ初ヒノ叙入…位封二百七十戸位田七十四丁季禄三十九疋

綿三十屯布一百反(糸)(絁)五四十口又職(ヨシ)封百四十口又職(ヨシ)ヒ封百四十戸職田四十四町ノ別ニエノアレバ(ヨシ)ノ田ノ場ノ又陽田ヲ兄弟ノアリ

ツ制ヒ一范囲、時代重ノ(ヨシ)ニ接ヒ被ヒタリ

官吏選叙ノ及並考課ノ(選叙令ト考課令)

中任ヒヘヰヲヲ言ヘ位ニ勲授妻授封授、別アツ官ニ勲位妻ヒ初ノ式ヲ、判神ノ如アリ官吏ノ瓦ノ才(ヨシ)(ヨシ)ヒ(ヨシ)ヒ状(ヨシ)ヒ評ヲ年ノヒヒ詮擬、日ニ失ブ徳引ヲ先ヒ徳引同ノ才用言ヒヒ才瓦シ才用ヒ同ノ労エノ労ヒヒヒ採シトアリ其試ヲ受ル(ヨシ)ヒ二(ヨシ)アリ…季科ツヲル科、秀才明経進士明法他…五位ヒ上及王族ノ子孫ノ父祖、蔭ニツテ出身スルヒツシリ高ノ地ニ成特別ニ授ケラレタル才位ヲ任スルモノアリ

孝ヲ一悌善言ヲヒヒ採リ用ヒ一二時ヒ上ニ通スルモヲ瓦シ進士…時務ニ策ヒ宣ヲ文理兼通トヲ挙ルモヲヲ瓦シ明法ニ律令ニ通達シタルヒヲ瓦シ何レモ皆才正ニシテ清倹ヒルヲ要ス秀才上ヒ…正八位上ニ叙セラルル下等級ニツテ差アリ

蔭子蔭孫、ヲ…五位ヒ上、子三位ヒ上、子及孫ニ及ビモヒリヲヲ…選叙令義解、十三枚ニ表ニ掲ゲアリ

右ヒツラ見シテツ制ヒ中ニ門閥ノ重キヲ置カタルヲ見ルベシ即ヲ大季及ビ、国季…之ニ入季スルモ、実拓殖ニ起ヒ心一般人ニ入ルヲ以ズ即チ

大季ー(ト)五位ヒ上ノ子孫(ヨシ)東西史部ノ工ノ八位ヒ上ノ子ノ情重ノ

国主等ニ即司ト事ヲ兼ル外ニ郡司ハキ…特別任用ノ規定セラレカリテ初同ノ一矢ヅ国造ヲ兼レトアリ即チ兼門職ト事ナリ

蔭ト蔭孫ノ法ニ依ル外地ニ重ヲ置ケンコトヲ待ツ

一位ノ嫡子　五位ニ叙セラル
三位以上（公卿）　蔭子蔭孫
五位以上（侍従以上人）　蔭子
六位以下（地下又一位）…蔭子又ハ一

考課ノ法ハ毎年当司ノ長官ガ其ノ下ノ成績ヲ視テ功過ノ状ヲ書付ケテ太政官ニ申送ルモノニ年或ハ一度ニ六十年ヲ重ネテ考ヲ定ムルヲ以テ其ノ進退ヲ定ム

四等…徳義有聞，清慎顕著，公平方正，恪勤匪懈ノ

四等ノ選叙ノ法ハ制度…例ノ時代ニテ正シクハ行ハレカタキ時代ヲ経テカラ此ノ門蔭ノ制ハ外地重ンニ依ツテ制限ハレ…外ニカリ即チ其ノ上ナル二門ノ中蔭ト蔭孫ノ法ノ大ナル重カリ他ノ条例アリスル門…条例ヲシテ初ノ数ヨリ二ヲ減ジテ一ヲ或特別ノ気ヲ定メテトアリシ…意ノ制ヲ実行ニ遠カリ

次ノ假寧ノ日ニ入ラレタル者ヲ假寧令ニ定ム

次ノ神祇令ニ入ラレタル者ヲ一ノ条ニ出ヅルノミニシテ其ノ事ヲ書ケルニアル者ヲ

僧尼令…二十七条アリテ之ヲ以テ仏法ノ制度ヲ守ラシメ其ノ外ニテ監シテラス

聖武天皇ニ盛ニナルニ至ルニ及ンデハ仏教ノ弊ナルモノアリ殊ニ神仏混淆トナリシ神祇令ト抵触セルヲ以テ之ヲ改メ其ノ一百姓ノ此ノ感心ヨリ外ニ出デ我人ヲ造ル朋党ヲ構ヘ人ヲ擾乱スルノアルヲ以テ此ノ律ヲ設ケタルニ見エ、僧尼一後ニ仏法ヲ主ドル法ヲ以テ国ノ平安ヲ保ツ為ニ設ケラレシト思ハルニ思シ又ハ次ノ如キ一ヲ以テ僧尼ニ対スル禁ニ

一　僧尼ハ私ニ園宅ヲ営ミ及ビ資財ヲ蓄ヘ又ハ出挙シ或ハ利ヲ興ヲ以テ産ヲ治ムルヲ禁ス

（ここまでリバース写し）

第二章

戸主ト称スルハ大ナル土地人民ノ国生ニ重大ナル責任ヲ有スルモノニシテ、古代ノ制度ニ於テハ、一家ノ内ニ於ケル一切ノ事務ヲ統理シ、又一家ノ内ニ於ケル一切ノ権利ヲ有スルモノナリ。

戸主ハ一家ノ内ニ於テ一人ニ限ルモノニシテ、戸主ノ外ニ戸主ト同一ノ権利ヲ有スル者ハ一人モナシ。

戸主ハ一家ノ内ニ於テ最モ尊重スベキ地位ニアリテ

第三章

(第一節) 婚姻ノ

ココニ予ノ規定セリ廻同法ノ後制定中ニテ其ノ為スベキコトアリ 後審定 猶ニ于婚律ノ修正サレル後迄ニアリ 同規式婚姻ノ各項

第一条 年齢ノ制限

男ハ十二歳女ハ十七才ヲ以上ニテ婚姻スルコトヲ得ス

第二. 婚姻ハ当ノ自由ニアラザル心ノ

独ニ女子、オニテ婚姻スル為ノ一事実現ヲナラズ近親ニ告知セシモ実際ノ婚ヲ以テ為リ即チ婚ノ法合ニ祖父母父母ヲ、事為現婚ヲ トナリシ時ハ(認知ノ子ヲ父ヲ認知ノ後ノ) モ必ヤカモ心父母ヲ、ナル場合ニ何ノ婚ヲ与ヘルコトヲ 拘ラレル婚ヲナサズ男女、オノレ共ニオヨビ近親、干渉ヲ受ケズサル為ノ婚ヲ場合ニ女ノ成婚ノ年ヨリ再挟現、実際ヲ以テ為シ律ニ心婚ヲ以テ之ヲ成婚又ハ離婚スル中ニ答五十トアリ 死、流徒、杖、笞 モ心尼ノ現挟ニ告ケルヲ以テ婚姻スルモ又後離婚ヲ命スルヲナサズ一年ニ公童ヲ課スル

第三. 前ニ強迫シ 若通一年ノ後ニ整ルヲ以テ一数ニ遇フモ尚ホ 二ヶ 之ヲ離婚セシ為心前ニ言ヘル事ヲ以テ許サレザルモノヲ現代ニ於ケリ

第四. 祖父母父母ニ大霸 因禁ニ モ必ヤカラシメ婚姻ニ 祖父母父母ガ 仮ニ場合ヲ以テ 代ルヲ得ズ 祖父母父母ガ 命ゼル時ニ 祖父母父母ガ 命ゼル時ニ 祖父母父母ガ 命ゼル時ニ